碧南市公共施設等総合管理計画



平成 29 年３月

令和４年３月改訂

令和８年１１月改訂

碧 南 市

はじめに



碧南市は、高度経済成長期から今日に至るまで、人口の増加や社会の発展にあわせて、多くの公共施設や道路、水道などのインフラ整備を進めてまいりました。しかし、私たちが長年親しんできたこれらの施設も、建設から 40 年以上が経過して老朽化が進み、今まさに一斉にリニューアルや建て替えの時期を迎えようとしています。

本市では、1970 年代から 1980 年代後半にかけて、文化会館・中央公民館、臨海体育館、市民病院といった主要な施設をはじめ、小中学校の整備を急ピッチで進めました。その結果、現在では公共施設の約半数が築 40 年を超え、道路や橋、上下水道なども同時に老朽化が進んでいます。これらすべてをこれまで通りに建て替え維持し続けることは、次世代の健全な財政運営を圧迫し、将来のまちづくりの選択肢を狭めることにもつながりかねません。

現在の社会情勢を見渡すと、少子高齢化による社会保障費の増加や、働く世代の減少に伴う税収の伸び悩みなど、市の財政状況は今後さらに厳しくなることが見込まれています。

今後は今ある施設を単に長寿命化させるだけでなく、これからの時代に必要なサービスを見極め、施設の統廃合や機能の複合化を積極的に進める必要があります。複数の機能を一つの場所に集約することで、市民の皆様の利便性を高め、これまで以上に安全で快適な、質の高い公共サービスへと生まれ変わらせてまいります。これこそが、将来にわたって「身の丈に合った、真に利用しやすい公共サービス」を持続させるための前向きな選択です。

今回の改訂にあたっては、計画を実効性のあるものとするため、「どの施設を、いつまでに、どのようにしていくのか」という具体的な取り組み内容や期間を明確にいたしました。

私たちはこの大きな課題を市民の皆様と乗り越え、次の世代へ誇れる碧南市を共に創り上げてまいりたいと考えております。皆様の温かいご理解とご協力を、心よりお願い申し上げます。

碧南市長
小池友妃子

目　次

第１章 計画の位置付け等

１－１　碧南市の概要 …… 1
１－２　計画の目的 …… 1
１－３　計画の位置付け …… 2
１－４　計画の改訂体制 …… 3
１－５　対象施設 …… 4
１－６　公共施設等総合管理計画見直しのポイント …… 5

第２章 公共施設等の状況

２－１　公共建築物の状況 …… 6
２－２　ベンチマーク分析 …… 10
２－３　土木インフラ施設の状況 …… 17

第３章 本市の将来予測及び市民ニーズの把握

３－１　計画期間 …… 32
３－２　人口の推計 …… 33
３－３　財政収支の見込み …… 35
３－４　市民ニーズの把握（市民アンケート調査） …… 38

第４章 中長期的な経費の見込み

４－１　公共建築物の現状の維持管理方法(事後保全型)による試算 …… 42
４－２　土木インフラ施設の現状の維持管理方法(事後保全型)による試算 … 45
４－３　公共建築物の新たな維持管理方法(予防保全型)による試算 …… 50
４－４　土木インフラ施設の新たな維持管理方法(予防保全型)による試算 … 54
４－５　公共施設等の更新等費用の試算結果 …… 57

第５章 課題に関する基本認識と解消に向けた検討

５－１　公共施設等の課題に関する基本認識 …… 61
５－２　コスト面の課題解消に向けた公共建築物の保有量の削減試算 …… 62

第６章 総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

６－１　公共施設マネジメントに関する基本方針 …… 63
６－２　公共施設等の管理に関する具体的な取組方針 …… 65
　－１　点検・診断等の実施方針 …… 65
　－２　維持管理・修繕・更新等の実施方針 …… 66
　－３　安心・安全確保の実施方針 …… 67
　－４　耐震化の実施方針 …… 68
　－５　長寿命化の実施方針 …… 68
　－６　ユニバーサルデザイン化の推進方針 …… 70

－７　統合や廃止及び有効活用の推進方針 ····· 71
－８　公共施設運営の適正化実施方針 ····· 73
６－３　進捗状況等のフォローアップの実施 ····· 75
－１　本計画を実現するための体制の構築方針 ····· 75
－２　全庁的な情報共有方策 ····· 76
－３　計画の実践に向けた進捗管理 ····· 77
－４　計画的見直しによる進行管理 ····· 78
－５　市民との問題意識の共有について ····· 79

第７章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

７－１　公共建築物の基本方針 ····· 80
(1)　期間区分一覧 ····· 81
(2)　期間区分一覧（個別計画あり） ····· 90
(3)　施設類型ごとに整理した一覧 ····· 92
－１　市民文化系施設 ····· 93
－２　社会教育系施設 ····· 100
－３　スポーツ・レクリエーション系施設 ····· 106
－４　産業系施設 ····· 110
－５　学校教育系施設 ····· 114
－６　子育て支援施設 ····· 119
－７　保健・福祉施設 ····· 124
－８　医療施設 ····· 130
－９　行政系施設 ····· 132
-10　公営住宅 ····· 138
-11　病院施設 ····· 140
７－２　土木インフラ施設の基本方針 ····· 143
－１　道路施設 ····· 144
－２　橋梁 ····· 147
－３　河川施設 ····· 148
－４　港湾施設 ····· 149
－５　公園・緑地 ····· 150
－６　農業用施設 ····· 153
－７　水道施設 ····· 154
－８　公共下水道施設 ····· 155
－９　雨水排水施設 ····· 156
-10　駐車場 ····· 158
-11　消防防災施設 ····· 159

巻末資料

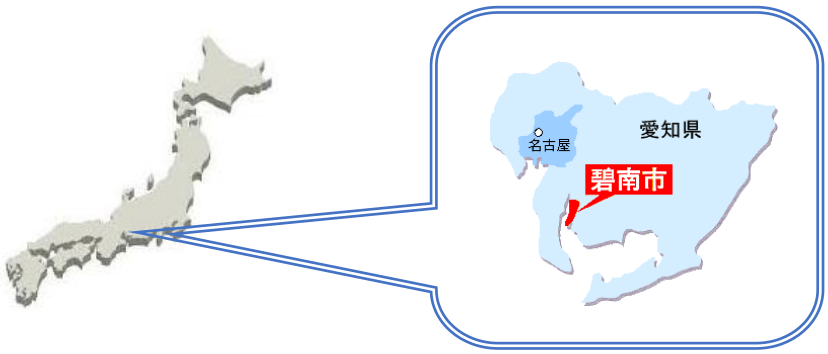
用語説明 ····· 160

第1章　計画の位置付け等

1-1　碧南市の概要

碧南市は、愛知県の県庁所在地である名古屋市から40㎞圏内に位置しています。北は油ヶ淵、東は矢作川、西・南は衣浦港と、周囲を水に囲まれ、市域は東西8㎞、南北12㎞で、面積は36.12㎢となっています。地形的には標高約10m強の碧海台地と矢作川沖積地からなる平坦地です。

昭和23年4月5日に碧海郡大浜町、新川町、棚尾町、旭村が合併し、愛知県で10番目の市となりました。その後、昭和30年に西端地区（碧海郡明治村大字西端）を編入合併し、市域が拡大しました。さらに、昭和32年に衣浦港が重要港湾の指定を受けてからは、臨海工業地域の造成とともに輸送用機器関連産業を始めとした製造業や電力、食品産業などが立地し、日本の高度経済成長に合わせて、めざましい発展を続けながら、今日まで成長を続けてきました。温暖な気候と風土に恵まれ、窯業、鋳物、醸造などの伝統産業と商業、農業、漁業とも調和のとれた産業構造となっています。



1-2　計画の目的

本市が保有する公共建築物や土木インフラ施設（以下「公共施設等」という。）の多くは、高度経済成長期の急激な人口増加に伴い、集中的に整備されてきたため、近年では施設の老朽化が進み、近い将来には一斉に更新時期を迎えることが予想されます。

公共施設等の老朽化は、放置すると重大な事故に発展する可能性があり、市民の安心・安全を脅かす恐れがあることに加え、全ての公共施設等を適切に維持管理するには、修繕や更新等に多額の費用が必要となるため、本市の行財政運営にも多大な影響を与えます。

少子高齢化や人口減少などが社会問題化する中、本市を取り巻く社会情勢もこれまでとは変化してきており、今後の公共施設等の修繕・更新・維持管理・運営等については、現状及び将来の見通しを踏まえて、公共施設等を市民共有の資産であることを認識したうえで、経営的な観点から総合的かつ計画的に取り組む必要があります。

碧南市公共施設等総合管理計画（以下「本計画」という。）は、公共施設等を効率的かつ効果的にマネジメントすることにより、質と量の適正化を図り、持続的に公共施設等を維持管理していくことを目的とします。

1-3　計画の位置付け

本計画は、平成25年11月29日に国のインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議で決定した「インフラ長寿命化基本計画」において、地方公共団体が策定する「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に該当するもので、平成26年4月22日に総務省が策定した「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づいて策定するものです。本計画の策定にあたり上位計画である「碧南市総合計画」や関連計画である「碧南市都市計画マスタープラン」、「碧南市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合性を図ります。また、本計画は、個別施設ごとの具体的な方針を定める「個別施設計画」の上位計画として位置付けます。

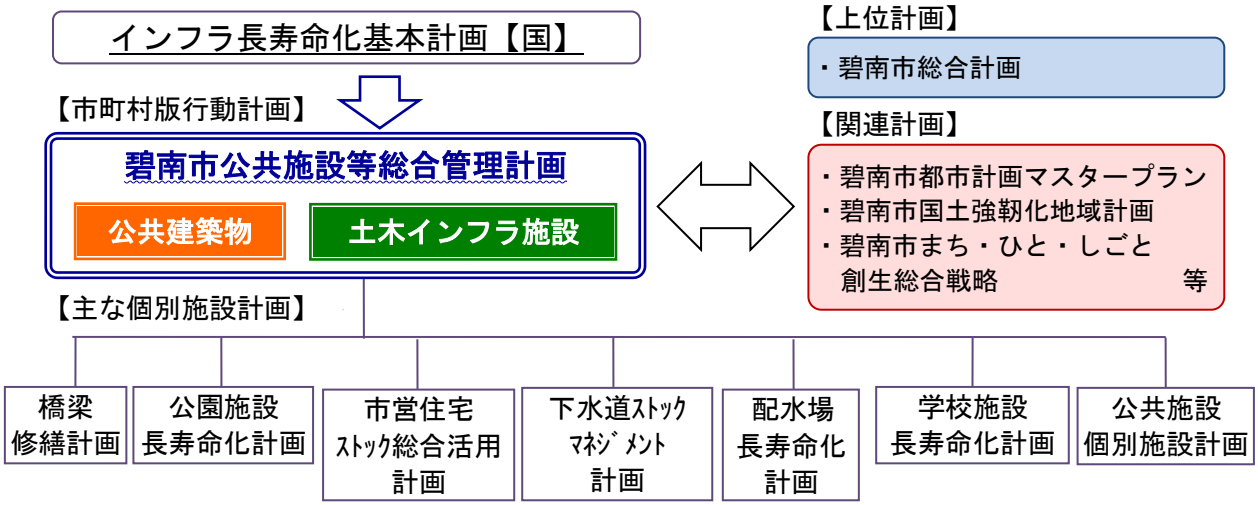


図 1-3-1　碧南市公共施設等総合管理計画の位置付け

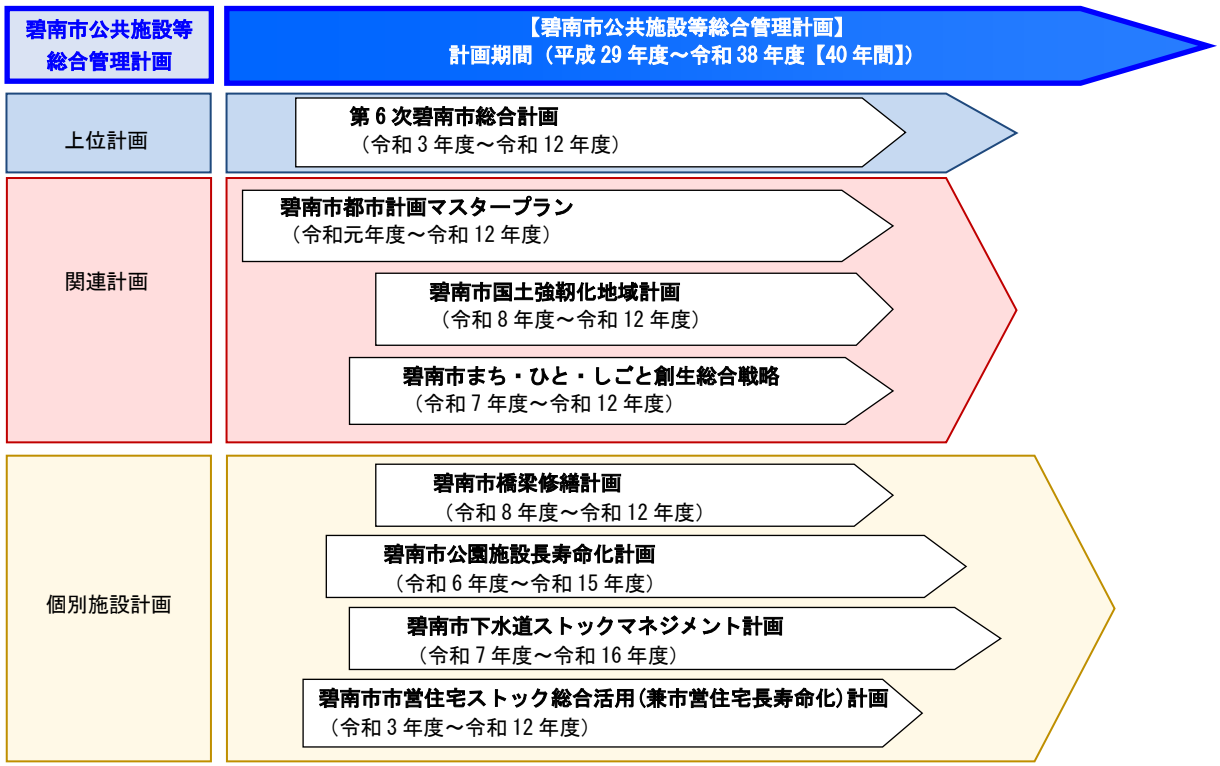


図 1-3-2　関連する各種計画の計画期間

1-4　計画の改訂体制

本計画の改訂にあたっては、全庁的な検討体制として、部長級の「市有財産利活用推進会議」と課長級の「策定会議」からなる二階層の全庁的な体制で検討しました。

さらに、計画の客観性を担保するため、学識経験者からの専門的な助言を得るとともに、市民が参画する「市民会議」を設置し、多様な意見を反映した計画策定を進めました。

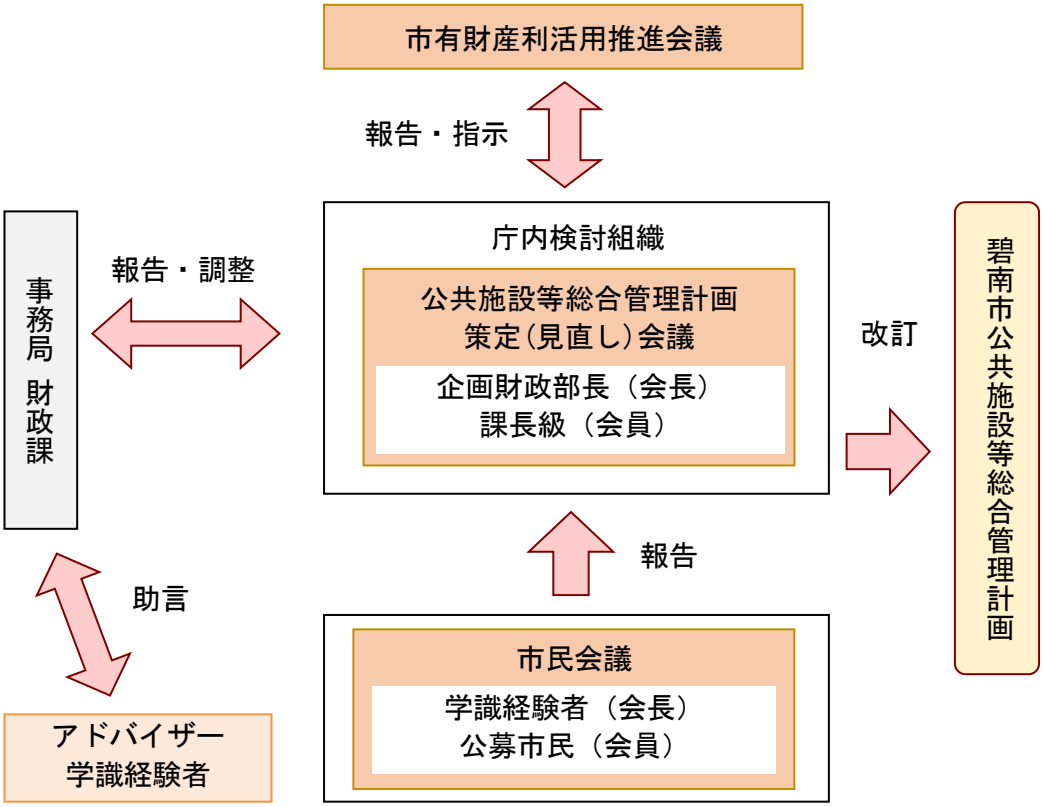


図 1-4-1　計画改訂体制のイメージ

1-5　対象施設

「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（平成26年4月22日付総務省通知）によると、公共施設等とは、「公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物」と示されています。

したがって、本計画の対象施設を以下のとおり、定めました。

【碧南市公共施設等総合管理計画の対象施設】

公共施設等

【公共建築物】
庁舎、学校、体育館、保健センター、
文化会館、公民館、公営住宅、
幼稚園、保育園、図書館　　等

【土木インフラ施設】
道路施設、橋梁、水道施設、
公共下水道施設、公園・緑地、
雨水排水施設、農業用施設　　等

対 象 条 件

【公共建築物】
- 本市が管理する延床面積が 50 ㎡以上の公共建築物を対象とします。
- 延床面積が 50 ㎡未満の建築物であっても、主たる建築物の延床面積が 50 ㎡以上のものは、付随する施設として対象とします。

【土木インフラ施設】
- 維持管理費及び更新費が小さいもの、小規模な施設は対象外とします。

1-6　公共施設等総合管理計画見直しのポイント

碧南市は平成29年3月に公共施設等総合管理計画を策定し、公共建築物の総延床面積10%削減を目標に取り組んできましたが、既存施設をフル活用するという方針であったことから、現状維持のための修繕が繰り返され統合や複合化等を進めるには至りませんでした。

また、公共建築物の総延床面積10%削減を目標に掲げる以上、維持し続ける施設については、更なる有効活用や利用率向上が求められることとなります。

よって、今回の見直しでは、以下の点を重点的に取り組みます。

第一に、公共建築物の方針を明確にします。継続する施設と更新の時期によらず統廃合等を行う施設を明確化することで、最適な施設配置を実現します。

第二に、実施時期を明確にします。最適な施設配置の実現に向けての目安期間を設定し、計画的に推進できる計画とします。

第三に、民間活力を導入します。公共建築物の活用及び管理運営について、民間事業者が有するノウハウや専門性を活用することで、市民サービスの向上と効率的な施設運営を図ります。

第2章　公共施設等の状況

2-1　公共建築物の状況

(1) 対象施設一覧

本市の対象とする公共建築物は、類型別で分類すると 101 施設となります。

表 2-1-1　類型別保有施設一覧表（令和７年度末時点）

大分類	中分類	施設数	施設名称
市民文化系施設	集会施設	15	南部市民プラザ、東部市民プラザ、中央公民館、新川公民館、中部公民館、大浜公民館、棚尾公民館、日進公民館、鷲塚公民館、西端公民館、農業者コミュニティセンター、前浜集落センター、川口農業センター、川口町集会場・憩いの家、市民活動センター
	文化施設	2	文化会館、芸術文化ホール
社会教育系施設	図書館	3	市民図書館、市民図書館中部分館、市民図書館南部分館
	博物館等	5	哲学たいけん村無我苑、碧南海浜水族館、藤井達吉現代美術館、市史資料調査室、旧大浜警察署
ｽﾎﾟｰﾂ・ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ系施設	ｽﾎﾟｰﾂ施設	6	臨海体育館、臨海公園グラウンド、臨海公園ドーム、港湾スポーツセンター、勤労者体育センター、碧南緑地ビーチコート
産業系施設	産業系施設	3	ものづくりセンター、あおいパーク、碧南駅待合所
学校教育系施設	学校	12	新川小学校、中央小学校、大浜小学校、棚尾小学校、日進小学校、鷲塚小学校、西端小学校、新川中学校、中央中学校、南中学校、東中学校、西端中学校
	その他教育施設	1	学校給食センター
子育て支援施設	幼稚園・保育園	10	羽久手保育園、天道保育園、築山保育園、日進保育園、鷲塚保育園、新川幼稚園、中央幼稚園、大浜幼稚園、棚尾幼稚園、西端幼稚園
	幼児・児童施設	12	新川児童クラブ、中央児童クラブ、大浜児童クラブ、棚尾児童クラブ、日進児童クラブ、鷲塚児童クラブ、西端児童クラブ、棚尾児童センター、東部児童センター、こどもプラザららくるにしばた、こどもプラザこころっくしんかわ、にじの学園
保健・福祉施設	高齢福祉施設	4	新川まちかどサロン、大浜まちかどサロン、高齢者元気ッス館、地域包括支援センター西端出張所
	障害福祉施設	3	碧南ふれあい作業所、へきなん福祉センターあいくる、心身障害者福祉センター
	保健施設	1	保健センター
医療施設	医療施設	2	休日診療所、休日・障害者歯科診療所
行政系施設	庁舎等	1	庁舎
	消防施設	5	消防団第１分団、消防団第２分団、消防団第３分団、消防団第５分団、消防団第６分団
	その他行政系施設	8	環境課塩浜事務所、雨池防災倉庫、栗山防災倉庫、旭町防災倉庫、神田町防災倉庫、防災の家、旧ＪＡ新川支店、旧ＪＡ鷲塚支店
公営住宅	公営住宅	7	向山住宅、踏分住宅、新道住宅、城山住宅、笹山住宅、三度山住宅、宮下住宅
病院施設	病院施設	1	市民病院（官舎含む）
合　計		101	

※複合施設は、施設ごとに１施設とみなしています。

(2) 類型別延床面積の割合

公共建築物の延床面積の割合を類型別にみると、学校が最も多くの割合を占めており、本市全体の公共建築物の割合の 36.4%を占めています。次いで病院施設が13.5%となっています。

表 2-1-2　類型別保有施設の整理（令和７年度末時点）

大分類	中分類	施設数	棟数	延床面積（㎡）	構成比率（%）
市民文化系施設	集会施設	15	19	15,819	5.8
	文化施設	2	2	8,947	3.3
社会教育系施設	図書館	3	4	6,016	2.2
	博物館等	5	13	7,510	2.8
ｽﾎﾟｰﾂ・ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ系施設	ｽﾎﾟｰﾂ施設	6	11	14,272	5.3
産業系施設	産業系施設	3	10	8,183	3.0
学校教育系施設	学校	12	130	98,499	36.4
	その他教育施設	1	4	4,030	1.5
子育て支援施設	幼稚園・保育園	10	41	10,732	4.0
	幼児・児童施設	12	18	4,311	1.6
保健・福祉施設	高齢福祉施設	4	4	1,965	0.7
	障害福祉施設	3	4	3,787	1.4
	保健施設	1	6	2,214	0.8
医療施設	医療施設	2	1	611	0.2
行政系施設	庁舎等	1	7	17,926	6.6
	消防施設	5	13	689	0.3
	その他行政系施設	8	9	2,378	0.9
公営住宅	公営住宅	7	53	26,219	9.7
病院施設	病院施設	1	18	36,626	13.5
合　計		101	367	270,734	100.0

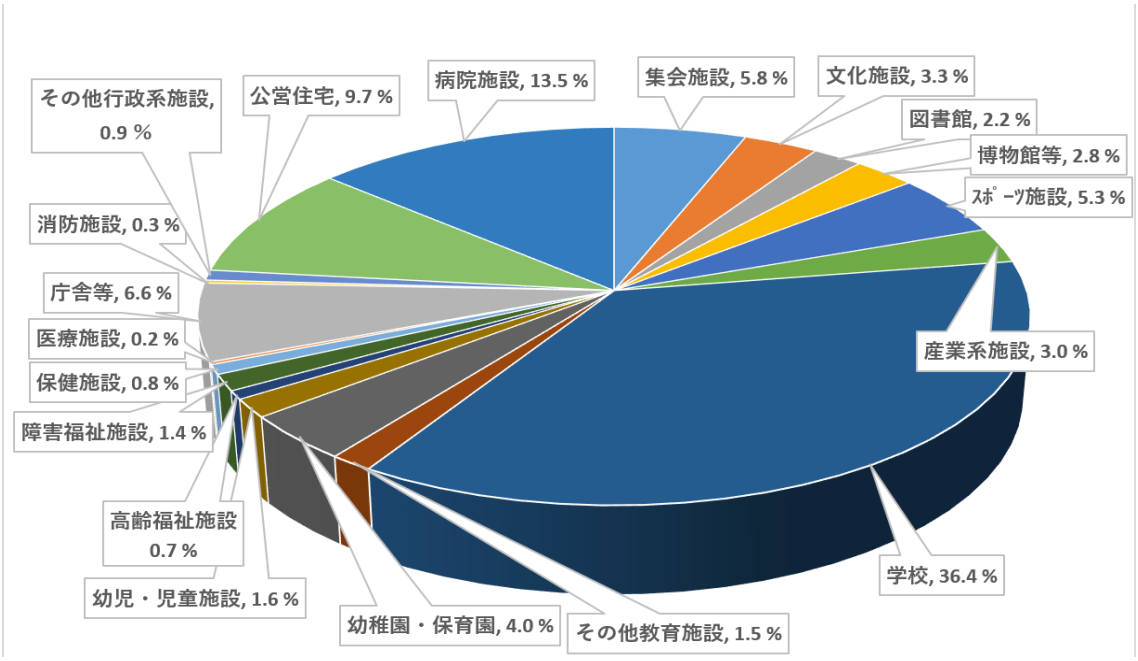


図 2-1-1　類型別の延床面積の割合

(3) 公共建築物の年度別の整備状況

本市の公共建築物の延床面積は、令和7年度末時点で、270,734㎡となっており、人口71,914人（令和8年3月31日現在）で割った1人当たりの公共建築物の延床面積は、約3.76㎡です。

また、延床面積が大きい施設としては、1978年（昭和53年）に文化会館・中央公民館、1983年（昭和58年）に臨海体育館、1988年（昭和63年）に市民病院、1993年（平成5年）に市民図書館及び芸術文化ホール、1999年（平成11年）に庁舎が整備されています。

耐震基準別の延床面積は、1981年の建築基準法の改正により、旧耐震基準（昭和56年以前）により建てられた建築物が78,040㎡（約28.8%）、新耐震基準（昭和57年以降）により建てられた建築物が192,694㎡（約71.2%）となっています。ただし、旧耐震基準により建てられた建築物の内、「碧南市建築物耐震改修促進計画」に基づく施設は、耐震診断及び耐震改修を完了しています。

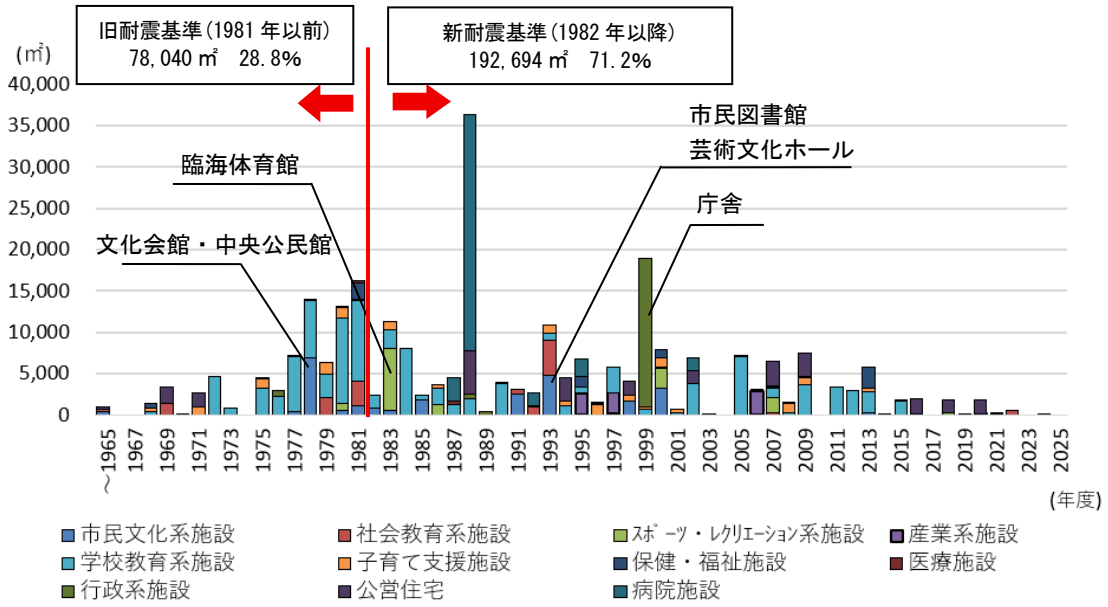


図 2-1-2　年度別の整備状況

本市が所有している公共建築物のうち、築40年以上を経過している建物は52.8%となっています。老朽化も進んでおり、計画的な修繕を行う必要があり、施設維持に多額の費用が求められます。

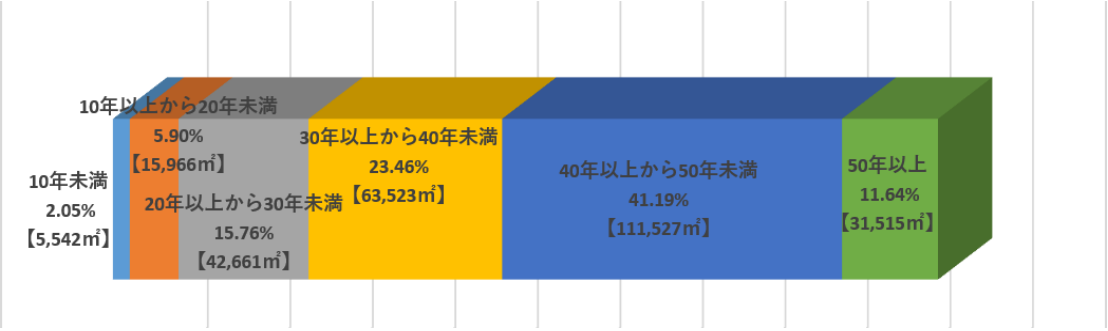


図 2-1-3　築年数別の延床面積の割合

(4) 公共建築物の延床面積の変遷

本市の公共建築物の延床面積は、高度経済成長期の人口増加を受け、都市化の進展に伴い 1975 年（昭和 50 年）頃から右肩上がりで増加してきており、類型別では、1970 年代中頃から 80 年代後半まで、学校教育系施設の面積が多くを占めています。その後、病院施設を始めとするその他施設の整備が進められ、面積が増加しています。

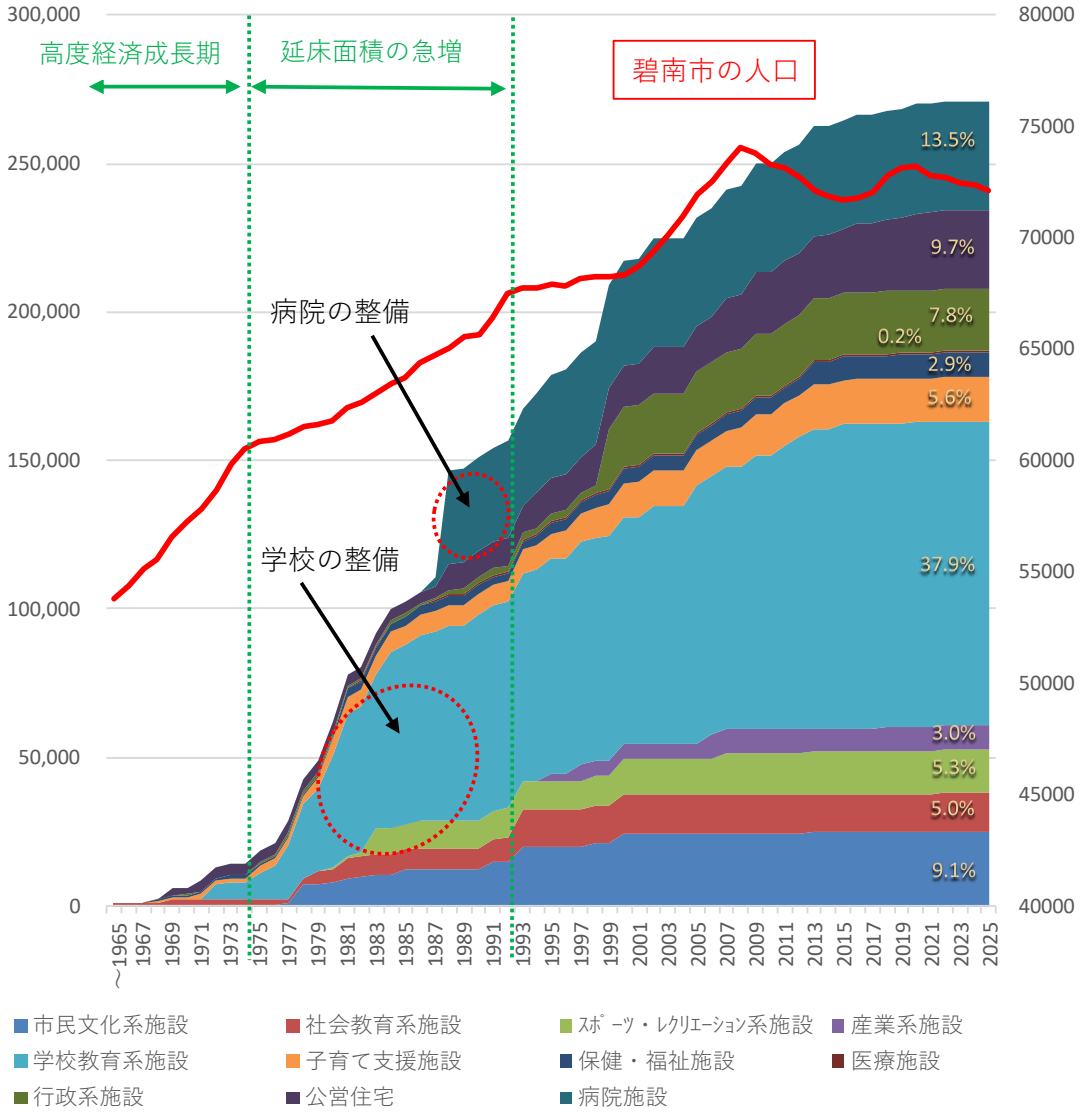


図 2-1-4　類型別の延床面積の変遷

2-2　ベンチマーク分析

本市の公共建築物の整備状況を様々な視点から類似である自治体と比較し、現在の整備水準がどの程度なのかベンチマーキング分析を行います。

(1) 規模が類似の自治体との比較

人口と市域面積の観点から規模が類似している自治体として、人口 5 万人以上 10 万人未満、市域面積 20 ㎢以上 40 ㎢未満の条件に当てはまる 30 自治体により比較します。

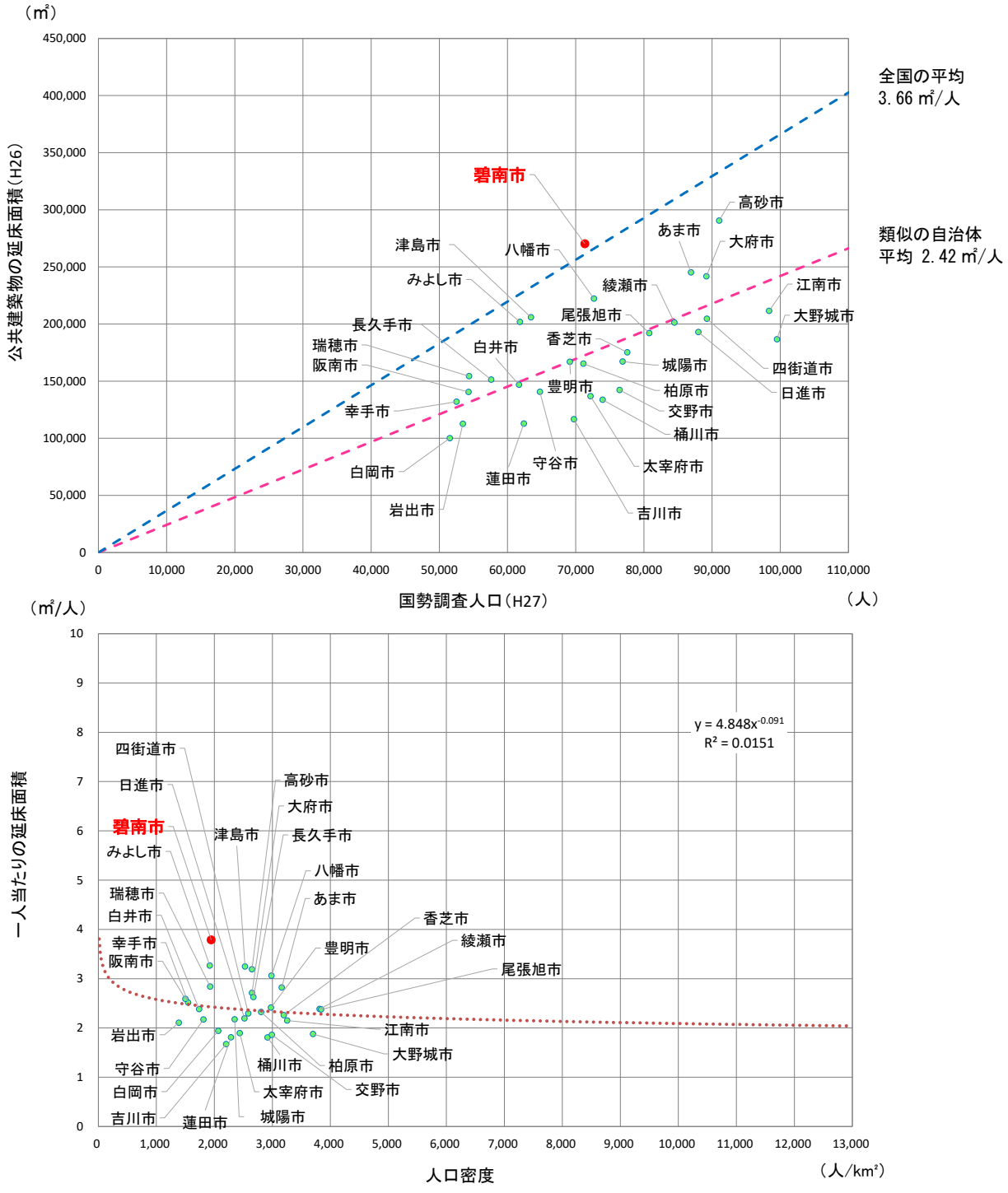
表 2-2-1　規模が類似の自治体の一覧表

都道府県	市区町村	H27 国勢調査 人口（人）	市域面積（㎢）	人口密度（人/㎢）	一人当たり延床面積（㎡/人）	H11 以降の合併	備考
愛知県	碧南市	71,346	36.68	1945.1	3.79	無	沿岸
愛知県	みよし市	61,810	32.19	1920.2	3.27	無	内陸
愛知県	津島市	63,431	25.09	2528.1	3.25	無	内陸
兵庫県	高砂市	91,030	34.38	2647.8	3.19	無	内陸
京都府	八幡市	72,664	24.35	2984.1	3.06	無	内陸
岐阜県	瑞穂市	54,354	28.19	1928.1	2.84	新設	内陸
愛知県	あま市	86,898	27.49	3161.1	2.82	新設	内陸
愛知県	大府市	89,157	33.66	2648.8	2.71	無	内陸
愛知県	長久手市	57,598	21.55	2672.8	2.63	無	内陸
大阪府	阪南市	54,276	36.17	1500.6	2.59	無	内陸
埼玉県	幸手市	52,524	33.93	1548.0	2.51	無	内陸
愛知県	豊明市	69,127	23.22	2977.0	2.41	無	内陸
神奈川県	綾瀬市	84,460	22.14	3814.8	2.38	無	内陸
千葉県	白井市	61,674	35.48	1738.3	2.38	無	内陸
愛知県	尾張旭市	80,787	21.03	3841.5	2.38	無	内陸
大阪府	柏原市	71,112	25.33	2807.4	2.32	無	内陸
千葉県	四街道市	89,245	34.52	2585.3	2.29	無	内陸
奈良県	香芝市	77,561	24.26	3197.1	2.26	無	内陸
愛知県	日進市	87,977	34.91	2520.1	2.19	無	内陸
京都府	城陽市	76,869	32.71	2350.0	2.17	無	内陸
茨城県	守谷市	64,753	35.71	1813.3	2.17	無	内陸
愛知県	江南市	98,359	30.20	3256.9	2.15	無	内陸
和歌山県	岩出市	53,452	38.51	1388.0	2.11	無	内陸
埼玉県	白岡市	51,535	24.92	2068.0	1.94	無	内陸
福岡県	太宰府市	72,168	29.60	2438.1	1.90	無	沿岸
福岡県	大野城市	99,525	26.89	3701.2	1.87	無	沿岸
大阪府	交野市	76,435	25.55	2991.6	1.86	無	内陸
埼玉県	蓮田市	62,380	27.28	2286.7	1.81	無	内陸
埼玉県	桶川市	73,936	25.35	2916.6	1.81	無	内陸
埼玉県	吉川市	69,738	31.66	2202.7	1.67	無	内陸
	平均	72,539	29.43	2546.0	2.42		

資料：国勢調査（H27 年度）を基に作成

本市の住民１人当たりの公共建築物の延床面積は 3.79 ㎡であり、全国の平均である 3.66 ㎡、規模が類似の自治体の平均である 2.42 ㎡よりも多く、類似の自治体では最も多い状況にあります。

また、人口密度に対する一人当たりの延床面積を比較しても、本市は類似の自治体では最も多い状況にあります。



資料：総務省公共施設状況調（H26 年度）、国勢調査（H27 年度）を基に作成
（注）碧南市の公共建築物延床面積のみ H27 年度末の値を使用

図 2-2-1　規模が類似の自治体とのベンチマーク

(2) 財政面で類似の自治体との比較

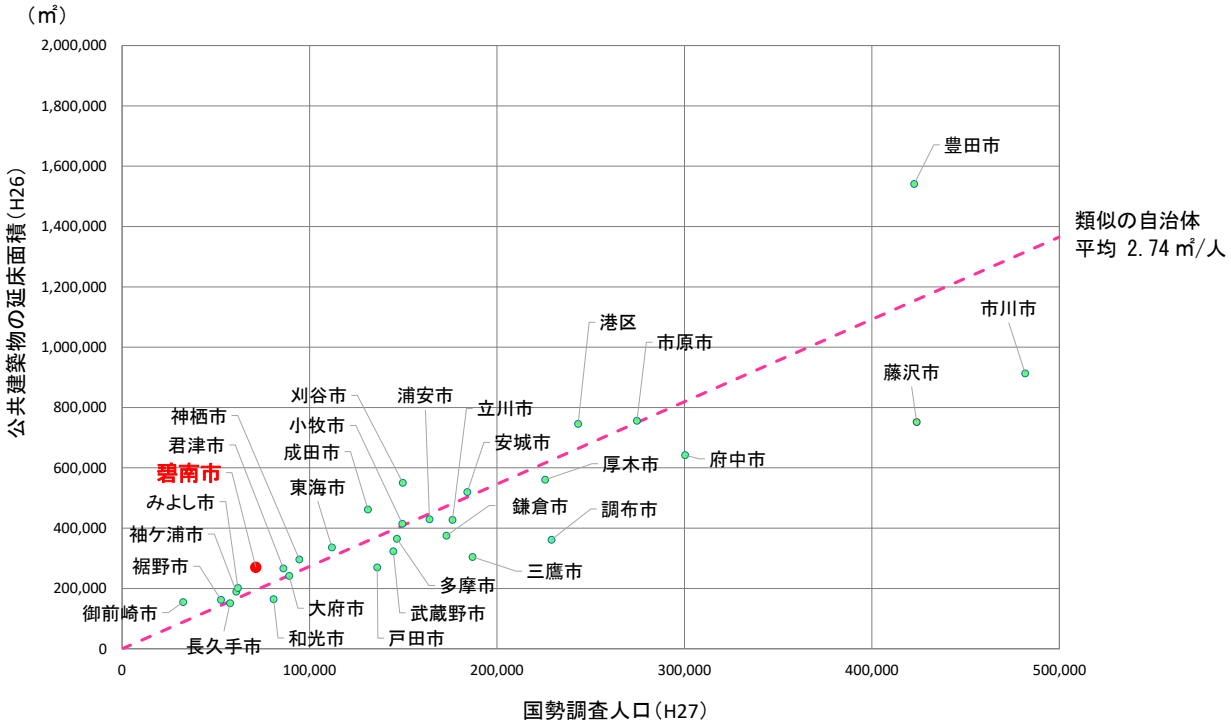
本市と財政面で類似している自治体として、財政力指数が 1.0 以上の自治体の内、政令指定都市及び町村を除いた 30 自治体により比較します。

表 2-2-2　財政面で類似の自治体の一覧表

都道府県	市区町村	H27 国勢調査 人口（人）	市域面積 （㎢）	人口密度 （人/㎢）	一人当たり 延床面積 （㎡/ 人）	H11 以降 の合併	財政力 指数
静岡県	御前崎市	32,578	65.56	496.9	4.75	新設	1.05
愛知県	碧南市	71,346	36.68	1945.1	3.79	無	1.01
愛知県	刈谷市	149,765	50.39	2972.1	3.68	無	1.20
愛知県	豊田市	422,542	918.32	460.1	3.65	編入	1.04
千葉県	成田市	131,190	213.84	613.5	3.52	編入	1.25
愛知県	みよし市	61,810	32.19	1920.2	3.27	無	1.07
茨城県	神栖市	94,522	146.94	643.3	3.14	編入	1.32
千葉県	袖ケ浦市	60,952	94.93	642.1	3.11	無	1.07
千葉県	君津市	86,033	318.81	269.9	3.10	無	1.00
静岡県	裾野市	52,737	138.12	381.8	3.08	無	1.01
東京都	港区	243,283	20.37	11943.2	3.07	無	1.20
愛知県	東海市	111,944	43.43	2577.6	3.00	無	1.26
愛知県	安城市	184,140	86.05	2139.9	2.82	無	1.19
愛知県	小牧市	149,462	62.81	2379.6	2.77	無	1.12
千葉県	市原市	274,656	368.17	746.0	2.75	無	1.00
愛知県	大府市	89,157	33.66	2648.8	2.71	無	1.05
愛知県	長久手市	57,598	21.55	2672.8	2.63	無	1.02
千葉県	浦安市	164,024	17.30	9481.2	2.62	無	1.48
神奈川県	厚木市	225,714	93.84	2405.3	2.49	無	1.08
東京都	多摩市	146,631	21.01	6979.1	2.49	無	1.07
東京都	立川市	176,295	24.36	7237.1	2.43	無	1.07
東京都	武蔵野市	144,730	10.98	13181.2	2.23	無	1.41
神奈川県	鎌倉市	173,019	39.67	4361.5	2.17	無	1.01
東京都	府中市	300,343	225.18	1333.8	2.14	無	1.11
埼玉県	和光市	80,826	11.04	7321.2	2.04	無	1.00
埼玉県	戸田市	136,150	18.19	7484.9	1.98	無	1.19
千葉県	市川市	481,732	57.45	8385.2	1.90	無	1.00
神奈川県	藤沢市	423,894	69.57	6093.1	1.77	無	1.03
東京都	三鷹市	186,936	16.42	11384.7	1.63	無	1.04
東京都	調布市	229,061	21.58	10614.5	1.58	無	1.15
	平均	171,436	109.28	4390.5	2.74		

資料：全市町村の主要財政指標（H26 年度）、国勢調査（H27 年度）を基に作成
新設：対等合併、編入：吸収合併

本市の住民１人当たりの公共建築物の延床面積は 3.79 ㎡であり、財政面で類似の自治体の平均である 2.74 ㎡よりも多い状況にあります。本市より財政面が豊かであっても必ずしも延床面積が多いわけではないことが読み取れます。



資料：総務省公共施設状況調（H26 年度）、国勢調査（H27 年度）を基に作成
（注）碧南市の公共建築物延床面積のみ H27 年度末の値を使用。

図 2-2-2　財政面で類似の自治体とのベンチマーク

(3) 産業面で類似の自治体との比較

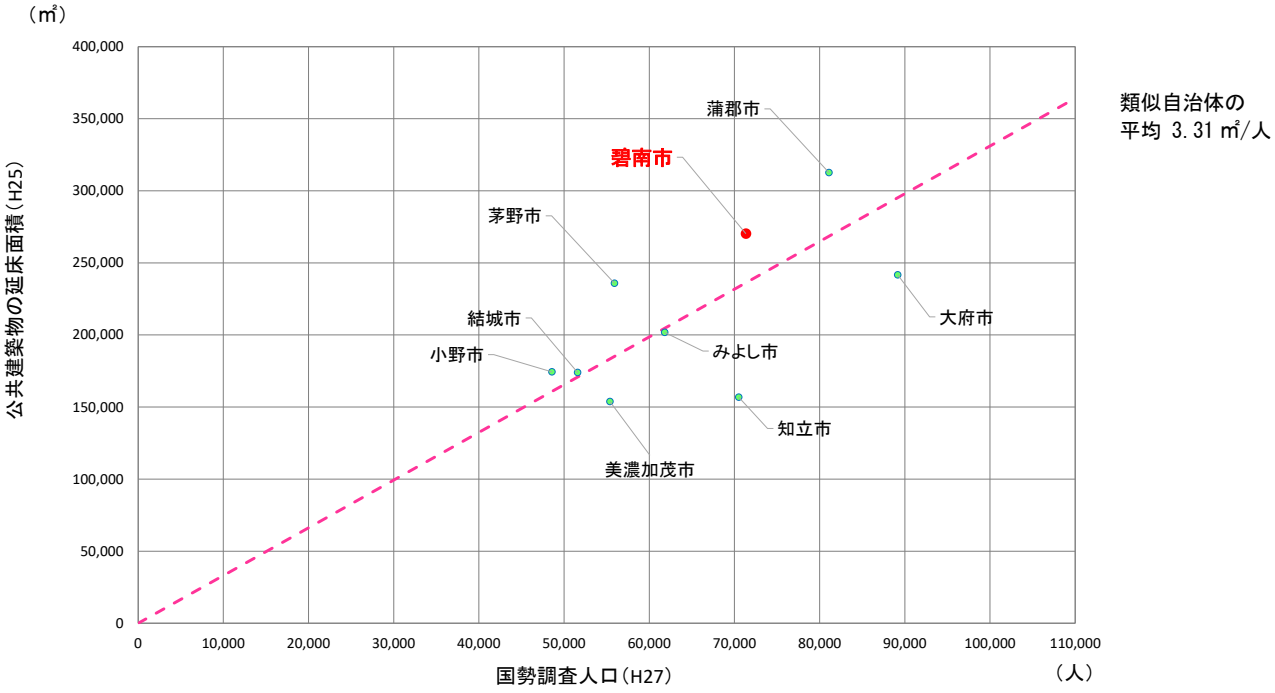
本市と産業面で類似している自治体として、総務省の類似団体Ⅱ－0（人口 5 万人以上 10 万人未満、産業構造Ⅱ次･Ⅲ次が 95%未満かつⅢ次が 55%未満）の 41 自治体のうち、平成 11 年以降に市町村合併が行われていない 9 自治体により比較します。

表 2-2-3　産業面で類似する自治体の一覧表

都道府県	市区町村	H27 国勢調査 人口（人）	市域面積 （㎢）	人口密度 （人/㎢）	一人当たり 延床面積 （㎡/ 人）	H11 以降 の合併
長野県	茅野市	55,912	266.59	209.7	4.22	無
愛知県	蒲郡市	81,100	56.95	1424.1	3.85	無
愛知県	碧南市	71,346	36.68	1945.1	3.79	無
兵庫県	小野市	48,580	92.94	522.7	3.59	無
茨城県	結城市	51,594	65.76	784.6	3.37	無
愛知県	みよし市	61,810	32.19	1920.2	3.27	無
岐阜県	美濃加茂市	55,384	74.81	740.3	2.78	無
愛知県	大府市	89,157	33.66	2648.8	2.71	無
愛知県	知立市	70,501	16.31	4322.6	2.22	無
	平均	65,043	75.10	1,613.0	3.31	

資料：国勢調査（H27 年度）を基に作成

本市の住民１人当たりの公共建築物の延床面積は 3.79 ㎡であり、産業面で類似の自治体の平均である 3.31 ㎡よりも多い状況にあります。県内における産業面で類似の自治体と比較しても多い状況にあります。



資料：総務省公共施設状況調（H26 年度）、国勢調査（H27 年度）を基に作成
（注）碧南市の公共建築物延床面積のみ H27 年度末の値を使用

図 2-2-3　産業面で類似の自治体とのベンチマーク

(4) 愛知県内の自治体との比較

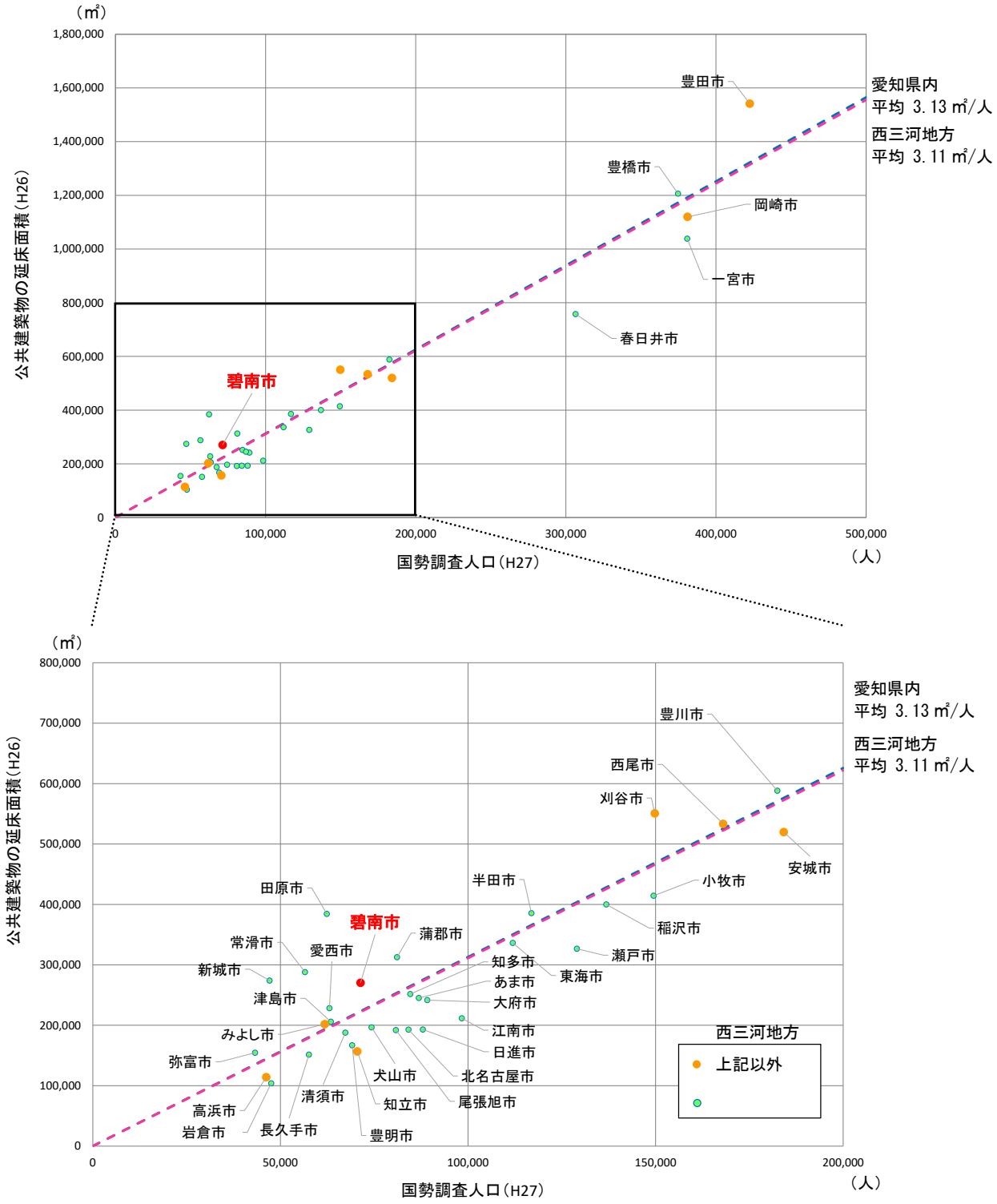
愛知県内の名古屋市を除いた市である 37 自治体と西三河地方（知立建設管内、西三河建設管内及び豊田加茂建設管内）の９自治体のそれぞれで比較します。

表 2-2-4　愛知県内の自治体の一覧表

都道府県	市区町村	H27 国勢調査 人口（人）	市域面積 （㎢）	人口密度 （人/㎢）	一人当たり 延床面積 （㎡/ 人）	H11 以降 の合併
愛知県	田原市	62,364	191.12	326.3	6.16	編入
愛知県	新城市	47,133	499.23	94.4	5.81	新設
愛知県	常滑市	56,547	55.89	1011.8	5.09	無
愛知県	蒲郡市	81,100	56.95	1424.1	3.85	無
愛知県	碧南市	71,346	36.68	1945.1	3.79	無
愛知県	刈谷市	149,765	50.39	2972.1	3.68	無
愛知県	豊田市	422,542	918.32	460.1	3.65	編入
愛知県	愛西市	63,088	66.70	945.8	3.62	新設
愛知県	弥富市	43,269	49.00	883.0	3.57	編入
愛知県	半田市	116,908	47.42	2465.4	3.30	無
愛知県	みよし市	61,810	32.19	1920.2	3.27	無
愛知県	津島市	63,431	25.09	2528.1	3.25	無
愛知県	豊川市	182,436	161.14	1132.2	3.22	編入
愛知県	豊橋市	374,765	261.86	1431.2	3.22	無
愛知県	西尾市	167,990	161.22	1042.0	3.18	編入
愛知県	東海市	111,944	43.43	2577.6	3.00	無
愛知県	知多市	84,617	45.90	1843.5	2.97	無
愛知県	岡崎市	381,051	387.20	984.1	2.94	編入
愛知県	稲沢市	136,867	79.35	1724.9	2.92	編入
愛知県	安城市	184,140	86.05	2139.9	2.82	無
愛知県	あま市	86,898	27.49	3161.1	2.82	新設
愛知県	清須市	67,327	17.35	3880.5	2.79	新設
愛知県	小牧市	149,462	62.81	2379.6	2.77	無
愛知県	一宮市	380,868	113.82	3346.2	2.73	編入
愛知県	大府市	89,157	33.66	2648.8	2.71	無
愛知県	犬山市	74,308	74.90	992.1	2.64	無
愛知県	長久手市	57,598	21.55	2672.8	2.63	無
愛知県	瀬戸市	129,046	111.40	1158.4	2.53	無
愛知県	春日井市	306,508	92.78	3303.6	2.47	無
愛知県	高浜市	46,236	13.11	3526.8	2.47	無
愛知県	豊明市	69,127	23.22	2977.0	2.41	無
愛知県	尾張旭市	80,787	21.03	3841.5	2.38	無
愛知県	北名古屋市	84,133	18.37	4579.9	2.29	新設
愛知県	知立市	70,501	16.31	4322.6	2.22	無
愛知県	日進市	87,977	34.91	2520.1	2.19	無
愛知県	岩倉市	47,562	10.47	4542.7	2.19	無
愛知県	江南市	98,359	30.20	3256.9	2.15	無
	平均	129,432	107.53	2,242.2	3.13	

資料：国勢調査（H27 年度）を基に作成
（注）塗りつぶし箇所は西三河地方の自治体を示す
新設：対等合併、編入：吸収合併

本市の住民１人当たりの公共建築物の延床面積は 3.79 ㎡であり、愛知県内の市の平均である 3.13 ㎡、西三河地方の平均である 3.11 ㎡よりも多く、西三河地方の９自治体で比較した場合は、最も多い状況にあります。



資料：総務省公共施設状況調（H26 年度）、国勢調査（H27 年度）を基に作成
（注）碧南市の公共建築物延床面積のみ H27 年度末の値を使用

図 2-2-4　愛知県内の自治体とのベンチマーク

2-3　土木インフラ施設の状況

土木インフラ施設について、令和７年度末時点の整備状況は以下の通りです。

表 2-3-1　土木インフラ施設の整備状況

施設分類	内　訳		
道路施設	・道路		
	・１級、２級市道	66,347 m	（795,510 ㎡）
	・その他市道	391,408 m	（2,045,942 ㎡）
	・駅前広場	3 箇所	（6,700 ㎡）
	・ポケット広場	17 箇所	（2,554 ㎡）
	・道路照明灯	1,522 基	
	・防犯灯	3,552 基	
	・カーブミラー	1,109 基	
	・道路標識	511 基	
橋梁	・橋梁	186 橋	（19,028 ㎡）
河川施設	・準用河川	4 河川	（1,987 m）
	・樋門･樋管（河川）	7 箇所	
港湾施設	・護岸施設	3 箇所	（5,368 m）
	・広場等	1 箇所	（1,710 ㎡）
公園・緑地	・都市公園	50 箇所	（384,033 ㎡）
	・都市緑地、広場等	36 箇所	（290,216 ㎡）
	・児童遊園・ちびっ子広場	38 箇所	（20,664 ㎡）
	・公園内建物（明石公園）	1 施設	（1 棟、988 ㎡）
農業用施設	・農道	53,990 m	（189,010 ㎡）
	・農業用排水路	110,389 m	
	・排水機場		
	・建物	1 施設	（3 棟、270 ㎡）
	・設備	9 箇所	（ポンプ 18 基）
	・樋門･樋管（農業）	14 箇所	
水道施設	・管路施設（水道）		
	・配水管	495,608 m	
			計 495,608 m
	・配水場		
	・建物	1 施設	（3 棟、1,490 ㎡）
	・設備	1 箇所	（ポンプ 8 基）
公共下水道施設	・管路施設（公共下水道）	432,159 m	
	・ポンプ場（公共下水道）		
	・建物	1 施設	（1 棟、434 ㎡）
	・設備	18 箇所	（ポンプ 37 基）
雨水排水施設	・管路施設（雨水）	122,853 m	
	・ポンプ場（雨水）		
	・建物	6 施設	（6 棟、2,923 ㎡）
	・設備	11 箇所	（ポンプ 29 基）
	・樋門･樋管（雨水）	43 箇所	
	・調整池	3 箇所	（4,104 ㎡）
駐車場	・公共駐車場	2 箇所	（4,629 ㎡）
消防防災施設	・防災同報無線	20 基	

(1) 道路施設

① 道路

本市が所有する道路の整備状況を以下に示します。

表 2-3-2　1 級市道の整備状況

路　線　名		
新川久沓線	港南１号線	荒井五畝通線
若松野田線	玉津浦線	西端線
大道宮下線	潮見亥新田線	中松平七線
長田橋柿池線	伏見屋神有線	
路線数	**実延長（m）**	**道路面積（㎡）**
11 路線	21,575	402,959

表 2-3-3　2 級市道の整備状況

路　線　名		
大坪白山線	堀川亥新田線	霞浦日進１号線
西端荒居道線	潮見川口線	大浜保育園線
碧工線	玉津浦権田線	八柱神社線
山界線	権現線	明石２号線
古川久沓線	川口棚尾橋線	須磨２号線
久沓出崎線	中百々猿待線	港本町玉津浦線
六軒屋敷三角線	踏分鷲巣線	西中北線
新川住吉線	大浜前浜線	神有中山線
須浜線	大久手３号線	江口港南線
藪下東山線	荒居古川線	江口中田線
城山流作線	大久手吹上洲先線	名古屋松本線
松本伏見屋線	山神植出線	相生新道線
平七鷲塚線	末広福清水線	碧南駅前線
中町前浜線	城山源氏神明線	
路線数	**実延長（m）**	**道路面積（㎡）**
41 路線	44,772	392,551

表 2-3-4　その他市道の整備状況

路線数	実延長（m）	道路面積（㎡）
1,621 路線	391,408	2,045,942

② 駅前広場

本市が所有する駅前広場の整備状況を以下に示します。

表 2-3-5　駅前広場の整備状況

施設名	整備面積（㎡）	整備年度
名鉄碧南駅西駅前広場	2,200	2023
名鉄新川町駅西駅前広場	1,500	1976
名鉄碧南中央駅前広場	3,000	1982
合　計	3　箇所	
	6,700　㎡	

③ ポケット広場

本市が所有するポケット広場の整備状況を以下に示します。

表 2-3-6　ポケット広場の整備状況

施設名	整備面積（㎡）	整備年度
篭田町ポケット広場	24.0	－
千福町ポケット広場	218.7	1995～1997
錦町ポケット広場	107.9	1999
浅間町ポケット広場	114.1	2002
丸山町西ポケット広場	283.1	2003
丸山町東ポケット広場	129.8	2003
前浜町ポケット広場	100.0	2003
新川町ポケット広場	209.9	2006、2013
住吉町ポケット広場	291.4	2007
鷲塚町ポケット広場	265.0	2007
浅間町第二ポケット広場	195.7	2010
荒子町ポケット広場	131.6	2010
汐田町ポケット広場	85.0	2015
中町ポケット広場	62.7	2016
棚尾本町ポケット広場	86.2	2017
立山町ポケット広場	51.1	2018
浅間町第３ポケット広場	197.7	2019、2020
合　計	17　箇所	
	2,553.9　㎡	

④ 道路照明灯・防犯灯・カーブミラー・道路標識

本市が所有する道路照明灯等、道路付属施設の整備状況を以下に示します。

表 2-3-7　道路照明灯の整備状況

施設名	基数（基）
LED 灯	1,522

表 2-3-8　防犯灯の整備状況

施設名	基数（基）
蛍光灯	60
LED 灯	3,492
合　計	3,552

表 2-3-9　カーブミラーの整備状況

施設名	基数（基）
カーブミラー	1,109

表 2-3-10　道路標識の整備状況

施設名	基数（基）
案内標識	44
警戒標識	230
その他	237
合　計	511

(2) 橋梁

本市が所有する橋梁の整備状況を以下に示します。

表 2-3-11　15m 以上の橋梁の整備状況

施設名	延長（m）	整備年度	施設名	延長（m）	整備年度
権江橋	39.0	1950	高与橋(上流側歩道)	17.7	1983
高与橋(車道)	22.0	1965	大浜上橋	17.5	1986
志貴崎橋	29.3	1968	権現橋（上流側）	90.0	1988
鼈橋	27.0	1969	港南橋（上流側）	39.3	1988
長田橋	26.1	1969	一ツ橋	76.8	1992
権現橋（下流側）	90.0	1975	坂上橋	76.2	1994
港南橋（下流側）	39.3	1975	二ツ橋	63.0	1995
権江橋歩道橋	38.0	1975	潮見大橋	161.2	2000
堀方橋	36.0	1975	丸山橋	96.0	2003
堀川橋	16.8	1978	塩とり橋	43.0	2007
伏見屋水門橋	31.3	1979	曳舟橋	59.0	2011
旭橋	28.0	1979	須磨跨線橋	16.2	不明
高与橋(下流側歩道)	22.0	1983	明石跨線橋	16.9	不明
施設数			26　橋		

表 2-3-12　2m 以上 15m 未満の橋梁の整備状況

施設数	160　橋

(3) 河川施設

① 準用河川

本市が所有する準用河川の整備状況を以下に示します。

表 2-3-13　準用河川の整備状況

施設名	延長(m)
沢渡川	231.5
古江川	453.9
八村川	250.9
堀川	1,050.5
合　計	4　河川
	1,986.8　m

② 樋門・樋管（河川）

本市が所有する樋門・樋管（河川）の整備状況を以下に示します。

表 2-3-14　樋門・樋管（河川）の整備状況

施設名	ゲート形式
古江川水門	ローラーゲート、マイターゲート
油淵１号排水樋管	フラップゲート
油淵２号排水樋管	フラップゲート
油淵３号排水樋管	スライドゲート、スイングゲート
沢渡川合流樋管	スライドゲート、マイターゲート
碧南市市民病院雨水排水用樋管	スライドゲート、フラップゲート
堀川樋門	スライドゲート、ローラーゲート スイングゲート、マイターゲート
合　計	7　箇所

(4) 港湾施設

① 護岸施設

本市が所有する護岸施設の整備状況を以下に示します。

表 2-3-15　護岸施設の整備状況

地区名	延長(m)	護岸種別
２号地	1,300	矢板護岸
６号地	1,100	矢板護岸
	2,000	ブロック護岸
８号地	968	ブロック護岸
合　計	3　箇所	
	5,368　m	

② 広場等

本市が所有する広場等の整備状況を以下に示します。

表 2-3-16　広場等の整備状況

施設名	面積(㎡)	整備年度
ボードウォーク	1,710	2002～2005
合　計	1　箇所	
	1,710　㎡	

(5) 公園・緑地

① 都市公園

本市が所有する都市公園の整備状況を以下に示します。

表 2-3-17　都市公園の整備状況

種　別	施設名	面積（㎡）	整備年度
総合公園	臨海公園	120,000	1976～1983 2007～2008
地区公園	明石公園	71,000	1984～1988
近隣公園	碧南レールパーク	27,295	2015～2017 2020
近隣公園	水源公園	20,437	1989～1991
近隣公園	伊勢町公園	10,000	2018～2020
街区公園	野田公園	3,064	1970～1971
街区公園	源氏神明公園	2,831	1971～1972
街区公園	末広公園	7,755	1974～1975
街区公園	天王公園	2,187	1975～1976
街区公園	日進公園	2,582	1977～1978
街区公園	沢渡公園	9,412	1975～1979
街区公園	伏見公園	2,049	1979
街区公園	宮後公園	1,997	1979
街区公園	碧公園	7,260	1980
街区公園	日進南公園	2,563	1976～1980
街区公園	道場山西公園	4,770	1980～1981
街区公園	末広東公園	3,222	1978～1981
街区公園	栄公園	2,218	1978～1981
街区公園	六軒町公園	2,723	1981～1982
街区公園	若宮公園	1,687	1982～1983
街区公園	志貴崎公園	2,600	1983～1984
街区公園	志貴崎西公園	1,700	1983～1984
街区公園	岬北公園	2,300	1985～1986
街区公園	長富公園	1,465	1986
街区公園	岬公園	2,500	1986～1987
街区公園	入船公園	2,300	1987～1988
街区公園	下山公園	2,300	1988～1989
街区公園	踏分公園	4,098	1989～1990
街区公園	尾城公園	5,614	1989～1991
街区公園	川口公園	2,620	1991～1992
街区公園	川端公園	2,145	1993～1994
街区公園	雨池公園	3,600	1994～1995
街区公園	相生公園	1,010	1995
街区公園	一ツ橋公園	2,300	1996～1997
街区公園	池下公園	2,100	1997～1998
街区公園	札木公園	1,328	1996～1999
街区公園	照光公園	2,500	2002～2003
街区公園	権田公園	2,920	2004～2005
街区公園	若松公園	2,500	2005～2006
街区公園	久沓公園	1,553	1994
街区公園	宮町公園	1,900	2007～2008
街区公園	権現北公園	2,400	2008～2009

街区公園	湖西公園	2,121	2009
街区公園	三度山公園	1,547	2009
街区公園	前浜公園	7,184	2009～2010
街区公園	三宅公園	6,100	2010～2012
街区公園	権現公園	3,200	2014～2015
街区公園	霞浦公園	2,134	2019～2020
街区公園	緑町公園	1,842	2023
街区公園	西荒居公園	1,100	2024
合　計		50　箇所	
		384,033　㎡	

② 都市緑地・広場等

本市が所有する都市緑地・広場等の整備状況を以下に示します。

表 2-3-18　都市緑地の整備状況

施設名	面積（㎡）	整備年度
須磨海岸緑地	13,391	1980～1982
碧緑地	16,468	1975～1987
玉津浦緑地	4,315	1985～1987
権現崎灯台緑地	1,098	1990～1991
港南緑地 (碧南スケートボードパーク)	36,373	1992～1995
合　計	5　箇所	
	71,645　㎡	

表 2-3-19　広場等の整備状況

施設名	面積（㎡）	整備年度
坂口広場	200	－
油ヶ渕遊園地	18,000	1967
堀川緑地	2,100	1974～1975
前浜緑地	13,500	1981
新川港緑地	1,600	1979～1982
洲先広場	130	1988
浜尾緑地	90	1990
桜づつみ	15,400	1992～1996
鷲林緑地	204	1998
堀川緑地（北部）	2,700	1997～1999
金山緑地	780	1999
平山広場	440	2002
堀方緑地	130	2003
白砂広場	309	2004
旭広場	182	2004
道場山広場	304	2004
神有町広場	572	2006
権田２号緑地	539	2006
堀方町広場	164	2006

施設名	面積（㎡）	整備年度
緩衝緑地	151,932	2007
弥生町緑地	1,158	2008
新道町広場	133	2008
漁業ふれあい広場	1,064	2009
元本堂広場	403	2013
汐田町広場	103	2014
こんぴら広場	291	2015
堀川広場	84	2015
２号地緑地	5,460	2015
汐田町広場	160	2015
幸町広場	142	2015
西山町１丁目広場	297	2023
合　計	31　箇所	
	218,571　㎡	

③ 児童遊園・ちびっ子広場

本市が所有する児童遊園・ちびっ子広場の整備状況を以下に示します。

表 2-3-20　児童遊園の整備状況

施設名	面積（㎡）	整備年度
油ヶ渕児童遊園	400	1971
玉津浦児童遊園	450	1972
荒子児童遊園	2,000	1973
前浜児童遊園	500	1973
鷲塚児童遊園	688	1974
道場山児童遊園	457	1975
霞浦児童遊園	400	1976
弥生町児童遊園	480	1977
西山町児童遊園	1,322	1978
浜尾町児童遊園	971	1983
合　計	10　箇所	
	7,668　㎡	

表 2-3-21　ちびっ子広場の整備状況

施設名	面積（㎡）	整備年度
宮後町ちびっ子広場	180	－
東松江ちびっ子広場	176	－
千福町ちびっ子広場	77	－
半崎町ちびっ子広場	439	1971
天王町ちびっ子広場	280	1971
川口ちびっ子広場	202	1971
浅間町ちびっ子広場	125	－
久沓町ちびっ子広場	384	1972
住吉町ちびっ子広場	99	－
鶴ヶ崎ちびっ子広場	40	－
大久手町ちびっ子広場	591	1979
東山ちびっ子広場	161	1980

浜田町ちびっ子広場	1,886	1982
幸町ちびっ子広場	799	1983
六軒町ちびっ子広場	232	1984
丸山町ちびっ子広場	831	1985
北新川ちびっ子広場	525	1985
港本町ちびっ子広場	771	1986
堀方町３丁目ちびっ子広場	163	1986
中山町ちびっ子広場	944	1988
相生町ちびっ子広場	364	1988
鷲林町ちびっ子広場	800	1992
新須磨町ちびっ子広場	1,118	1995
善明町ちびっ子広場	210	2006
錦町ちびっ子広場	692	2008
中後町ちびっ子広場	321	2009
中町ちびっ子広場	234	2014
荒子町ちびっ子広場	352	2017
合　計	28	箇所
	12,996	㎡

④ 公園内建物

本市が所有する公園内建物の整備状況を以下に示します。

表 2-3-22　公園内建物の整備状況

施設名	棟数	延床面積（㎡）	建築年度
明石公園（管理棟）	1　棟	988	1985

(6) 農業用施設

① 農道

本市が所有する農道の整備状況を以下に示します。

表 2-3-23　農道の整備状況

路線数	実延長（m）	道路面積（㎡）
134 路線	53,990	189,010

② 農業用排水路

本市が所有する農業用排水路の整備状況を以下に示します。

表 2-3-24　農業用排水路の整備状況

施設名	延長（m）
農業用排水路	110,389

③ 排水機場

本市が所有する排水機場の整備状況を以下に示します。

表 2-3-25　排水機場（建物）の整備状況

施設名	棟数	延床面積（㎡）	建築年度
伏見屋排水機場・第２排水機場	3　棟	270	1968

表 2-3-26　排水機場（設備）の整備状況

施設名	種　類	基数(基)
亥新田排水機場	水中ポンプ	1
	水中ポンプ	1
伏見屋排水機場	横軸斜流	2
	横軸斜流	1
伏見屋第２排水機場	横軸斜流	1
下洲排水機場	水中ポンプ	2
北浦１号排水機場	水中ポンプ	2
北浦２号排水機場	水中ポンプ	2
北浦３号排水機場	水中ポンプ	2
西端１号排水機場	水中ポンプ	2
西端２号排水機場	水中ポンプ	2
合　計	９　箇所	
	18　基	

④ 樋門・樋管（農業）

本市が所有する樋門・樋管（農業）の整備状況を以下に示します。

表 2-3-27　樋門・樋管（農業）の整備状況

樋門・樋管名	ゲート形式
白沢樋門	スイングゲート
	スルースゲート
半崎樋門	スルースゲート
大坪１号樋門	スルースゲート
大坪２号樋門	フラップゲート
宮下樋門	鉄板フラップゲート
戸樋樋門	鉄板フラップゲート
伏見屋樋門	ローラーゲート
伏見屋排水機場	ローラーゲート
北浦２号樋門	スライドゲート
	アームコゲート
荒子下樋門	スライドゲート
	アームコゲート（２箇所）
合　計（ゲート数）	14　箇所

(7) 水道施設

① 管路施設（水道）

本市が所有する管路施設（水道）の整備状況と年度別管径別の整備延長を以下に示します。

表 2-3-28　管路施設（水道）の整備状況

管種名	延長（m）
配水管	
管径 100mm 以下	363,096
管径 101～200mm	90,919
管径 201～300mm	23,958
管径 301～400mm	3,541
管径 401～500mm	13,860
管径 501mm 以上	234
合　計	495,608

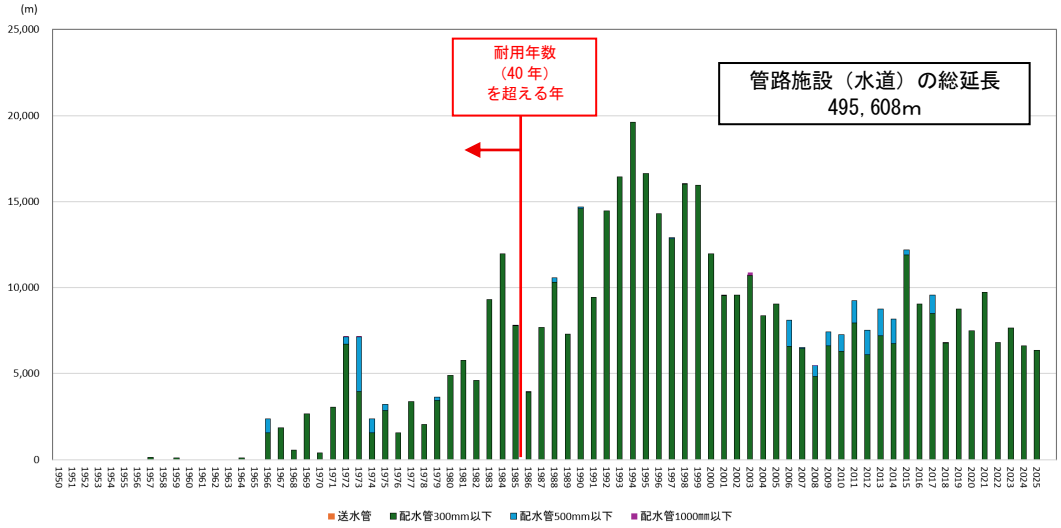


図 2-3-1　管路施設（水道）の年度別管径別整備延長

② 配水場

本市が所有する配水場の整備状況を以下に示します。

表 2-3-29　配水場（建物）の整備状況

施設名	棟数	延床面積（㎡）	建築年度
第１配水場	4	582	1958～1967
第２配水場	3	1,490	1973～2000
合　計	7	2,072　㎡	

※第１配水場は令和５年３月末に機能廃止

表 2-3-30　配水場（設備）の整備状況

施設名	種　類	基数(基)
第１配水場	配水ポンプ	―
第２配水場	第１配水ポンプ	4
	第２配水ポンプ	4
合　計	1　箇所	
	8　基	

(8) 公共下水道施設

① 管路施設（公共下水道）

本市が所有する管路施設（公共下水道）の整備状況と年度別管径別の整備延長を以下に示します。

表 2-3-31　管路施設（公共下水道）の整備状況

管径別	延長（m）
管径 250mm 以下	413,417
管径 251～500mm	16,209
管径 501～1,000mm	2,533
合　計	432,159

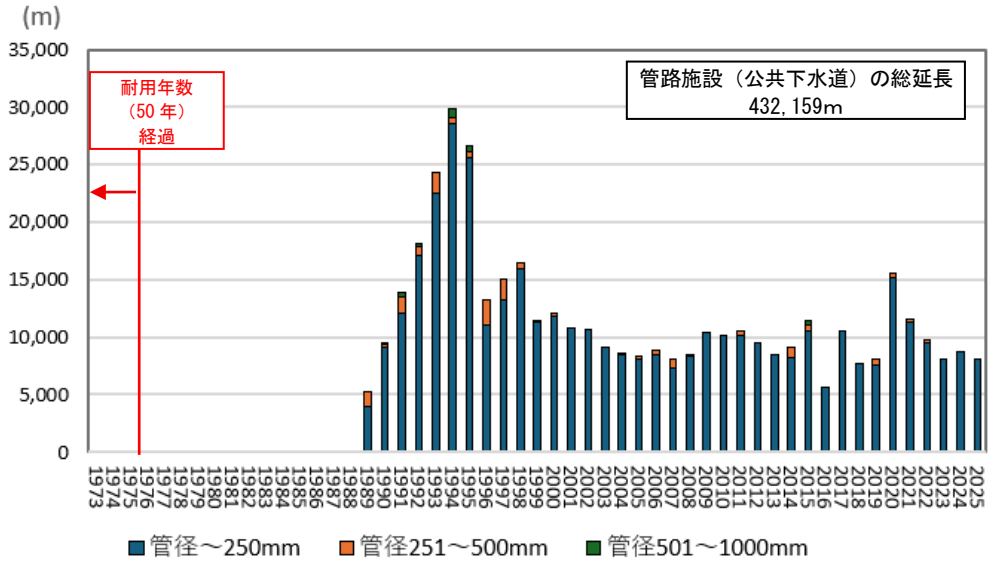


図 2-3-2　管路施設（公共下水道）の年度別管径別整備延長

② ポンプ場（公共下水道）

本市が所有するポンプ場（公共下水道）の整備状況を以下に示します。

表 2-3-32　ポンプ場（公共下水道）（建物）の整備状況

施設名	棟数	延床面積（㎡）	建築年度
大浜権現中継ポンプ場	1	434	1995

表 2-3-33　ポンプ場（公共下水道）（設備）の整備状況

施設名	種　類	基数(基)
大浜権現中継ポンプ場	着脱式水中ポンプ	3
天王マンホールポンプ場	着脱式水中ポンプ	2
道場山マンホールポンプ場	着脱式水中ポンプ	2
雨池マンホールポンプ場	着脱式水中ポンプ	2
前浜１号マンホールポンプ場	着脱式水中ポンプ	2
前浜２号マンホールポンプ場	着脱式水中ポンプ	2
川口マンホールポンプ場	着脱式水中ポンプ	2
湊橋マンホールポンプ場	着脱式水中ポンプ	2

明石公園マンホールポンプ場	着脱式水中ポンプ	2
縄手マンホールポンプ場	着脱式水中ポンプ	2
浅間マンホールポンプ場	着脱式水中ポンプ	2
鷲林１号マンホールポンプ場	着脱式水中ポンプ	2
鷲林２号マンホールポンプ場	着脱式水中ポンプ	2
相生マンホールポンプ場	着脱式水中ポンプ	2
金山マンホールポンプ場	着脱式水中ポンプ	2
堀方マンホールポンプ場	着脱式水中ポンプ	2
植出マンホールポンプ場	着脱式水中ポンプ	2
篭田マンホールポンプ場	着脱式水中ポンプ	2
合　計	18　箇所	
	37　基	

(9) 雨水排水施設

① 管路施設（雨水）

本市が所有する管路施設（雨水）の整備状況と年度別管径別の整備延長を以下に示します。

表 2-3-34　管路施設（雨水）の整備状況

管径別	延長（m）
管径 250mm 以下	321
管径 251～500mm	7,877
管径 501～1,000mm	49,344
管径 1,001～2,000mm	51,506
管径 2,001～3,000mm	12,202
管径 3,001mm 以上	1,603
合　計	122,853

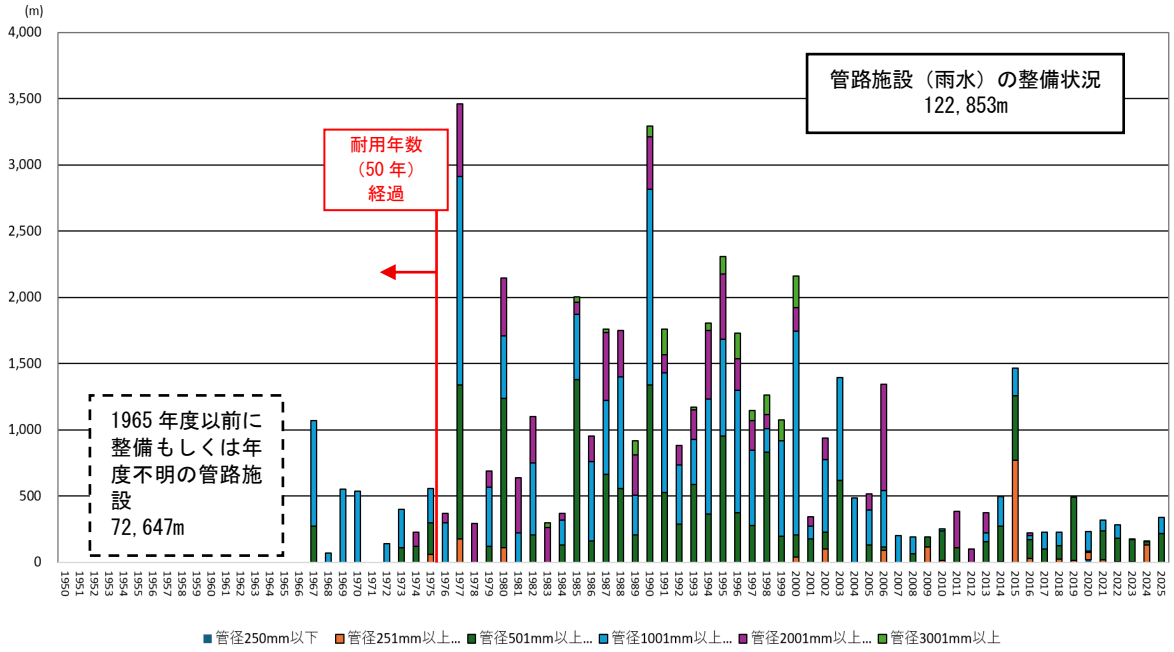


図 2-3-3　管路施設（雨水）の年度別管径別整備延長

② ポンプ場（雨水）

本市が所有するポンプ場（雨水）の整備状況を以下に示します。

表 2-3-35　ポンプ場（雨水）（建物）の整備状況

施設名	棟数	延床面積（㎡）	建築年度
堀川ポンプ場	1	475	1968
新川ポンプ場	1	61	1984
一ツ橋ポンプ場	1	794	1986
雨池ポンプ場	1	1087	1990
中田川ポンプ場	1	487	2016
吹上ポンプ場	1	19	1977
合　計	6	2,923　㎡	

表 2-3-36　ポンプ場（雨水）（設備）の整備状況

施設名	種　類	基数(基)
堀川ポンプ場	横軸斜流	2
	縦軸斜流	2
一ツ橋ポンプ場	縦軸斜流	4
雨池ポンプ場	縦軸斜流	5
新川ポンプ場	縦軸斜流	1
	縦軸軸流	1
吹上ポンプ場	水中ポンプ	3
平七ポンプ場	ゲートポンプ	2
陣屋ポンプ場	ゲートポンプ	2
権現ポンプ場	水中ポンプ	1
源氏ポンプ場	水中ポンプ	1
汐田ポンプ場	水中ポンプ	1
中田川ポンプ場	縦軸斜流	4
合　計	11　箇所	
	29　基	

③ 樋門・樋管（雨水）

本市が所有する樋門・樋管（雨水）の整備状況を以下に示します。

表 2-3-37　樋門・樋管（雨水）の整備状況

施設名	所在地	ゲート形式
権現樋門	権現町	スライドゲート、スイングゲート
家下樋門	平七町	スライドゲート（２箇所）
山下２号樋管	山下町	スライドゲート、マイターゲート
金山３号樋管	金山町	フラップゲート
陣屋樋管	湖西町	スライドゲート、マイターゲート
油ヶ渕４号樋管	湖西町	フラップゲート
吹上ポンプ場排水樋管	吹上町	スライドゲート
長田川２号樋管	吹上町	スライドゲート、フラップゲート
堀方樋門	堀方町	ローラーゲート、マイターゲート
曳舟橋樋管	平和町	スライドゲート、スイングゲート
金山４号樋管	金山町	フラップゲート

新川ポンプ場排水樋管	新川町	ローラーゲート、マイターゲート
源氏ポンプ場排水樋管	源氏町	スライドゲート、スイングゲート
音羽樋管	音羽町	スライドゲート、フラップゲート
大浜漁港樋管	築山町	フラップゲート
築山樋門	港本町	スライドゲート
明石樋管 1.2.3.5.9.10	明石町	フラップゲート（各１箇所）
浅間樋管	浅間町	スライドゲート、フラップゲート
大浜上樋門 1.2	浜町	ローラーゲート、マイターゲート（各２箇所）
天王樋管	天王町	フラップゲート
中松樋管	中松町	フラップゲート
平七樋門	平七町	スライドゲート
神有１	神有町	アームコゲート
神有２	神有町	スライドゲート
合　計（ゲート数）		43　　箇所

④ 調整池

本市が所有する調整池の整備状況を以下に示します。

表 2-3-38　調整池の整備状況

施設名	整備面積（㎡）	貯留容量(㎥)	整備年度
鴻島町調整池	2,383	3,029	2000
札木町調整池	471	471	2006
三宅町調整池	1,250	2,000	2008
合　計	4,104	5,500	

(10) 駐車場

本市が所有する駐車場の整備状況を以下に示します。

表 2-3-39　駐車場の整備状況

施設名	整備面積（㎡）	整備年度
碧南中央駅公共駐車場	2,397	1982
新川町駅西駐車場	2,232	2005
合　計	2　箇所	
	4,629　㎡	

(11) 消防防災施設

本市が所有する防災同報無線の整備状況を以下に示します。

表 2-3-40　防災同報無線の整備状況

施設名	整備概要	整備年度
防災同報無線 （市内 20 箇所）	屋外拡声送受信装置等　20 基 組立鋼管柱　19 基	2005

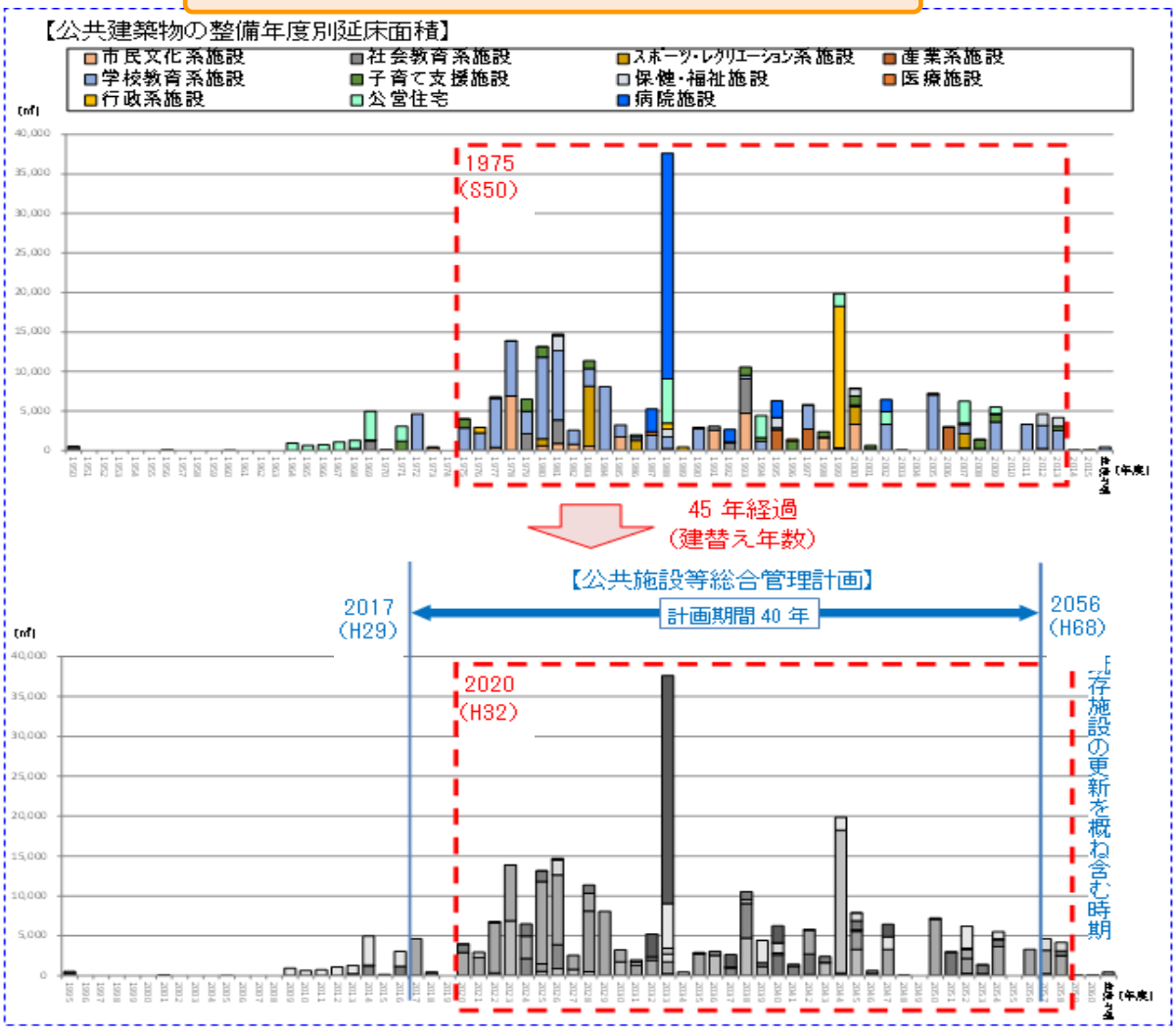
第3章　本市の将来予測及び市民ニーズの把握

3-1　計画期間

本市の公共建築物は、高度経済成長期の1975年（昭和50年）から学校教育系施設を中心として集中的に整備され、現在では様々な施設を保有しています。従来、本市では概ね45年程度で更新（建替え）を実施してきており、それらすべての更新を迎える時期が今後40年間に到来することから、それらの状況を見据えた長期的な計画とするため、本計画における計画期間を40年としました。

また、本計画は策定の検討時点において把握可能な公共施設等の状態やマネジメント状況を整理し策定したものです。そのため、施設の点検等で常に建物の状態を把握し、各施設が本計画で設定したマネジメント方針に照らして取組状況(実績)を評価し、本計画の改訂につなげていく事が必要なことから、5年のPDCAサイクル期間を設定し、本計画の不断の見直しを実施していきます。

計画期間　2017 年度～2056 年度(40 年間)



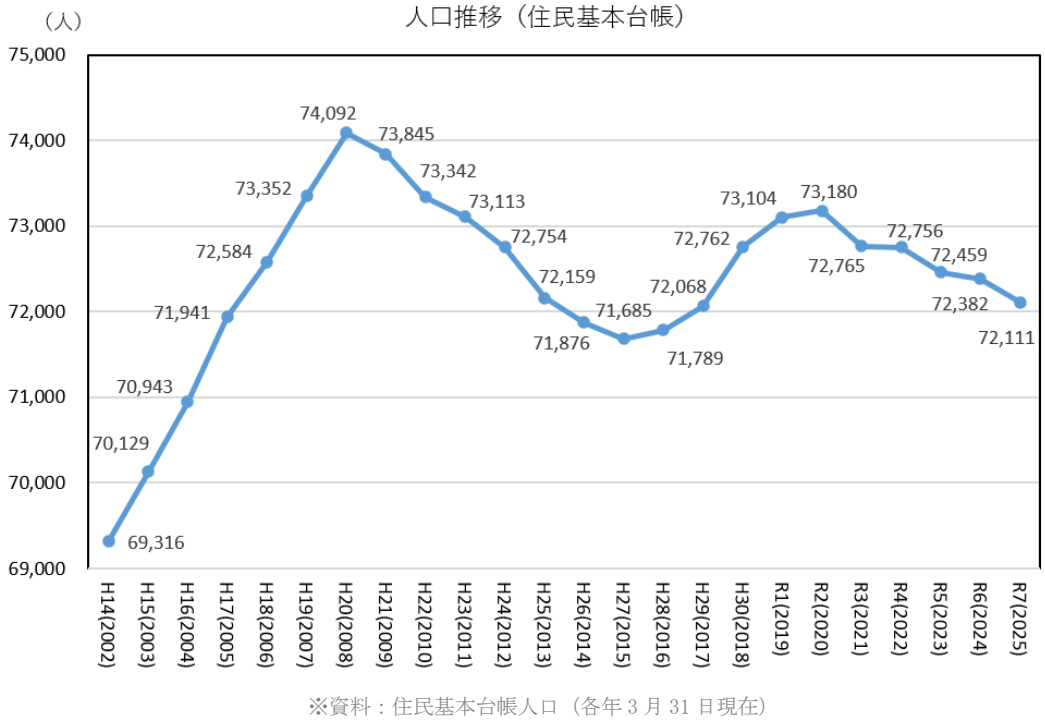
※従来の建替えサイクルによる更新

3-2　人口の推計

本市の今後の人口見通しは、令和5年12月２２日に国立社会保障・人口問題研究所が公表した資料において示されています。

(1) 本市の人口の推移

近年における住民基本台帳人口の推移をみると、本市の人口は平成20（2008）年にピークを迎えた後、減少傾向となりました。平成28（2016）年からの景気回復期には一時的な増加が見られたものの、その後は再び減少に転じています。



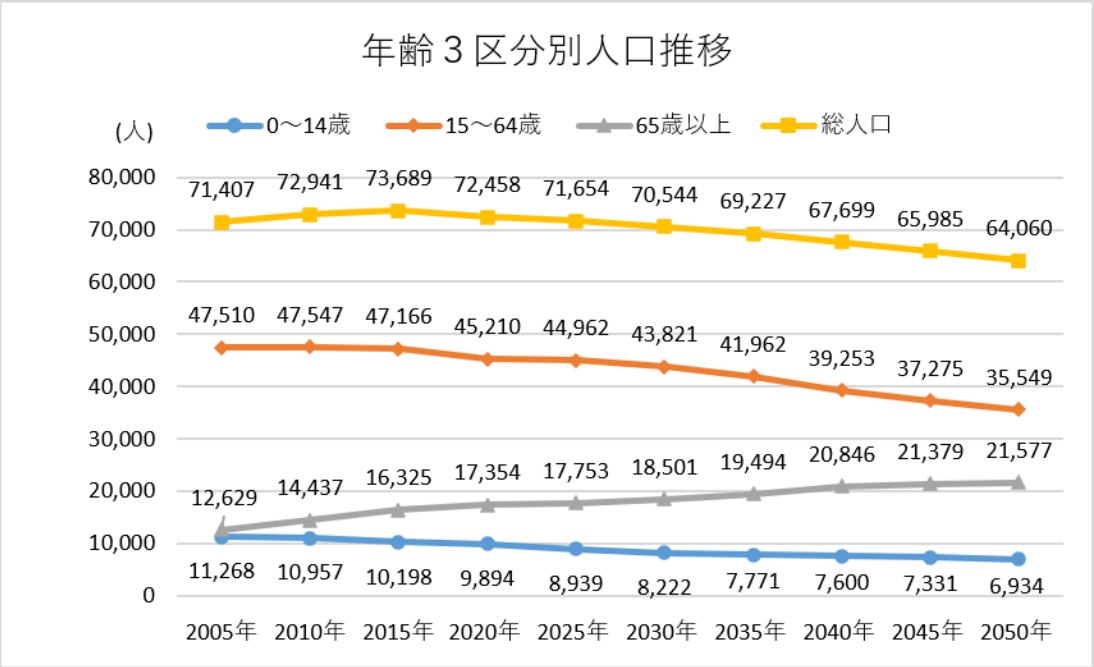
※資料：住民基本台帳人口（各年 3 月 31 日現在）

図 3-2-1　人口の推移

(2) 年齢３区分別人口の推移

年齢３区分別人口の推移をみてみると、生産年齢人口（15～64 歳）は、平成22（2010）年の47,547人をピークに減少傾向に転じています。また、平成17（2005）年に減少傾向にあった年少人口（0～14 歳）11,268 人に対し、増加傾向にあった老年人口（65歳以上）が12,629 人と1,361 人上回り、総人口に対する割合が逆転しました。

将来的にはこの傾向がますます進み、令和３２（2050）年には老年人口の割合が33.7%となり、市全体のほぼ３人に１人が老年人口になると予想されます。

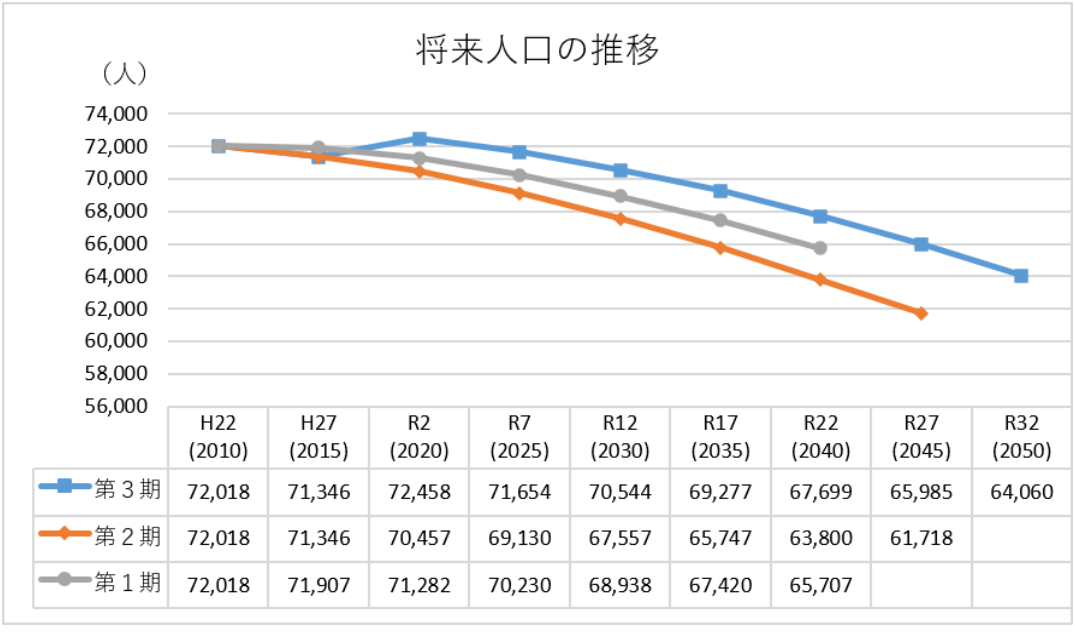


出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 20 年推計・令和 5 年推計）」より

図 3-2-2　年齢３区分別人口の推移

(3) 将来人口の推移

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和32（2050）年における人口は、64,000人の見込みです。64,000人は、昭和61年と同程度の人口となります。



	H22 (2010)	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)
第３期	72,018	71,346	72,458	71,654	70,544	69,277	67,699	65,985	64,060
第２期	72,018	71,346	70,457	69,130	67,557	65,747	63,800	61,718	
第１期	72,018	71,907	71,282	70,230	68,938	67,420	65,707		

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

第3期：令和5年推計、第2期：平成30年推計、第1期：平成25年推計

図 3-2-3　将来人口の推移

3-3　財政収支の見込み

(1) 財政シミュレーション

公共施設等の維持管理に充当可能な財源である投資的経費（普通建設事業費）の見込みを把握するために、人口推計に連動した簡略的なモデルにて、平成 28 年度～平成 30 年度の実施計画書の一般会計財政計画表の値を用い、財政シミュレーションを行いました。今後も現在の景気が続くと仮定し、人口推計の変動が特に影響を受けるものについては連動させることとし、歳入においては個人市民税、歳出においては扶助費及び繰出金を抽出し、以下に示した条件により算出しました。

なお、このシミュレーションは今後の制度改正や人員配置の変更、起債・償還シミュレーション等は考慮しないものとしました。

表 3-3-1　財政シミュレーションの算出条件

歳　入	試算条件
個人市民税	過去の個人市民税の生産年齢人口と老年人口の負担割合から、実施計画書（平成 28～30 年度）の各年度の個人市民税のそれぞれの 1 人当たり個人市民税の負担額を求め、その平均額に当該年度の生産年齢人口、老年人口を乗ずる。
法人市民税	令和元年度は実施計画書（平成 28～30 年度）の平均額。 令和 2 年度より法人税の国税化の影響により、減少することが予測されるため、令和 2 年度以降は想定額、1,372,617 千円を毎年計上。
その他の交付金	令和 2 年度より、想定額として法人事業税交付金 236,000 千円、環境性能割交付金 42,000 千円を計上。
繰越金	令和元年度のみ、実施計画書（平成 28～30 年度）の平均額を計上。前年度の歳入が黒字の場合、その額を翌年度の繰越金とする。
上記以外	実施計画書（平成 28～30 年度）の平均額と同額とする。
歳　出	**試算条件**
扶助費 （児童手当支給事業、 元気っ子医療助成事業）	実施計画書（平成 28～30 年度）の各年度の扶助費（児童手当支給事業、元気っ子医療助成事業）と年少人口から 1 人当たりの扶助費（児童手当支給事業、元気っ子医療助成事業）を求め、その平均額に当該年度の年少人口を乗ずる。
扶助費 （市在宅ねたきり老人等 福祉手当支給事業）	実施計画書（平成 28～30 年度）の各年度の扶助費（市在宅ねたきり老人等福祉手当支給事業）と 65 歳以上の人口から 1 人当たりの扶助費（市在宅ねたきり老人等福祉手当支給事業）を求め、その平均額に当該年度の 65 歳以上の人口を乗ずる。
扶助費 （後期高齢者福祉医療費 支給事業）	実施計画書（平成 28～30 年度）の各年度の扶助費（後期高齢者福祉医療費支給事業）と 75 歳以上の人口から 1 人当たりの扶助費（後期高齢者福祉医療費支給事業）を求め、その平均額に当該年度の 75 歳以上の人口を乗ずる。
繰出金 （後期高齢者医療特別 会計）	実施計画書（平成 28～30 年度）の各年度の繰出金（後期高齢者医療特別会計）と 75 歳以上の人口から 1 人当たりの繰出金（後期高齢者医療特別会計）を求め、その平均額に当該年度の 75 歳以上の人口を乗ずる。
繰出金 （介護保険特別会計）	実施計画書（平成 28～30 年度）の各年度の繰出金（介護保険特別会計）と 65 歳以上の人口から 1 人当たりの繰出金（介護保険特別会計）を求め、その平均額に当該年度の 65 歳以上の人口に乗ずる。
物件費・普通建設事業費	実施計画書（平成 28～30 年度）の平均額に対し、当該年度の歳出（物件費、普通建設事業費除く）と歳入のバランスから増減させる。余剰となる場合は、翌年度への繰越金とし、不足となる場合は、政策的に増減が可能な費目である物件費・普通建設事業費について、歳入－歳出（物件費、普通建設事業費除く）の残額から実施計画書（平成 28～30 年度）の平均額の割合で按分する。
上記以外	実施計画書（平成 28～30 年度）の平均額と同額とする。

(2) 市全体の歳入の見込み

人口推移の結果から生産年齢人口が減少することにより、市税が徐々に減少していくことが予想されます。また歳出における扶助費や繰出金の増加に伴い、繰越金が令和２年度以降、発生しない結果となりました。

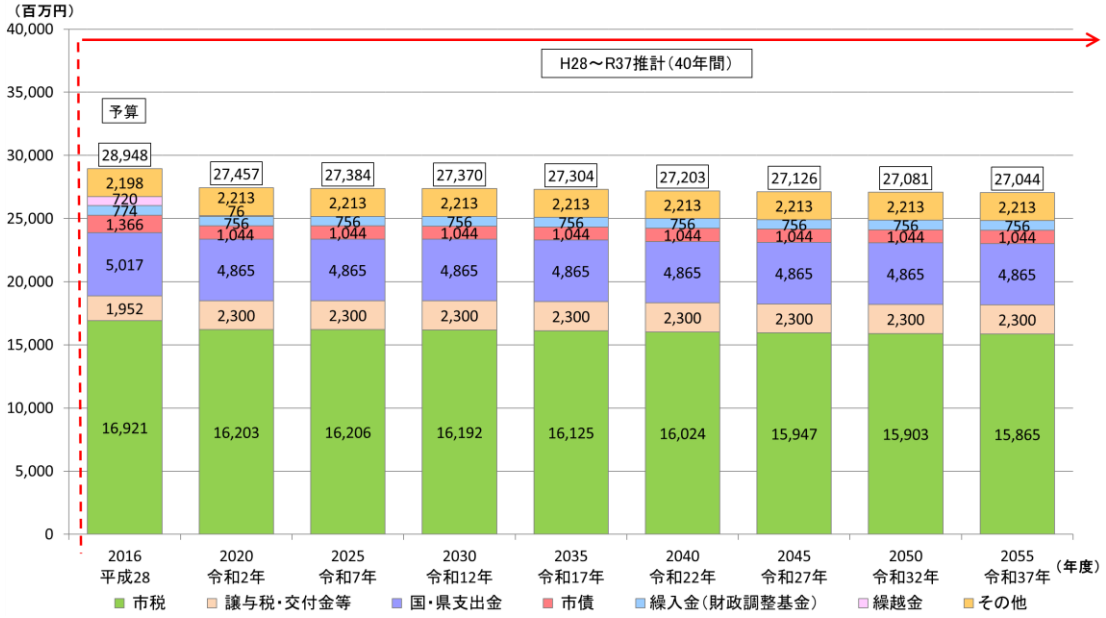


図 3-3-1　財政シミュレーション（歳入）

(3) 市全体の歳出の見込み

人口推移の結果から老年人口が増加することにより、扶助費や繰出金の増加が予想されます。それにより普通建設事業費が減少し、併せて物件費も減少していくことが予想されます。

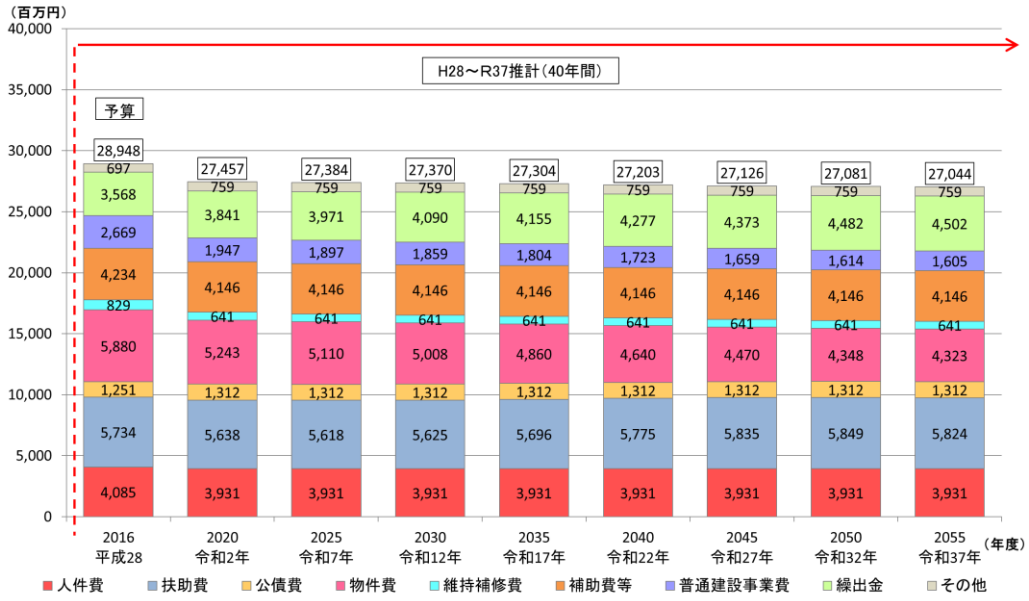


図 3-3-2　財政シミュレーション（歳出）

(4) 財政シミュレーションのまとめ

今後も現在の景気が続くと仮定したうえでの将来の財政見通しについて、歳入は市税の減収に伴い緩やかに減少していくのに対し、歳出は扶助費や繰出金の増加により普通建設事業費に充てる財源（投資的経費）が減少していく結果となります。

・歳入歳出総額が、約 19 億円減（約 289 億円⇒約 270 億円）となります。

【歳入】

・生産年齢人口の減少や税制改正の影響に伴い、市税が約 11 億円減となります。

【歳出】

・老年人口の増加に伴い、扶助費が約 1 億円増、高齢者医療にかかる繰出金が約 9 億円増となります。

よって、将来の公共施設等の更新・修繕に充てる財源が減少することとなります。（普通建設事業費が約 11 億円減）

※普通建設事業費：公共建築物や土木インフラ施設など各種社会資本の新増設事業や維持管理に充てることのできる投資的経費

※扶　助　費：社会保障制度の一環として、高齢者、児童等に対して行っている様々な支援に要する経費

※繰　出　金：後期高齢者医療や介護保険費等の特別会計に一般会計から繰り出される負担金

【今後４０年間で投資できる金額】

・今後 40 年間の財政シミュレーションでは、公共建築物及び土木インフラ施設の更新・修繕に使える投資的経費の総額は、630 億円（約 15.7 億円／年）と試算されます。

※この630億円は今後40年間の普通建設事業費（721億円）のうち、更新・修繕以外の目的の経費を除き、公共建築物と土木インフラ施設にそれぞれいくら使えるかを過去の実績を参考に試算したものです。

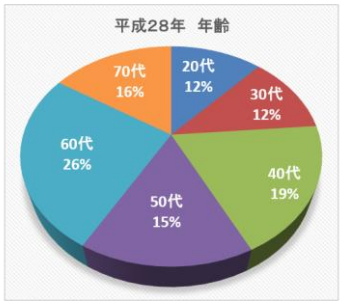
3-4　市民ニーズの把握（市民アンケート調査）

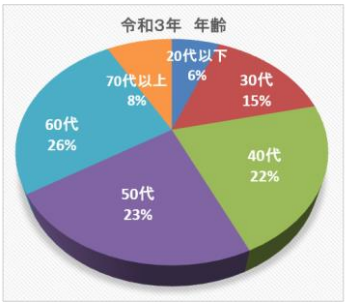
公共施設に対する市民ニーズを把握し、計画に反映させるため、平成２８年６月と令和３年８月に市民アンケート調査を実施し、公共施設の利用状況・現状や課題への関心、今後の管理・運営に関する意識・意見を把握しました。また、計画の改訂にあたり令和８年３月に再度調査を行いました。

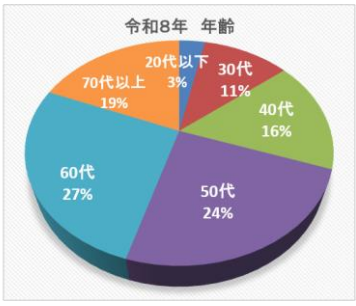
表 3-4-1　市民アンケート調査の内容

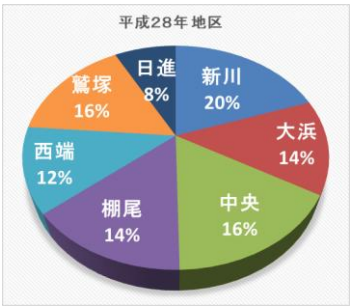
項　目	内　容
調 査 時 期	①平成28年6月　②令和３年８月　③令和８年３月
調 査 対 象	①住民基本台帳から、市民1,000人（20歳以上80歳未満）を無作為に抽出。 ②碧南市LINE公式アカウントにともだち登録されている方全員。 ③碧南市LINE公式アカウント登録者で「市政情報」または「くらしの情報」を受信設定している方（9,216人）。
有 効 回 答 数	①460票　②454票　③1,626票（回答率17.6%）
主な調査項目	＜①②＞ １　公共施設への課題の関心 ２　今後の公共施設のあるべき方向性 ３　公共施設に対する各施策に関する市民意識 ４　公共施設の削減対象について ＜③＞ １　公共施設の利用状況 ・よく利用する施設 ・有料施設の利用頻度 ２　公共施設の見直しについて ・公共施設のあるべき方向性 ・特色ある施設で残したい施設 ・施設数を減らす場合の削減対象施設

回答者の属性

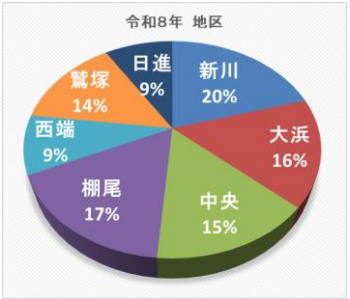






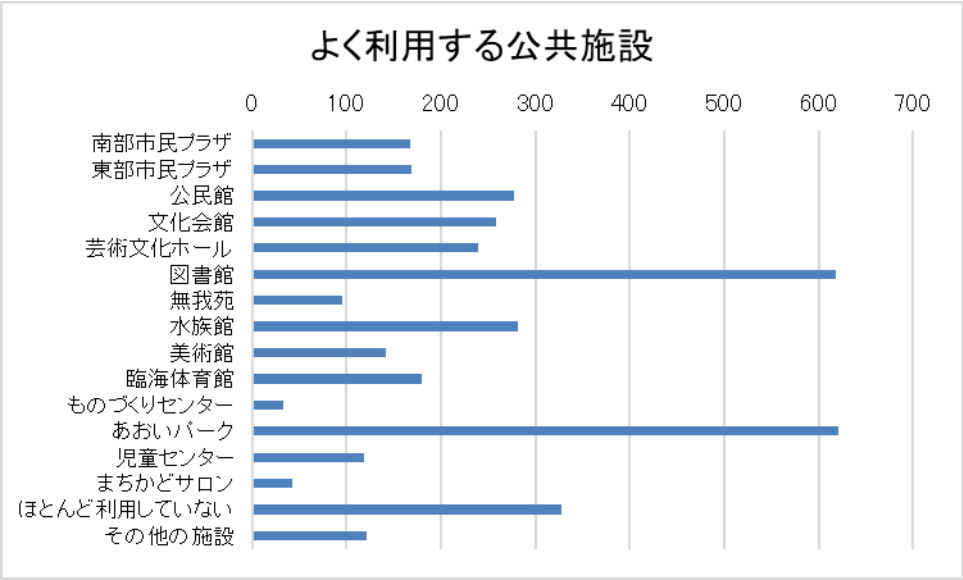






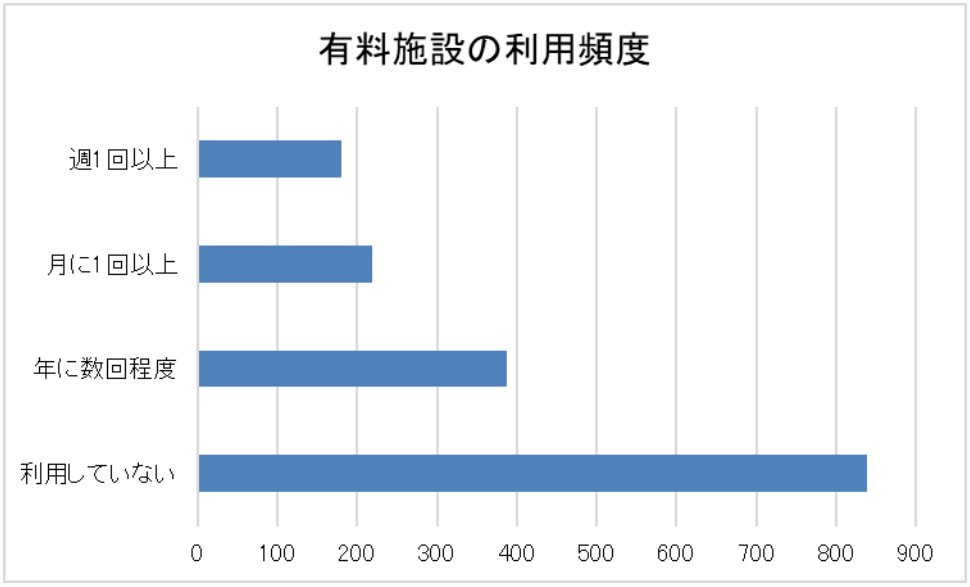
① あなたがよく利用する公共施設はどれですか。

「図書館」や「あおいパーク」が高い利用率を誇っていることから、これらは市民の生活に深く根差した施設であることが伺えます。特に図書館は、市民の学習活動や情報収集を支える場として、あおいパークは市民と地域農業をつなぐ交流や憩いの場として、市民にとって重要な存在であると言えます。また、「ほとんど利用していない」という回答が一定数あることや、一部の施設の利用率が低いことから、すべての公共施設が均等に利用されているわけではないことが分かります。



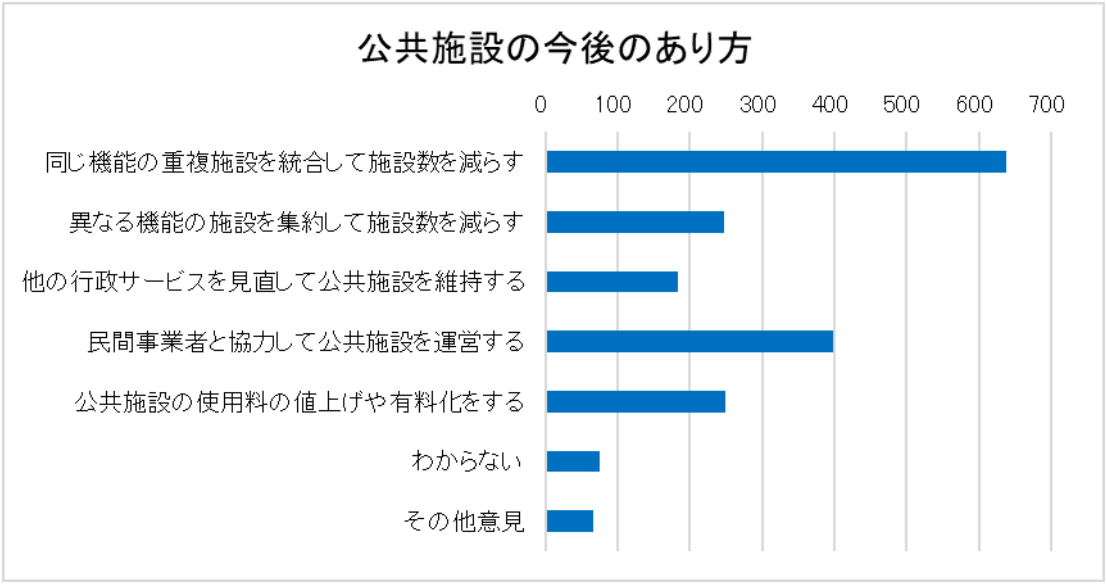
② 有料の公共施設を利用される頻度はどのくらいですか。

利用していないと回答した人が最も多く、これは全体の過半数を占める非常に大きな割合です。有料施設が多くの住民にとって日常的に利用されるものではないことが分かります。



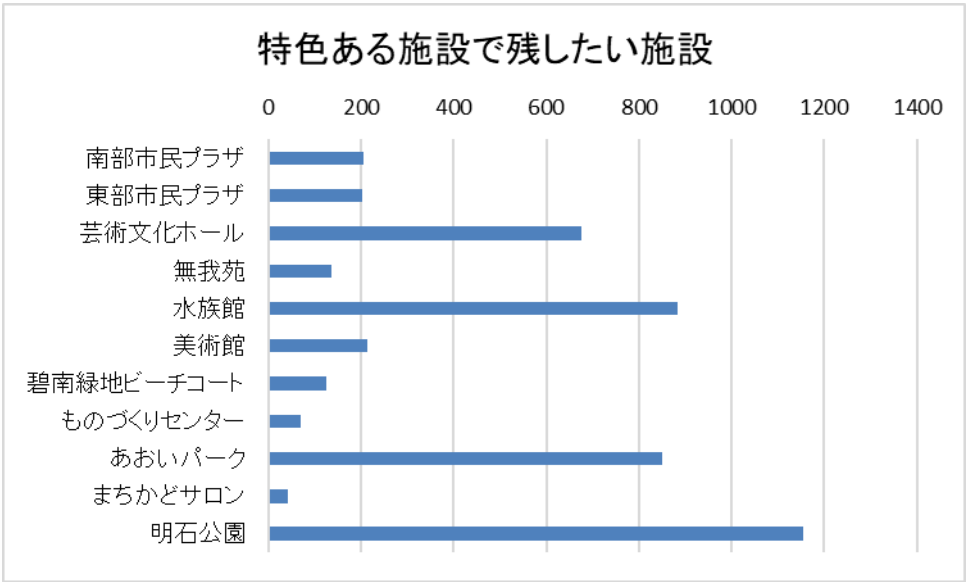
③ 公共施設を今後どのようにしていくべきだと考えますか。

最も多い回答が「同じ機能の重複施設を統合して施設数を減らす」であることから、市民は施設の統廃合や集約化による施設の最適化を望む傾向が伺えます。また、民間事業者との協力による施設運営への期待も高く、公共施設の数や規模を見直すことと、民間活力の導入を求める意向が伺えます。



④ 特色ある施設で今後も残したい施設はどれですか。

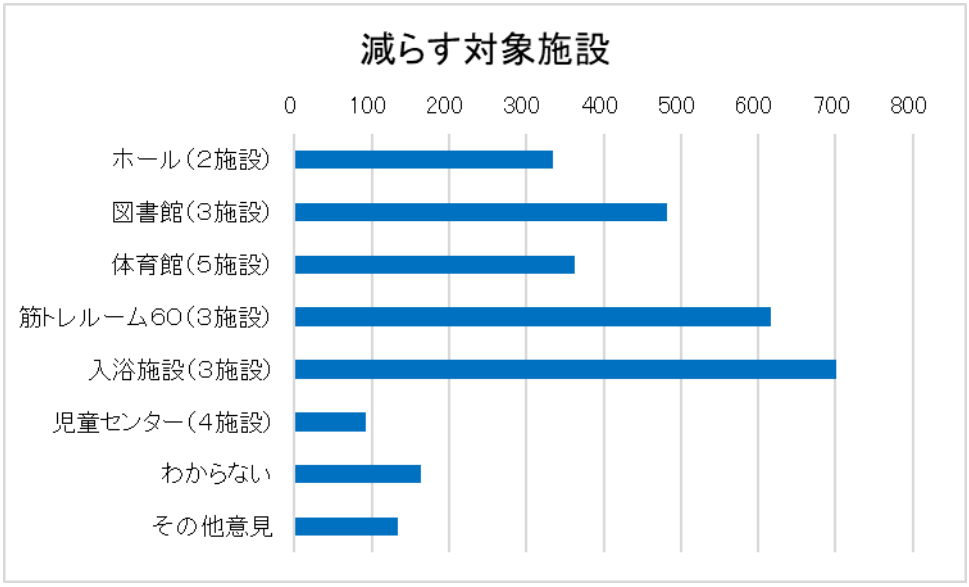
「明石公園」が最も多く、次いで「水族館」「あおいパーク」「芸術文化ホール」が多く挙げられました。これらの施設は、碧南市を代表する特色ある施設として市民の認知度や関心が高いことが伺えます。



⑤ 施設の数を減らすとしたらどの施設を対象としますか。

「入浴施設」が最も多く、次いで「筋トレルーム６０」「図書館」「体育館」が多く挙げられました。これらの施設は、市民から施設数の見直しや集約化の対象として認識さ

れていることが伺えます。



【アンケート結果からの考察】

アンケート結果から、公共建築物の利用状況には施設ごとに差があり、図書館やあおいパークなど一部の施設が多く利用されていることが分かりました。加えて、有料施設を利用していない市民も多いことが分かりました。

また、今後のあり方については、同じ機能を持つ施設の統合を求める意見が最も多く、施設の集約化や民間事業者との協力による効率的な運営を求める傾向がみられました。

一方、明石公園や水族館、あおいパークなど、本市の特色や魅力を有する施設は将来に残したいとの意見が多く、入浴施設や筋トレルーム６０など、複数設置されている施設は見直しを求める意見が多くみられました。

これらの結果から、利用状況や市民ニーズ、施設の役割や特色を踏まえた「選択と集中」を進め、機能が重複する施設の統合や複合化、民間活力の導入などにより、持続可能な公共建築物の配置と運営を進めていくことが必要となります。

第4章　中長期的な経費の見込み

4-1　公共建築物の現状の維持管理方法（事後保全型）による試算

本市が現在保有する公共建築物を将来も同種・同規模で更新すると仮定した場合の費用について、総務省より提供されている試算ソフトを用いて、以下の条件により試算を行いました。更新する周期や単価等については、総務省ソフトの標準単価である「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書〔公共施設及びインフラ資産の更新に係る費用を簡便に推計する方法に関する調査研究〕（財団法人自治総合センター）」に示される内容に加え、一部を現状の維持管理方法に合わせて市独自で設定しました。

(1) 試算条件（事後保全型）

（総務省の標準設定）

- 更新（建替え）費の単価は、「更新費用試算ソフト」を使用して、区分別に28～40万円／㎡とする。
- 単年度に負担が集中しないように建替え時は費用を3年間に分割する。修繕時の費用は2年間に分割する。
- 現時点で、修繕や更新の実施時期を既に経過している施設については、初年度の工事費の集中を避けるため、10年間で平準化する。

（本市の独自設定）

- 本市では、概ね建設後45年で更新（建替え）を実施しているため、建替えのサイクルを45年とする。また、同様に修繕のサイクルについては、建設後25年とする。
- 修繕の単価は、総務省の標準設定がないため、本市の実績より建設費（更新費）の1割とする。

表 4-1-1　更新、修繕単価（公共建築物）

区　分	更新（建替え）（標準設定）	修　繕（独自設定）
市民文化系、社会教育系、産業系、行政系、病院、医療施設	40万円/㎡	4.0万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系、保健・福祉施設	36万円/㎡	3.6万円/㎡
学校教育系、子育て支援施設	33万円/㎡	3.3万円/㎡
公営住宅	28万円/㎡	2.8万円/㎡



図 4-1-1　修繕、建替えサイクルの設定

(2) 公共建築物の更新等費用の試算結果（事後保全型）

① 一般会計（公共建築物）

一般会計に含まれる公共建築物を現状の維持管理方法（事後保全型）のまま修繕 25 年、更新 45 年で今後も同種・同規模で保有し続けると仮定した場合、今後 40 年間に必要とする更新等費用は、844 億円（約 21.1 億円/年）となります。

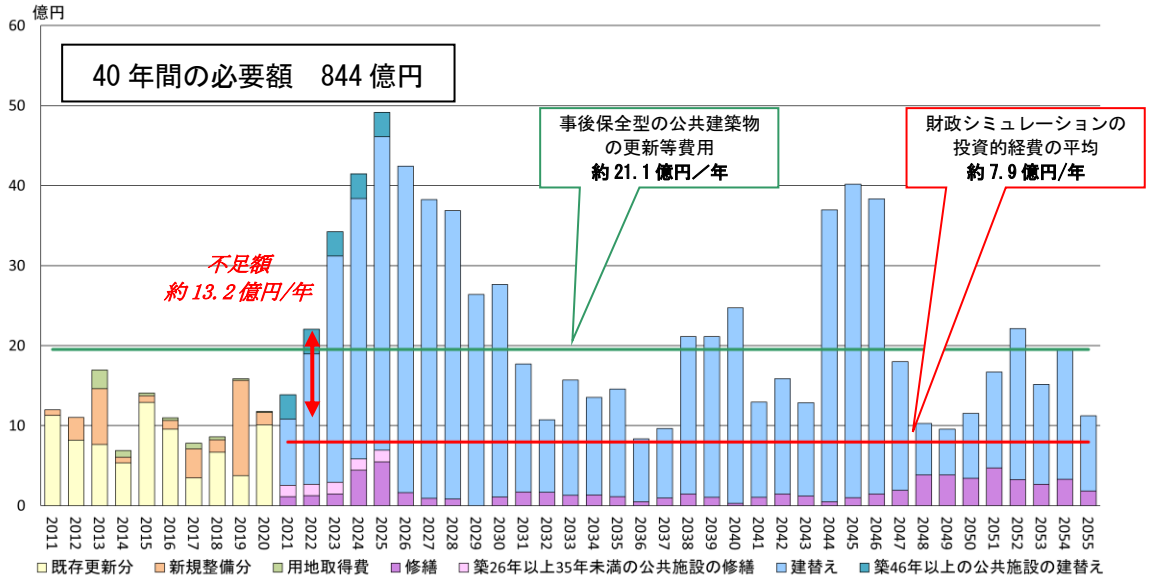


図 4-1-2　一般会計分の公共建築物の試算結果（事後保全型）

事後保全型で必要とする更新等費用は、財政シミュレーションの投資的経費と比較した場合、約 13.2 億円/年が不足する見込みとなります。

持続可能な行政運営のためには、維持管理方法を見直して長寿命化することによりコストを削減する必要があります。

② 公営企業会計（病院施設）

公営企業会計である病院施設について、今後40年間に必要とする更新等費用は、161億円（約4.0億円/年）となり、過去の投資的経費（約2.4億円/年）が今後も同額と仮定した場合、約1.6億円/年が不足する見込みとなります。また今後、現在検討している改修計画に基づき、病院施設の大規模な改修が順次行われることが想定されることに加え、過去の投資的経費については、ほとんどが設備改修に伴うものであるため、さらに財源が不足する可能性があります。

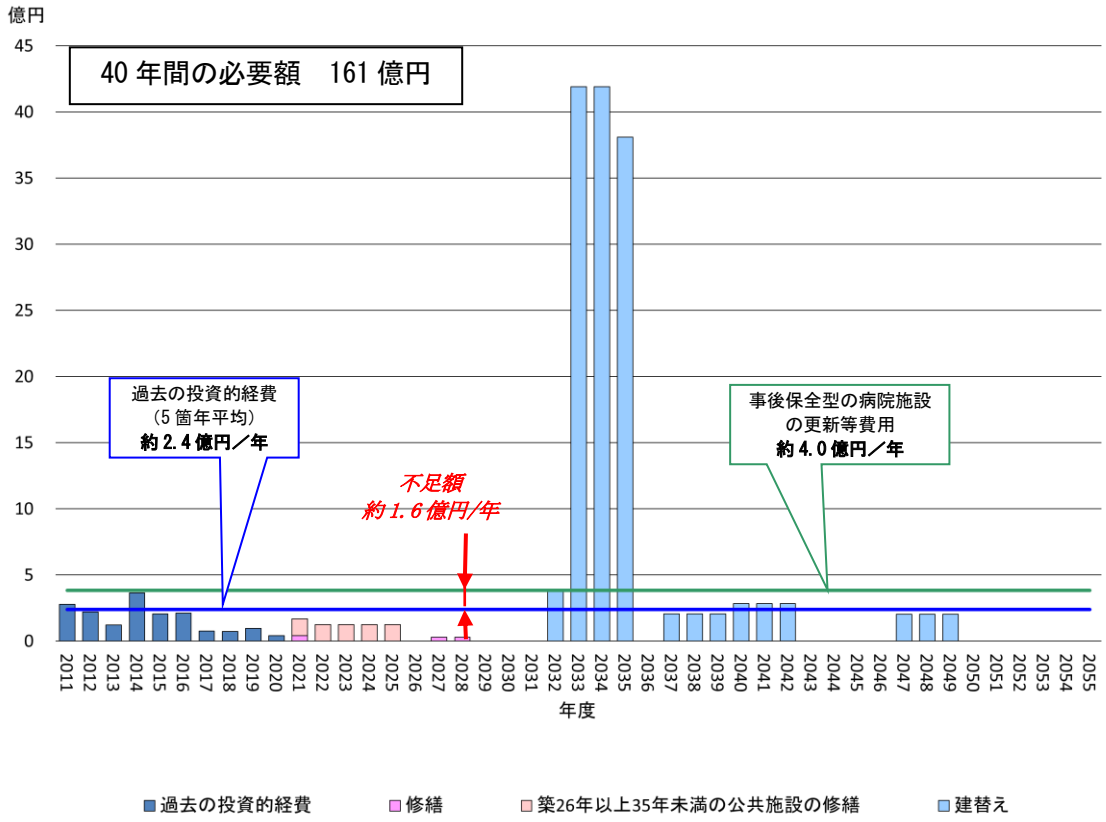


図 4-1-3　公営企業会計分（病院施設）の試算結果（事後保全型）

4-2　土木インフラ施設の現状の維持管理方法(事後保全型)による試算

(1) 試算条件（事後保全型）

（総務省の標準設定）

- 道路の単価は、1級、2級市道4,700円/㎡、その他道路2,700円/㎡とする。
- 橋梁の単価は、鋼橋500,000円/㎡、鋼橋以外425,000円/㎡とする。
- 管路施設（公共下水道）の単価は、管径別に61,000～749,000円/mとする。
- 管路施設（雨水）の単価は、134,000円/mとする。

（本市の独自設定）

- 個別施設計画が既にあるものは、計画に基づく更新等費用を見込むものとする。
- 上記以外の更新単価と更新周期は、本市の実績等により算出したものを使用する。

次頁に、総合管理計画の対象とする土木インフラ施設の整備量を示します。また、中長期的な経費の見込みを算出するための更新単価と更新周期を合わせて示します。

表 4-2-1土木インフラ施設の整備量、更新単価、更新周期（事後保全型）（平成 28 年度末時点）

施設分類	施設名称等		数量	単位	更新単価（円）	更新周期（年）	備　考
道路施設	1 級、2 級市道		779,270	㎡	4,700	15	総務省試算ソフト
	その他市道		1,919,544	㎡	2,700	30	
	駅前広場		6,500	㎡	2,700	30	3 箇所
	ポケット広場		2,038	㎡	12,000	50	13 箇所
	道路照明灯	ポール	1,484	基	180,000	60	
		灯具			50,000	15	
	防犯灯		3,235	基	50,000	15	
	カーブミラー		907	基	120,000	30	
橋梁	橋梁		184	橋	構造別	60	総務省試算ソフト
河川施設	準用河川		1,987	m	280,000	60	4 河川
	樋門・樋管（河川）		8	箇所	3,000,000	50	
港湾施設	護岸施設	矢板	2,400	m	480,000	50	3 箇所
		ブロック	2,968	m	140,000	50	3 箇所
	広場等		1,710	㎡	100,000	50	1 箇所
公園・緑地	都市公園		319,857	㎡	個別計画	個別計画	44 箇所
	都市緑地、広場等		292,445	㎡	12,000	50	34 箇所
	児童遊園・ちびっこ広場		25,232	㎡	12,000	50	44 箇所
	公園内建物（明石公園）		988	㎡	330,000	45	大規模改修あり
農業用施設	農道		54,242	㎡	2,700	30	
	農業用排水路		109,455	m	48,000	60	
	排水機場	建物	270	㎡	360,000	45	大規模改修あり
		設備	20	基	15,000,000	30	12 箇所
	樋門・樋管（農業）		7	箇所	3,000,000	50	
水道施設	管路施設（水道）		488,304	m	管径別	40	
	配水場	建物	2,072	㎡	360,000	45	大規模改修あり
		設備	11	基	15,000,000	30	2 箇所
公共下水道施設	管路施設（公共下水道）		329,572	m	管径別	50	総務省試算ソフト
	ポンプ場（公共下水道）	建物	434	㎡	360,000	45	大規模改修あり
		設備	27	基	15,000,000	30	13 箇所
雨水排水施設	管路施設（雨水）		125,532	m	134,000	50	総務省試算ソフト
	ポンプ場（雨水）長寿命化計画対象		8	基	個別計画	個別計画	2 箇所
	ポンプ場（雨水）長寿命化計画対象外	建物	2,501	㎡	360,000	45	大規模改修あり
		設備	17	基	60,000,000	30	8 箇所
	樋門・樋管（雨水）		56	箇所	3,000,000	50	
	調整池		4,104	㎡	35,000	60	3 箇所
駐車場	公共駐車場		4,497	㎡	2,700	30	2 箇所
消防防災施設	防災同報無線	機器	20	基	2,000,000	15	
		ポール	19	基	400,000	60	

(2) 土木インフラ施設の更新等費用の試算結果（事後保全型）

① 一般会計（土木インフラ施設）

一般会計に含まれる土木インフラ施設を現状の維持管理方法（事後保全型）のまま整備し続けると仮定した場合、今後 40 年間に必要とする更新等費用は、597 億円（約 14.9 億円/年）となります。

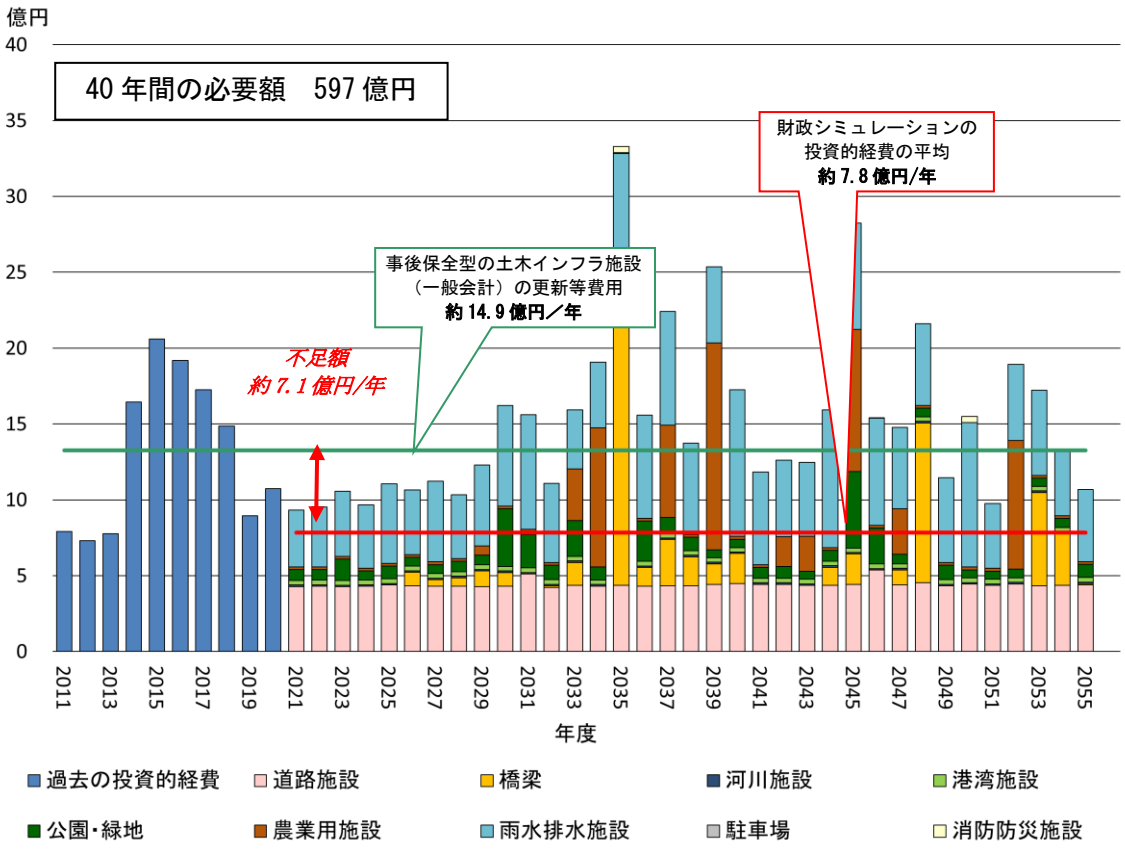


図 4-2-1　一般会計分の土木インフラ施設の試算結果（事後保全型）

事後保全型で必要とする更新等費用は、財政シミュレーションの投資的経費と比較した場合、約 7.1 億円/年が不足する見込みとなります。

その中でも道路施設及び雨水排水施設の占める割合が高くなっています。

② 公営企業会計（水道施設）

公営企業会計である水道施設について、今後40年間に必要とする更新等費用は、311億円（約7.8億円/年）となります。

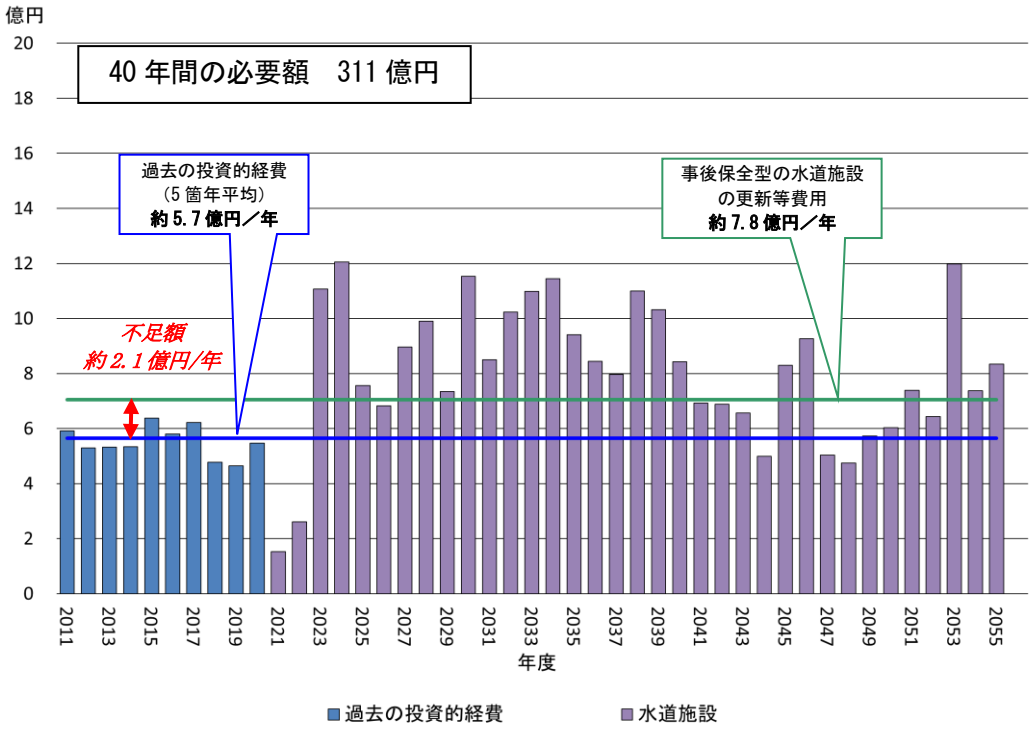


図 4-2-2　公営企業会計分（水道施設）の試算結果（事後保全型）

事後保全型で必要とする更新等費用は、過去の投資的経費（約5.7億円/年）が今後も同額と仮定した場合、約2.1億円/年が不足する見込みとなります。特に令和5（2023）年度以降に老朽化した水道施設の更新が本格的になり、財源が不足する可能性があります。

③ 公営企業会計（公共下水道施設）

公営企業会計である公共下水道施設は整備が完了しておらず、2030年度（令和１２年度）の整備完了予定までに約163億円の費用を見込んでいます。

また、2039年度（令和２１年度）以降は本格的に更新が発生し、必要とする更新等費用は、175億円となります。

したがって、新規整備費用を含め今後40年間に必要とする費用は、338億円となります。

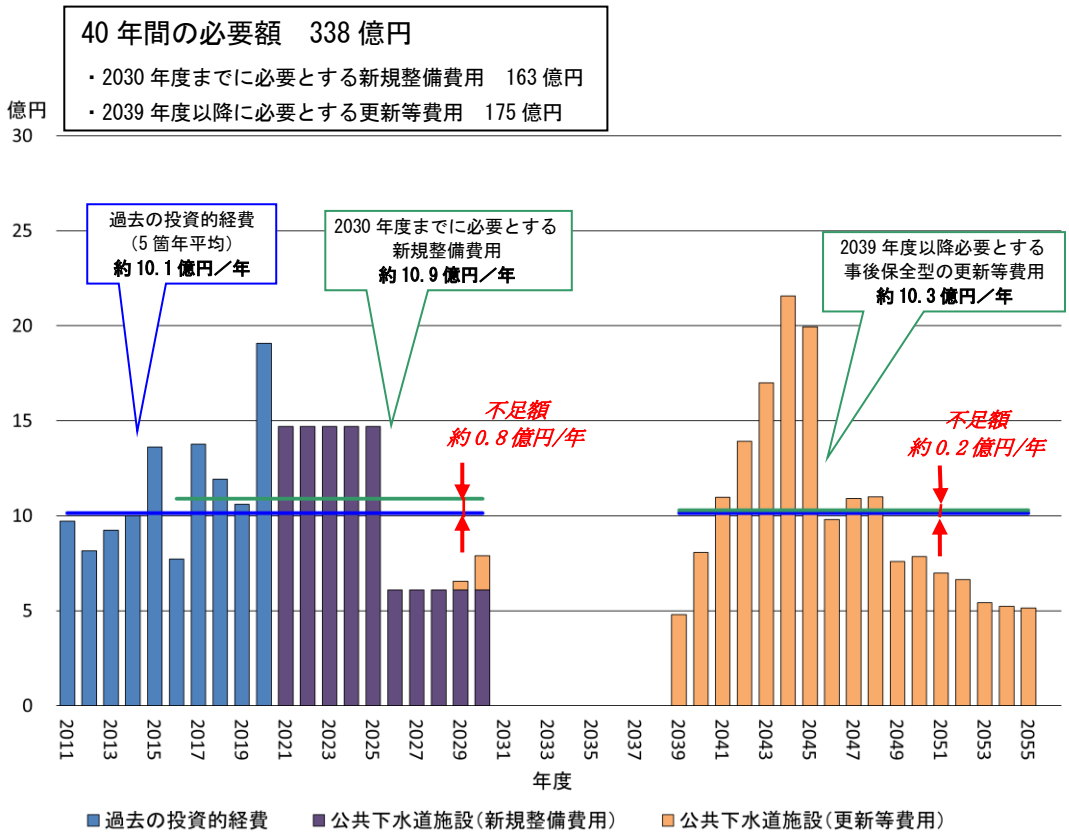


図 4-2-3　公営企業会計分（公共下水道施設）の試算結果（事後保全型）

過去の投資的経費（約10.1億円/年）と比較した場合、新規整備費用は約0.8億円/年が不足する見込みとなります。

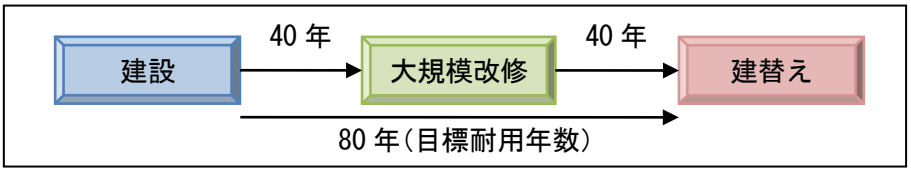
また、2039年度（令和21年度）以降は老朽化した管路施設等の更新が本格的になり、過去の投資的経費をすべて更新等費用に振り替えたとしても、約0.2億円/年が不足する見込みとなります。

4-3　公共建築物の新たな維持管理方法（予防保全型）による試算

新たな維持管理方法による公共建築物の試算方法は、原則的には現状の維持管理方法と同様としますが、試算条件については、単価とサイクルを別設定とします。

(1) 長寿命化の考え方

これまで、破損・劣化等により、悪くなったところだけを修繕し、なるべく建物維持には費用をかけず、45 年程度で建替えてきた（事後保全型維持管理）ものを、定期的な点検や修繕を実施する維持管理方法（予防保全型維持管理）に転換し、40 年程度で大規模改修を行うことにより、建替えサイクルを 80 年に延ばすこととします。



■目標耐用年数の設定

大多数の建物が、ＳＲＣ造、ＲＣ造、Ｓ造である本市の実態を踏まえて、適切な維持管理がされているものとし、下記の資料を参考に建替え年数を 80 年と設定しました。

①建築物の耐久計画に関する考え方

建築物全体の望ましい目標耐用年数は、建築物の構造によりＳＲＣ造、ＲＣ造の普通品質または、Ｓ造の普通品質の場合、いずれも上限が 80 年とされている。

「建築物の耐久計画に関する考え方」（社団法人日本建築学会、昭和 63 年）

②学校施設の長寿命化計画策定の手引と解説

鉄筋コンクリート造の学校施設の法定耐用年数は、47年となっているが，これは税務上、減価償却費を算定するためのものである。物理的な耐用年数はこれより長く、適切な維持管理がなされ、コンクリート及び鉄筋の強度が確保される場合には70～80年程度、さらに、技術的には100年以上持たせるような長寿命化も可能である。

「学校施設の長寿命化計画策定の手引と解説」（文部科学省、平成 27 年）

参考資料：「建築物の耐久計画に関する考え方」

表　　建築物全体の望ましい目標耐用年数の級

構造種別 ＼ 用途	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造・鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造		鉄　骨　造			ﾌﾞﾛｯｸ造 れんが造	木　造
	高品質の場合	普通の品質の場合	重量鉄骨		軽量鉄骨		
			高品質の場合	普通の品質の場合			
学　校 官　庁	Y。100 以上	Y。60 以上	Y。100 以上	Y。60 以上	Y。40 以上	Y。60 以上	Y。60 以上
住　宅 事務所 病　院	Y。100 以上	Y。60 以上	Y。100 以上	Y。60 以上	Y。40 以上	Y。60 以上	Y。40 以上
店舗 旅館・ ホテル	Y。100 以上	Y。60 以上	Y。100 以上	Y。60 以上	Y。40 以上	Y。60 以上	Y。40 以上
工　場	Y。40 以上	Y。25 以上	Y。40 以上	Y。25 以上	Y。25 以上	Y。25 以上	Y。25 以上

表　　目標耐用年数の級の区分の例

目標耐用年数 ＼ 級	代 表 値	範　　囲	下　限　値
Y。150	150 年	120～200 年	120 年
Y。100	100 年	80～120 年	80 年
Y。60	60 年	50～ 80 年	50 年
Y。40	40 年	30～ 50 年	30 年
Y。25	25 年	20～ 30 年	20 年
Y。15	15 年	12～ 20 年	12 年
Y。10	10 年	8～ 12 年	8 年
Y。 6	6 年	5～ 8 年	5 年
Y。 3	3 年	2～ 5 年	2 年

出典：「建築物の耐久計画に関する考え方」（社団法人日本建築学会、昭和 63 年）

※Y。60：　Y。は目標耐用年数の級を示す記号。目標耐用年数の級が Y。60 の場合、その代表値、範囲及び下限値は参考資料に示すとおり。

(2) 試算条件（予防保全型）

（総務省の標準設定）

- 更新（建替え）費の単価は、「更新費用試算ソフト」を参考にして、区分別に28～40万円／㎡とする。
- 単年度に負担が集中しないように建替え時は費用を3年間に分割する。大規模改修時の費用は2年間に分割する。
- 現時点で、修繕や更新の実施時期を既に経過している施設については、更新初年度の費用の集中を避けるため、10年間で平準化する。
- 大規模改修の単価は、一般的な想定値である更新（建替え）費の約6割で設定する。

（本市の独自設定）

- 長寿命化を想定し、建設後80年で更新（建替え）を実施し、建設後40年で大規模改修を実施する。
- 簡易修繕の単価は、全期間の更新費の1割と想定し、1年当たりの金額とする。

表 4-3-1　更新、大規模改修、簡易修繕単価（公共建築物）

区　分	更新（建替え）（標準設定）	大規模改修（標準設定）	簡易修繕（独自設定）
市民文化系、社会教育系、産業系、行政系、医療施設	40万円/㎡	25万円/㎡	500円/㎡
スポーツ・レクリエーション系、保健・福祉施設	36万円/㎡	20万円/㎡	450円/㎡
学校教育系、子育て支援施設	33万円/㎡	17万円/㎡	413円/㎡
公営住宅	28万円/㎡	17万円/㎡	350円/㎡

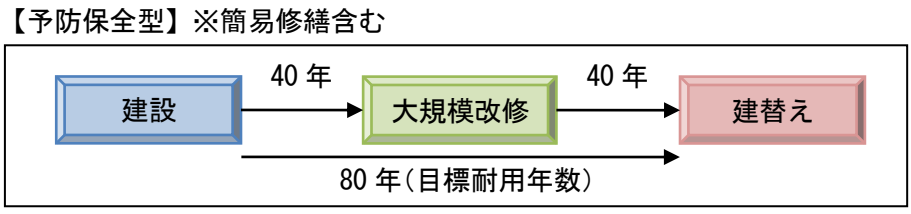


図 4-3-1　大規模改修、建替えサイクルの設定

(3) 公共建築物の更新等費用の試算結果（予防保全型）

① 一般会計（公共建築物）

一般会計に含まれる公共建築物を新たな維持管理方法（予防保全型）により大規模改修 40 年、更新 80 年で同種・同規模で更新すると仮定した場合、今後 40 年間に必要とする更新等費用は、561 億円（約 14.0 億円/年）となります。

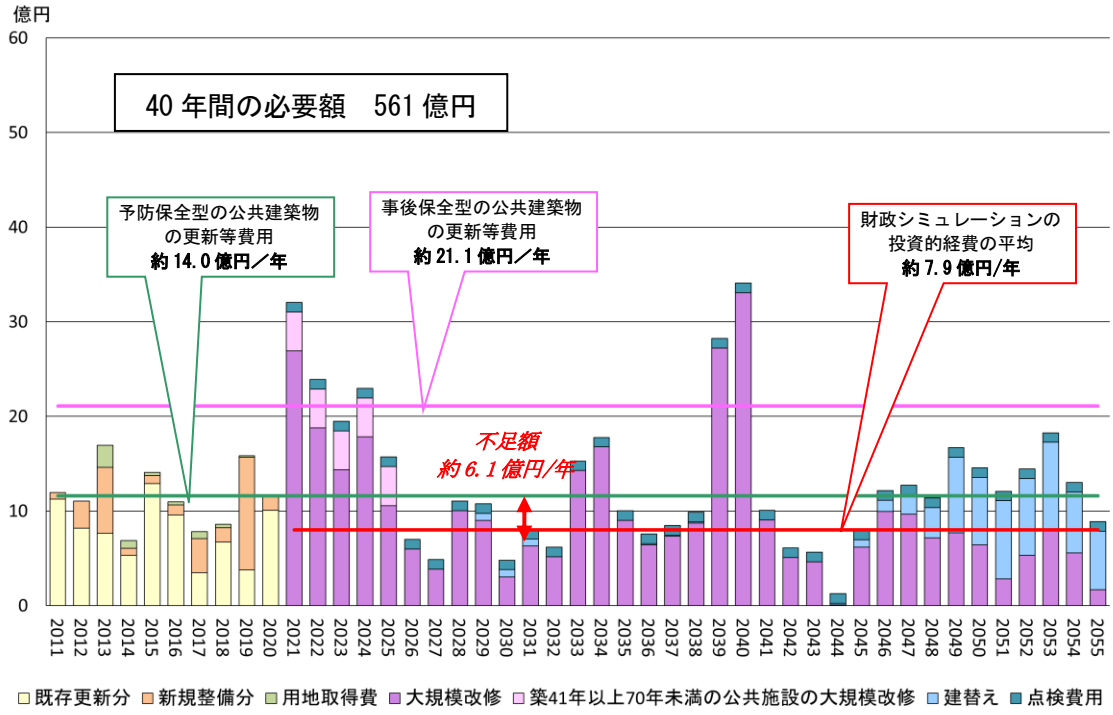


図 4-3-2　一般会計分の公共建築物の試算結果（予防保全型）

今後40年間に必要とする更新等費用は、事後保全型の維持管理方法と予防保全型の維持管理方法で比較すると、844億円（約21.1億円/年）から561億円（約14.0億円/年）に削減されます。それでもなお、財政シミュレーションの投資的経費より244億円（約6.1億円/年）が不足する見込みとなります。

長寿命化によるコスト削減効果を加味しても持続可能な行政運営のためには、更なる削減対策が必要となります。

② 公営企業会計（病院施設）

今後、大規模改修の時期を迎えるときには、多額の費用が必要となることから、財源が不足する可能性があります。病院施設の改修、建替えのサイクルは一般公共建築物のサイクルと異なり、大規模改修の時期も個別で設定する必要があることや公営企業会計であることから、一般会計とは別に独立会計で財政計画を試算したうえで個別計画を立てるため、今回の更新等費用の試算には含めないこととしました。

4-4　土木インフラ施設の新たな維持管理方法(予防保全型)による試算

(1) 長寿命化の考え方

施設ごとに適切な予防保全型の維持管理を取り入れることで、現在の耐用年数を概ね1.5倍に延ばすことが可能であると言われているため、本市の土木インフラ施設の耐用年数は、新たな維持管理方法の場合、1.5倍程度延ばすこととします。

例　橋梁：60 年　⇒　90 年
　　雨水排水施設：50 年　⇒　75 年
　　ポンプ場：45 年　⇒　80 年　等

(2) 試算条件（予防保全型）

土木インフラ施設の現状の維持管理方法（事後保全型）による試算に対し、コスト削減に配慮した管理水準の設定や予防保全型の維持管理を取り入れた新たな維持管理方法による試算を行います。

（総務省の標準設定）

- 道路の単価は、1級、2級市道を4,700円/㎡、その他道路を2,700円/㎡とする。
- 橋梁の単価は、鋼橋を500,000円/㎡、鋼橋以外を425,000円/㎡とする。
- 管路施設（雨水）の単価は、134,000円/mとする。

（本市の独自設定）

- 個別施設計画が既にあるものは、計画に基づく更新等費用を見込むものとする。
- 上記以外の更新単価と更新周期は、本市の実績等より算出したものを使用する。
- 毎年の点検・簡易修繕の単価は、全期間の更新費の1割と想定し、1年当たりの金額とする。
- 修繕の単価は、更新（建替え）費の1割とする。
- 修繕の周期は、更新周期の中間程度の時期とする。
- 更新の周期は、事後保全型維持管理方法の概ね1.5倍とする。

次頁に、中長期的な経費の見込みを算出するための更新単価と更新周期を合わせて示します。

表 4-4-1　土木インフラ施設の新たな維持管理方法（予防保全型）による各種設定条件

（平成 28 年度末時点）

施設分類	施設名称等		単位	点検・簡易修繕単価（円/年）	修繕単価（円）	修繕周期（年）	更新単価（円）	更新周期（年）
道路施設	1 級、2 級市道※		㎡	24	470	10	4,700	20
	その他市道※		㎡	7	270	20	2,700	40
	駅前広場		㎡	7	270	20	2,700	40
	ポケット広場		㎡	碧南市公園施設長寿命化計画における計画期間の平均費用を準用し、1 ㎡当たりの面積に換算して計上				
	道路照明灯	ポール	基	－	－	－	180,000	60
		灯具	基	－	－	－	50,000	15
	防犯灯		基	－	－	－	50,000	15
	カーブミラー		基	－	－	－	120,000	30
橋梁	橋梁	15m以上	橋	碧南市橋梁長寿命化修繕計画の費用を計上（計画期間後は、計画期間の平均費用を計上）				
		15m未満	橋	472	42,500	45	425,000	90
河川施設	準用河川		m	373	28,000	35	280,000	75
	樋門・樋管（河川）		箇所	400	300,000	35	3,000,000	75
港湾施設	護岸施設	矢板	m	640	48,000	35	480,000	75
		ブロック	m	187	14,000	35	140,000	75
	広場等		㎡	133	10,000	35	100,000	75
公園・緑地	都市公園		㎡	碧南市公園施設長寿命化計画の費用を計上（計画期間後は、計画期間の平均費用を計上）				
	都市緑地、広場等		㎡	碧南市公園施設長寿命化計画における計画期間の平均費用を準用し、1 ㎡当たりの面積に換算して計上				
	児童遊園・ちびっ子広場		㎡	碧南市公園施設長寿命化計画における計画期間の平均費用を準用し、1 ㎡当たりの面積に換算して計上				
	公園内建物		㎡	413	170,000	40	330,000	80
農業用施設	農道		㎡	7	270	20	2,700	40
	農業用排水路		m	64	4,800	35	48,000	75
	排水機場	建物	㎡	450	200,000	40	360,000	80
		設備	基	33,333	1,500,000	25	15,000,000	45
	樋門・樋管（農業）		箇所	4,000	300,000	35	3,000,000	75
雨水排水施設	管路施設（雨水）		m	179	13,400	35	134,000	75
	ポンプ場（雨水）	建物	㎡	450	200,000	40	360,000	80
		設備（対象）	基	碧南市下水道長寿命化計画の費用を計上（計画期間後は、計画期間の平均費用を計上）				
		設備（対象外）	基	133,333	6,000,000	25	60,000,000	45
	樋門・樋管（雨水）		箇所	4,000	300,000	35	3,000,000	75
	調整池		㎡	39	3,500	45	35,000	75
駐車場	公共駐車場		㎡	7	270	20	2,700	40
消防防災施設	防災同報無線	機器	基	－	－	－	2,000,000	15
		ポール	基	－	－	－	400,000	60

※道路施設に関しては、公共下水道工事を行った際に舗装も更新されることを想定し、2030 年度（令和 12 年度）までは当該年度の 1/2 の面積で試算、2031 年度（令和 13 年度）以降は当該年度の 2/3 の面積で試算しています。

(3) 土木インフラ施設の更新等費用の試算結果（予防保全型）

① 一般会計（土木インフラ施設）

一般会計に含まれる土木インフラ施設を新たな維持管理方法（予防保全型）により整備し続けると仮定した場合、今後40年間に必要とする更新等費用は、376億円（約9.4億円/年）となります。

その中でも道路施設及び雨水排水施設の割合が高くなっています。

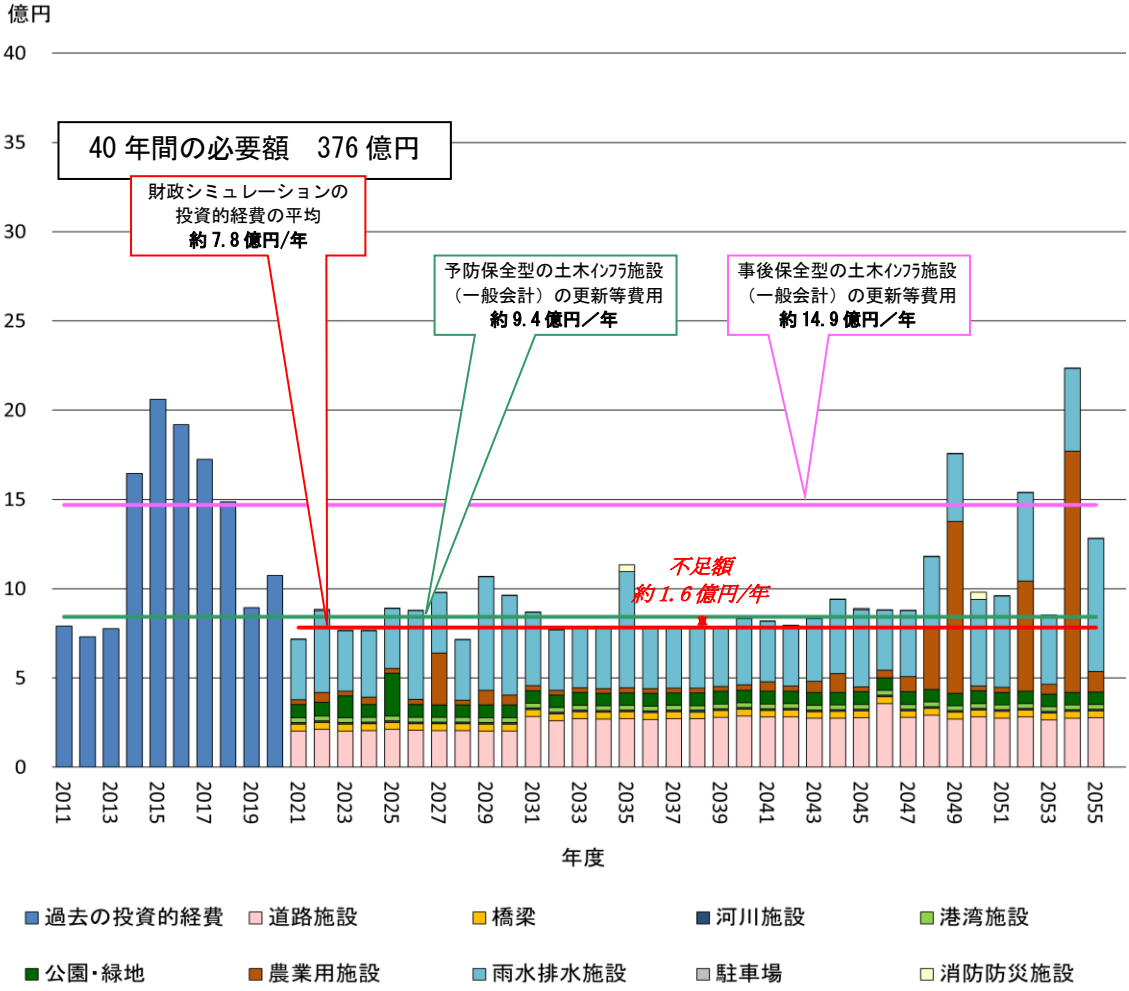


図 4-4-1　一般会計分の土木インフラ施設の試算結果（予防保全型）

今後40年間に必要とする更新等費用は、事後保全型の維持管理方法と予防保全型の維持管理方法で比較すると、597億円（約14.9億円/年）から376億円（約9.4億円/年）に削減されます。それでもなお、財政シミュレーションの投資的経費より64億円（約1.6億円/年）が不足する見込みとなります。

② 公営企業会計（水道施設）

水道施設における投資計画及び財政計画を検討し、経営の効率化や健全化を図る経営戦略を策定することや独立採算制であることから、一般会計の更新等費用の試算には含めないこととしました。

③ 公営企業会計（公共下水道施設）

下水道事業におけるストックマネジメント計画の中で投資計画及び財政計画を検討することから、一般会計の更新等費用の試算には含めないこととしました。

4-5　公共施設等の更新等費用の試算結果

(1) 公共施設等の更新等費用の試算結果（事後保全型）

一般会計に含まれる公共建築物と土木インフラ施設を合算し、事後保全型の維持管理方法による中長期的な経費の見込みを以下に示します。

今後40年間に必要とする更新等費用は、1,441億円（約36.0億円/年）となり、財政シミュレーションの投資的経費（約15.7億円/年）と比較した場合、約20.3億円/年が不足する見込みとなります。

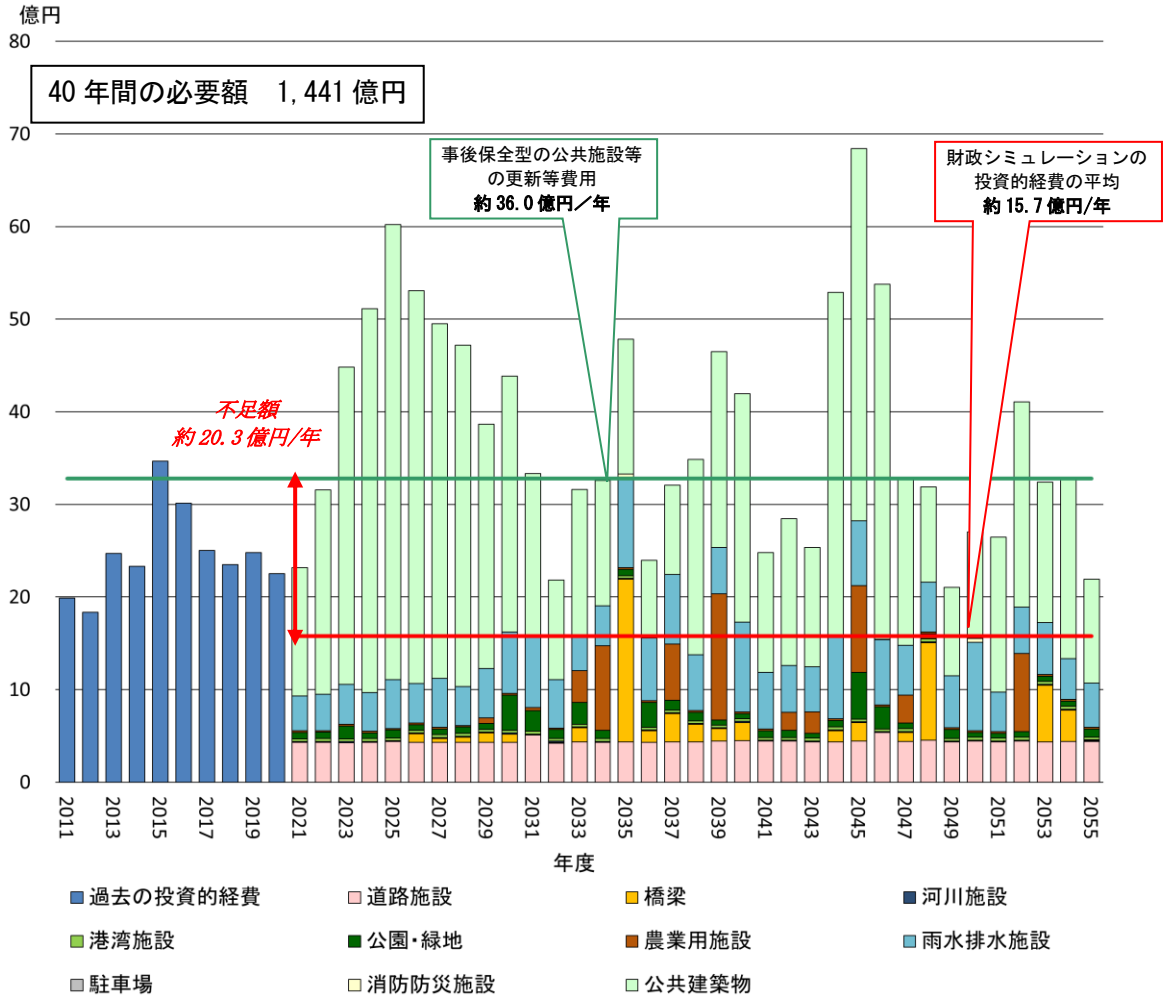


図 4-5-1　一般会計分の公共施設等の試算結果（事後保全型）

(2) 公共施設等の更新等費用の試算結果（予防保全型）

一般会計に含まれる公共建築物と土木インフラ施設を合算し、予防保全型の維持管理方法による中長期的な経費の見込みを以下に示します。

今後40年間に必要とする更新等費用は、937億円（約23.4億円/年）となり、財政シミュレーションの投資的経費（約15.7億円/年）と比較した場合、約7.7億円/年が不足する見込みとなります。

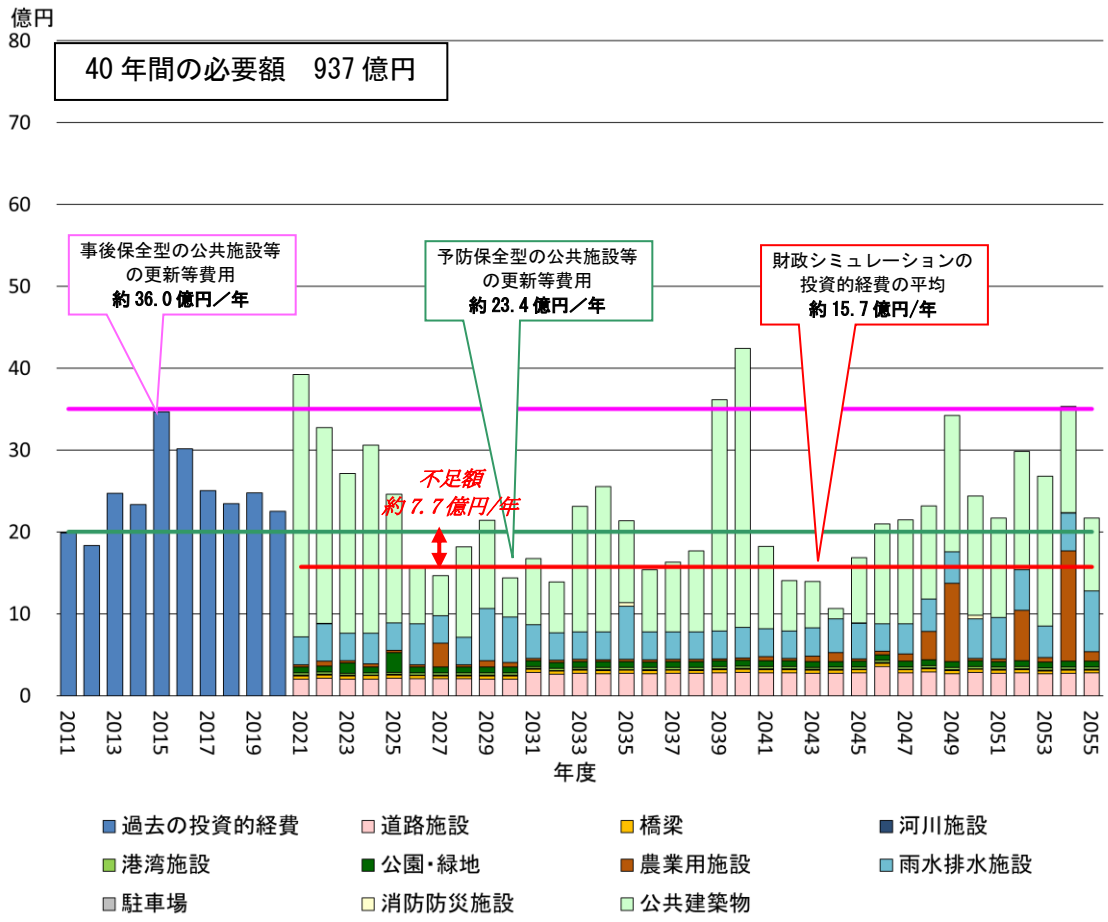


図 4-5-2　一般会計分の公共施設等の試算結果（予防保全型）

(3) 現状の維持管理方法(事後保全型)から新たな維持管理方法(予防保全型)に切り替え長寿命化を図った場合の削減額

現状の維持管理方法（事後保全型）による試算結果と新たな維持管理方法（予防保全型）を取り入れ長寿命化を図った場合の試算結果を以下にまとめます。

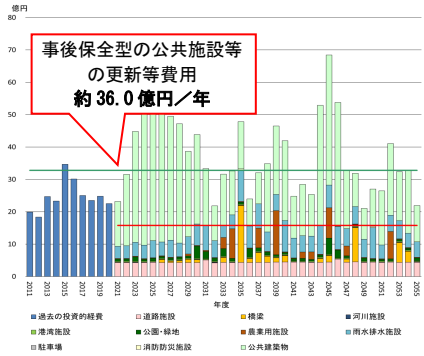
表 4-5-1　維持管理方法を見直した場合の削減額

単位:(億円)

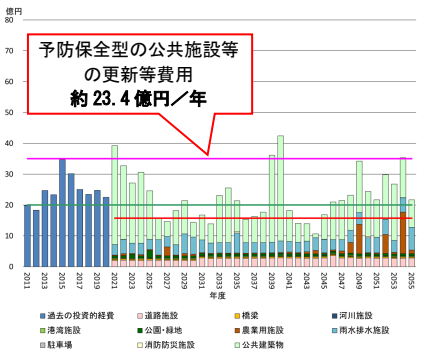
	試算パターン	現状の維持管理方法（事後保全型）		新たな維持管理方法（予防保全型）		削減額	
		40 年間総額	1 年当たり	40 年間総額	1 年当たり	40 年間総額	1 年当たり
①	公共建築物（一般会計分）	844	21.1	561	14.0	283	7.1
②	土木インフラ施設（一般会計分）	597	14.9	376	9.4	221	5.5
①+②	公共建築物＋土木インフラ施設（一般会計分）	1,441	36.0	937	23.4	504	12.6

新たな維持管理方法（予防保全型）を取り入れた場合、計画的な修繕を行うためのコストは必要となりますが、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの削減効果により、現状の維持管理方法（事後保全型）の場合と比較して、今後40年間に必要とする更新等費用は、1,441億円（約36.0億円/年）から937億円（約23.4億円/年）になり、削減額は504億円（約12.6億円/年）、率にして約35%削減されることとなります。

【現状の維持管理方法での試算結果】



【新たな維持管理方法での試算結果】



以上のことから、新たな維持管理方法として、予防保全型の維持管理により長寿命化を図ることやコスト削減に配慮した管理水準の設定を取り入れていくことが効果的であることが分かります。

(4) 財政シミュレーションから見た新たな維持管理方法(予防保全型)に切り替え長寿命化を図った場合との不足額

財政シミュレーションの投資的経費の試算結果と新たな維持管理方法（予防保全型）を取り入れ長寿命化を図った場合の試算結果を以下にまとめます。

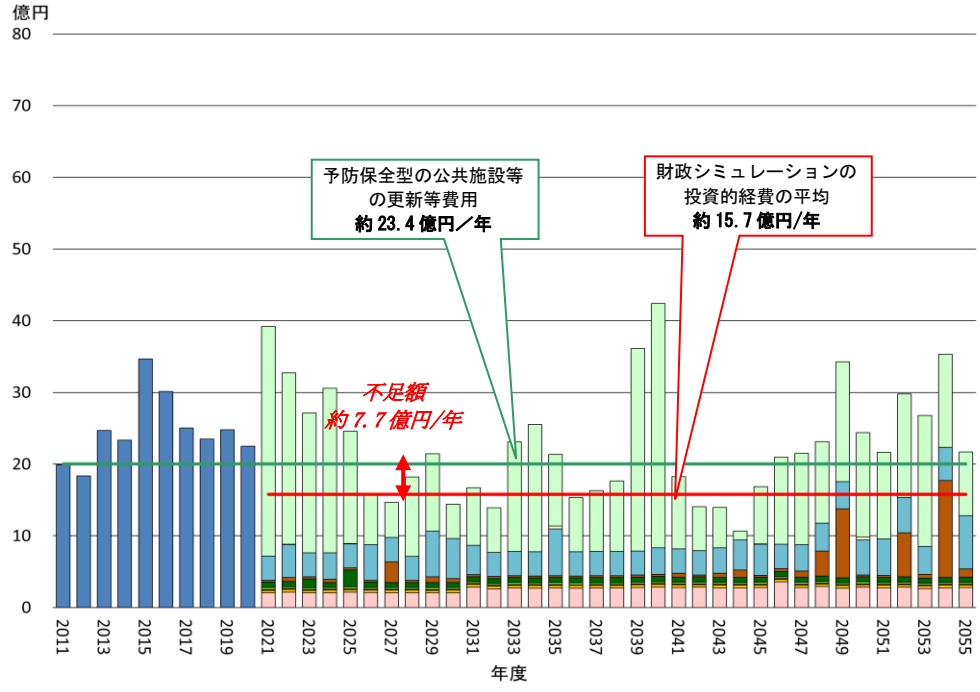
表 4-5-2　財政シミュレーションから見た予防保全型の維持管理との不足額

単位:(億円)

	試算パターン	財政ｼﾐｭﾚｰｼｮﾝの投資的経費		予防保全型		不足額	
		40 年間総額	1 年当たり	40 年間総額	1 年当たり	40 年間総額	1 年当たり
①	公共建築物（一般会計分）	317	7.9	561	14.0	244	6.1
②	土木インフラ施設（一般会計分）	313	7.8	376	9.4	63	1.6
①+②	公共建築物＋土木インフラ施設（一般会計分）	630	15.7	937	23.4	307	7.7

予防保全型の維持管理により長寿命化を図り、今後40年間に必要とする更新等費用を937億円（約23.4億円/年）に削減したとしても、財政シミュレーションの投資的経費の630億円（約15.7億円/年）と比較した場合、307億円（約7.7億円/年）が不足する見込みとなります。

以上のことから、この不足額を解消するため、施設総量の削減等の新たな取組が必要です。



【財政シミュレーションから見た予防保全型の維持管理との不足額】

第5章　課題に関する基本認識と解消に向けた検討

5-1　公共施設等の課題に関する基本認識

■品質面の課題

【公共建築物】

・対象とする公共建築物の延床面積は約27万㎡です。そのうち、建設から40年以上が経過した建物は約14.3万㎡（53%）に及び、老朽化が進行しています。また、昭和50年代（1975～1984年）に建設された学校教育系施設が多くあり、施設の品質を適正に保つためには、今後、大規模改修や更新の時期が到来します。

【土木インフラ施設】

・土木インフラ施設は、ライフラインとして安心・安全を確保することが求められ、健全な施設機能を維持するためには、計画的な維持管理が必要です。

■数量面の課題

【公共建築物】

・規模や産業面など 4 つの分類で類似の自治体と市民 1 人当たり延床面積を比較すると、本市は 3.76 ㎡/人であり、各自治体よりも著しく多い状況です。

・高齢化の進行や共働き世帯の増加により、公共建築物に求められるニーズが変化してきているため、需要と供給のバランスが崩れていくことが予想されます。

【土木インフラ施設】

・土木インフラ施設は、市民の生活の基盤となる施設であり、数量削減が困難であるとともに今後も整備が必要な施設もあり、さらに増える可能性があります。

■コスト面の課題

【公共建築物】

・生産年齢人口の減少による市税収入の減少、高齢化に伴う扶助費の増加の影響により、公共建築物の維持更新にかける投資的経費の減少が予測されることから、更新等に対する財源が不足することが予測され、現在の施設規模のまま維持することは困難です。

【公共建築物・土木インフラ施設】

・事後保全型から予防保全型の維持管理に転換し、長寿命化対策を実施した場合でも今後 40 年間に合計で 937 億円（約 23.4 億円/年）の更新等費用が必要であり、財政シミュレーションの結果と比較すると、307 億円（約 7.7 億円/年）が不足する試算となります。

【土木インフラ施設】

・土木インフラ施設は、数量削減が困難であるため、新技術の導入や定期的な予防修繕、包括発注などによる効率化を図らない場合、維持管理にかかるコストが増大します。

■運営面の課題

【公共建築物】

・公共建築物の建設、運営及び維持管理は各施設管理者が主体となって実施してきたため、全体的視点に立った効率的かつ効果的な運営の取組が十分に実施されていない状況です。そこで、公共施設全体としてあり方を検討し、公共施設マネジメントを実施することが必要です。

5-2　コスト面の課題解消に向けた公共建築物の保有量の削減試算

更新等費用の財源不足を解消するため、公共建築物の保有量を削減することで対応した場合、不足額が現在保有する公共建築物の延床面積の何パーセントに相当するかの試算を行います。

前提条件として、公共建築物にかかる様々な費用は、延床面積を削減することにより、対象とする更新等費用に加え、削減した分の水道光熱費や維持管理にかかる委託費等の維持管理費、運営にかかる人件費等も比例して減少すると仮定します。

公共建築物を現在の延床面積のまま100%維持した場合、今後40年間にかかる総費用は、第4章で試算した予防保全型による更新等費用937億円に、公共建築物の維持運営費用2,108億円を加えた3,045億円となり、この総費用と財政シミュレーションから見た更新等費用の不足額307億円を比較したところ、その割合は約10%に相当します。

従って、総延床面積の10%相当を削減することで、この不足額が解消されることになります。

表 5-2-1　公共施設等を維持するため今後40年間にかかる総費用

更新等費用（予防保全型）	＋	公共建築物の維持運営費用	⇒	総費用
937 億円		2,108 億円		3,045 億円

※公共建築物の維持運営費用は、平成 25 年度から平成 27 年度の公共建築物の維持運営費（工事請負費を除く）の 3 箇年平均（52.7 億円/年）から算出した。ただし、公営企業会計である市民病院分は含まないこととした。

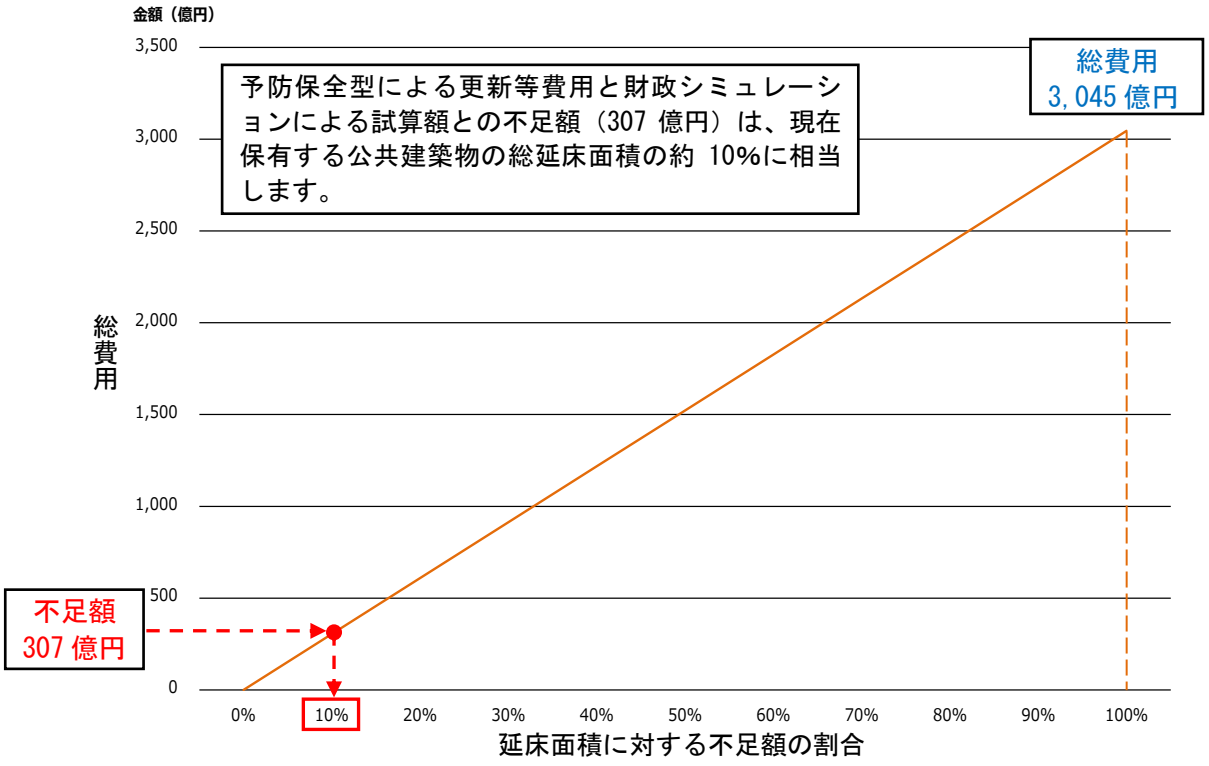


図 5-2-1　更新等費用不足解消に向けた公共建築物の保有量の試算

第6章　総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

6-1　公共施設マネジメントに関する基本方針

本市の公共施設マネジメントは、施設の総量を減らすことそのものを目指すものではなく、市民のより良い暮らしを将来にわたって支え、持続可能な行政運営を実現するための取り組みと考えています。

前章の公共施設等の課題などに対応するとともに、碧南市の公共施設マネジメントに関する基本方針を以下に掲げます。

【公共施設マネジメント方針】

公共建築物については、統廃合等を進め、総延床面積の10%削減を目指します。なお、将来の人口推計、市の財政状況等の社会情勢を考慮しながら５年ごとに見直します。

土木インフラ施設については長寿命化を推進し、安全確保とコスト抑制の両立を図ります。

＊公共施設マネジメント方針の趣旨

公共建築物については、人口減少が進展する中、将来にわたって持続可能な行政運営を行うため、必要な機能を維持しながら市全体の施設配置の最適化を図ります。これに伴い、統廃合や機能転換等を積極的に推進するとともに、実施時期を明確にすることで、将来の見通しを持った計画とします。

新規に建物を建設する際には、複合化や統合、ダウンサイジング等の手法により総延床面積の削減を図るとともに、一つの施設で複数の機能を提供することで、サービスの質と利便性の向上を目指します。

総延床面積 10%削減の目標は、平成 29 年の計画策定時の財政状況等を踏まえて設定したものです。現在は財政状況が一層厳しさを増しているほか、物価高騰など社会経済情勢も変化しています。本来であれば、より高い削減目標の設定が必要となるところですが、税収増によって財政基盤の強化に努めることで、今回の計画改訂では総延床面積10%削減目標を据え置くこととしています。。

なお、他市にはない本市の特色ある施設については、地域の活性化や魅力向上の観点から、この方針とは別に検討します。

土木インフラ施設については、総量の削減が困難なことから、定期的な予防修繕や効率的な維持管理を行い、コストの削減を図ります。

※総延床面積（病院施設を除く）の 10% ： 約 23,400 ㎡

この公共施設マネジメント方針を達成するために、５つの基本方針を設定します。

基本方針１【統合・複合・廃止の推進】

同一目的の公共建築物については、他施設による代替可能性、老朽化の状況、近隣自治体の行政サービス状況等を総合的に勘案し、統廃合の対象施設及びその実施時期を明確にします。統合や複合化にあたっては、一つの施設で複数の機能を提供できるようにするなど、施設総量を縮減しつつサービスは充実する「縮充」により、魅力ある施設を実現します。

基本方針２【機能転換等の推進】

人口減少や社会情勢の変化を踏まえ、機能転換等を行う公共建築物について、対象施設及び実施時期を明確にします。機能転換にあたっては、市民ニーズに応じたサービスの提供に向け、施設の新たな役割や機能を検討します。

基本方針３【民間活力の導入】

公共建築物の活用及び管理運営については、指定管理者制度をはじめとする民間活力の導入を積極的に検討し、民間事業者が有するノウハウや専門性を活用することで、市民サービスの向上と効率的な施設運営を図ります。一旦、民間活力を導入した公共建築物については、民間の引受先がなかった場合、市による継続実施の可否を含め、今後のあり方を検討します。

基本方針４【安心・安全が確保された施設維持の実践】

継続して保有する公共建築物については、市民が安心・安全に利用できる施設環境を維持するため、施設の劣化状況や利用実態を踏まえ、計画的な大規模改修を実施します。

基本方針５【財政負担の軽減や平準化に向けた見直し】

公共施設等の更新時期が集中することにより、財政負担が一時期に重なることのないように公共施設維持基金の拡充を図ることや更新時期の分散化により一般財源を平準化することで財政負担の軽減を図ります。また、受益者負担の原則により利用料金の見直しを図ることや借地料や水道光熱費の削減に努めるとともに、公有資産の貸付による歳入増を図るなど適切な公共施設等の経営を行います。

6-2　公共施設等の管理に関する具体的な取組方針

6-2-1　点検・診断等の実施方針

◆ 適切な点検の実施
◆ 点検に基づく効率的なデータ管理
◆ 診断結果の蓄積と活用
◆ 有形固定資産減価償却率の推移

（適切な点検の実施）

・公共建築物については、法令等に基づく設置基準に従い、定期的な点検を実施します。また今後は、施設管理者による点検業務（日常点検・定期点検）を実施します。



【施設管理者による点検業務】



【電気設備の定期点検】

・土木インフラ施設については、施設ごとに国の基準等に従い、劣化・損傷の程度を把握するため、定期的な点検を実施します。



【公園遊具の定期点検】



【橋梁の定期点検】

（点検に基づく効率的なデータ管理）

・台帳整備の充実を図るとともに点検結果や修繕履歴等のデータベース化を行うことで効率的な維持管理の実践に努めます。

（診断結果の蓄積と活用）

・診断結果を経年的に蓄積、分析することで施設の劣化特性を認識し、個別施設計画である修繕計画や長寿命化計画の策定・見直しに活用します。

（碧南市有形固定資産減価償却率の推移）

年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
率	60.6%	61.8%	63.2%	64.2%	65.5%	66.6%

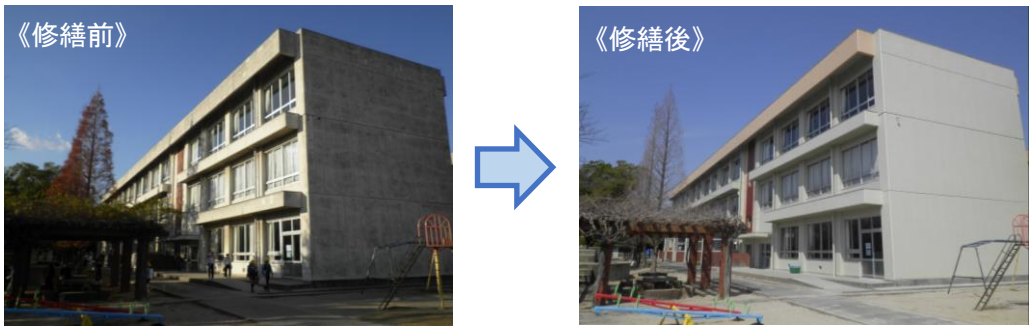
※有形固定資産減価償却率とは、地方公共団体の資産の老朽化を表す指標であり、有形固定資産減価償却率が 100%に近いほど、資産を購入してからの経過期間が長く資産価値が減少している(老朽化の進行)ことを表します。

6-2-2　維持管理・修繕・更新等の実施方針

◆ 予防保全型維持管理の導入
◆ 新技術の導入による維持管理方法の検討
◆ 施設の特性を考慮した維持管理によるコスト削減
◆ 市民協働による維持管理

（予防保全型維持管理の導入）

・これまでの異常や故障が発生してから対応を行う、いわゆる事後保全型の修繕・更新方法を改め、今後は、利用者に対するリスク管理の観点や施設の長寿命化に向けた予防保全型の修繕・更新方法を実施します。



【学校教育系施設の外壁修繕の例】

（新技術の導入による維持管理方法の検討）

・新設、更新時には新技術の導入による維持管理方法を検討し、更なる効率的な維持管理を推進します。

（施設の特性を考慮した維持管理によるコスト削減）

・土木インフラ施設は、統合や廃止が困難なケースが大半であることから、長期継続契約や業務、分野、施設を包括的に発注するなど、効率的な維持管理が実施できるよう更なるコスト削減を図る仕組みの導入を検討します。

（市民協働による維持管理）

・市民と行政が協働で道路、河川、公園等の清掃・美化活動等の維持管理を行うことや市民から道路の陥没等の情報を提供してもらうなど市民と行政が連携し、役割分担しながら維持管理を進める方策の拡大を検討します。

6-2-3　安心・安全確保の実施方針

◆ 公共施設等における安心・安全の確保
◆ 防災・減災対策等との連携

（公共施設等における安心・安全の確保）

・公共施設等は、第一に利用者の安心・安全を担保することが必要です。また、万一の災害に対する備えや実際に被災した場合の損害を最小限にとどめ、早期の復旧が行われる等、常に機能性を保持できるような体制を確保します。
継続して保有する公共建築物については、市民が安心・安全に利用できる施設環境を維持するため、施設の劣化状況や利用実態を踏まえ、計画的な大規模改修を実施します。また、統廃合対象の公共建築物については、施設維持期間内であっても、大規模改修を必要とする不具合が生じた場合には、改修をせずに供用廃止も検討します。

（防災・減災対策等との連携）

・防災や減災対策等の各種計画と連携する中で、公共施設等がその機能を発揮し続けるために、安全性能の向上など、災害外力に耐える対策を推進します。

6-2-4　耐震化の実施方針

◆ 公共建築物の耐震化の推進
◆ 土木インフラ施設の耐震化の推進

（公共建築物の耐震化の推進）

・公共建築物については小規模な附属建物を除き、「碧南市建築物耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断及び耐震改修を完了しています。避難所は、災害時に多くの市民が利用する公共施設であることから、災害時の被害を最小限にとどめるよう優先的に非構造部材（天井落下、ガラス飛散など）の耐震化を推進します。

（土木インフラ施設の耐震化の推進）

・土木インフラ施設の多くはライフラインとして市民生活に直結しているため、災害時における被害を最小限にとどめることが重要です。そのため、引き続き計画的に耐震化を推進します。また、土木インフラ施設は、施設ごとに形状や構造等の特性が異なるため、特性を考慮し、個別施設計画に基づき、耐震化を推進します。



【橋梁の落橋防止対策】



【水道施設の幹線配水管の耐震化】

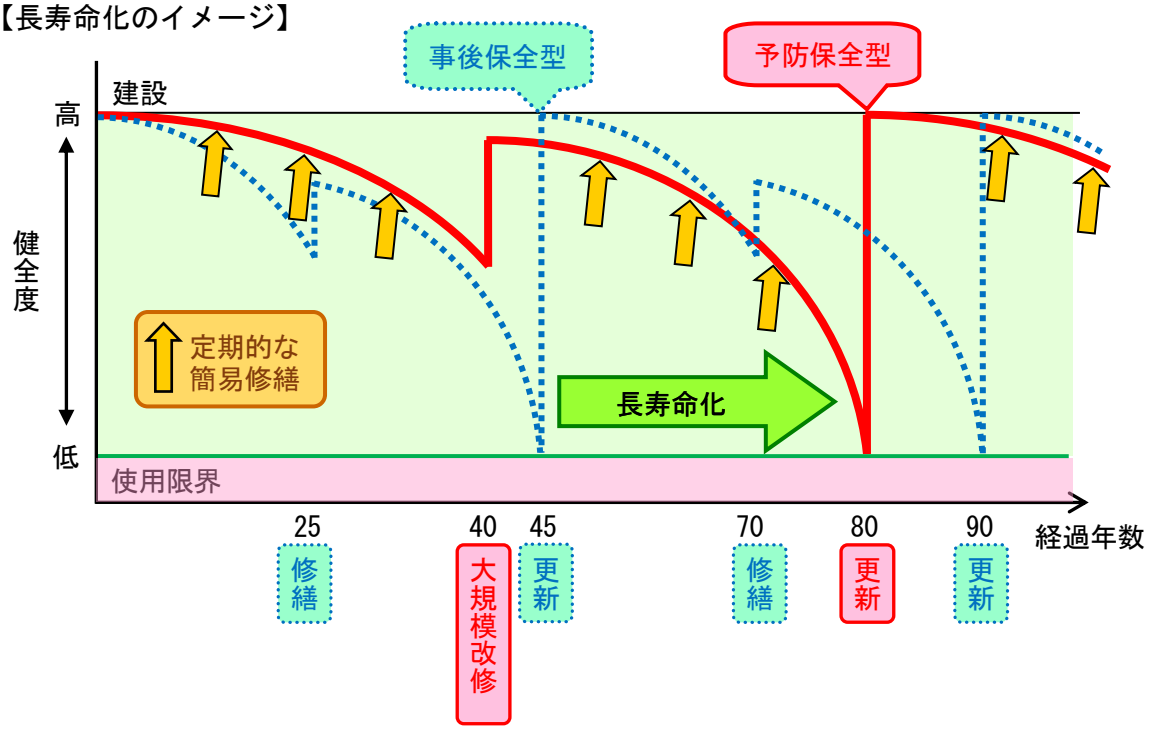
6-2-5　長寿命化の実施方針

◆ 公共建築物の長寿命化の実施方針
◆ 土木インフラ施設の長寿命化の実施方針
◆ 長寿命化によるコスト削減
◆ 個別施設計画に基づく長寿命化の実施

（公共建築物の長寿命化の実施方針）

・継続する公共建築物については、建物の劣化及び老朽度、必要性を見極めたうえで徹底的にフル活用を行いますが、供用開始から概ね 40 年が経過した時点で大規模改修を行うことで耐用年数を 80 年程度に延ばし、長寿命化を図ります。ただし、構造体の劣化の程度により長寿命化による改修よりも建替えの方が低コストの場合や、建物の必要性が減少し長寿命化を図る必要がないと判断されるものは除くこととします。

【長寿命化のイメージ】



（土木インフラ施設の長寿命化の実施方針）

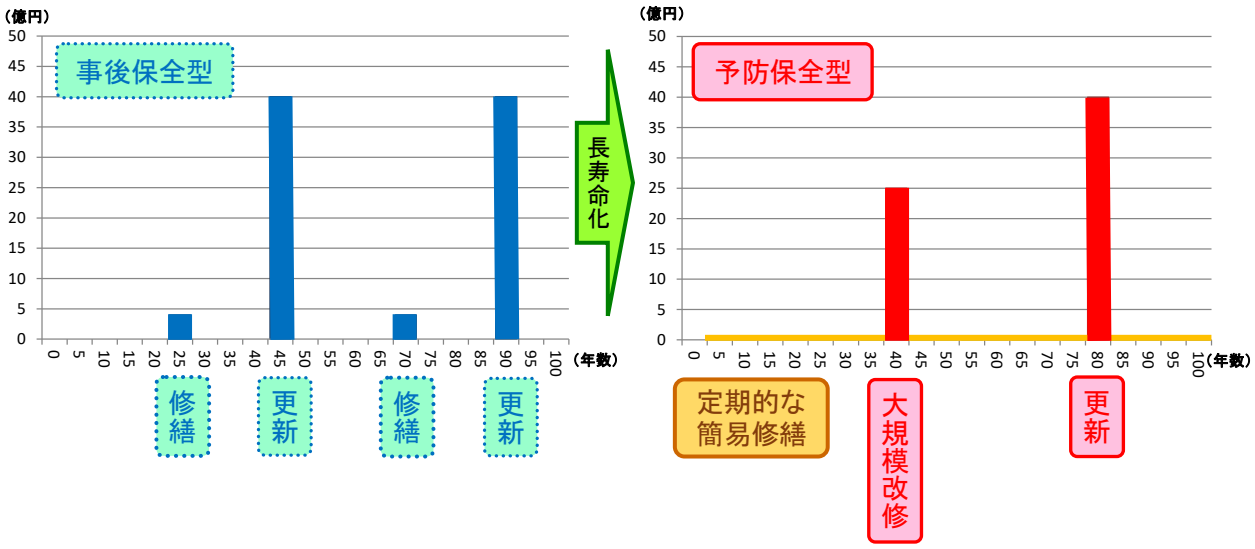
・土木インフラ施設については、施設総量の削減は困難であるケースが多いため、個別施設分野ごとに適切な頻度で施設点検を実施し、劣化状況を把握しつつ、計画的な修繕を実施し、目標耐用年数を延ばすことで、長寿命化を図ります。

（長寿命化によるコスト削減）

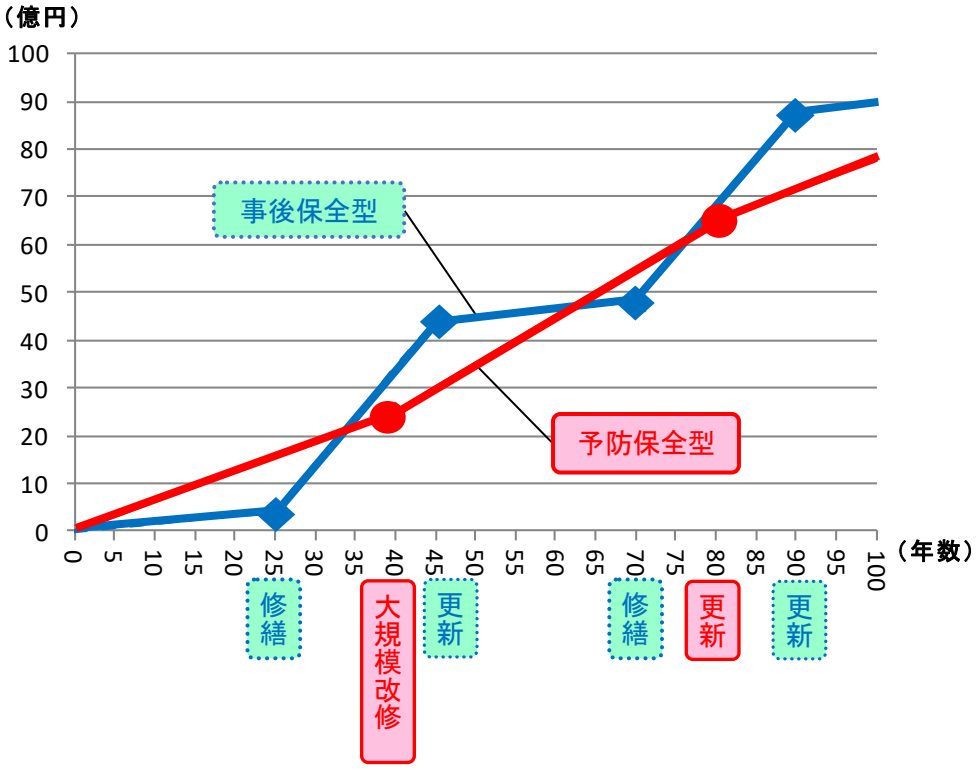
・公共施設等の維持管理を、これまでの異常や故障等により不具合が生じてから修繕等を行う事後保全型の維持管理方法から、今後は不具合が生じる前に修繕等を実施する予防保全型の維持管理方法へ変更することにより、施設の耐用年数を延ばす長寿命化を図ります。これにより施設全体にかかるライフサイクルコストの削減を図ります。

【長寿命化によるライフサイクルコスト削減のイメージ】（更新費40億円の施設の場合）

現状の維持管理方法（事後保全型）　　新たな維持管理方法（予防保全型）



累計費用によるコストの比較



（個別施設計画に基づく長寿命化の実施）

- 橋梁や公園など、個別施設計画が策定済みの分野については、各計画に基づき、効果的な修繕等を適切な時期に実施することで長寿命化を図ります。また、公共建築物や土木インフラ施設で未策定の分野については、今後、必要により個別施設計画を策定したうえで、施設の長寿命化を推進します。

6-2-6　ユニバーサルデザイン化の推進方針

◆ ユニバーサルデザイン化の推進

（ユニバーサルデザイン化の推進）

・公共施設等の改修や更新等を行う際には、市民ニーズや関係法令等におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、誰もが利用しやすいようユニバーサルデザインへの対応に努めます。碧南市では「碧南市都市計画マスタープラン　2019～2030」において、公共施設や駅周辺におけるユニバーサルデザインの推進を目標に掲げています。



碧南駅待合所



市営宮下住宅



碧南レールパーク・棚尾広場



県道岡崎碧南線

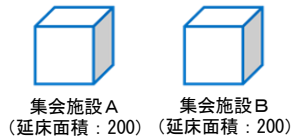
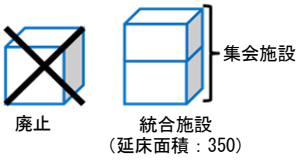
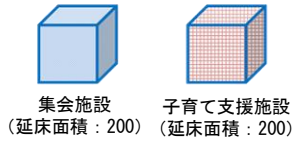
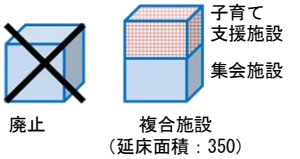
6-2-7　統合や廃止及び有効活用の推進方針

◆ 最適化（統合・複合・廃止・機能転換等）の推進
◆ 最適化の実施時期を明確化
◆ 削減目標の設定
◆ 低未利用地等保有財産の活用
◆ 民間施設の活用の検討

（最適化の推進）

・同一目的の公共建築物については、他施設による代替の可否、施設の老朽化の状況、近隣自治体の行政サービス状況等を総合的に勘案し、統廃合の対象となる施設を明確にします。

【最適化のイメージ（建屋）】

	現状	実施後	概要
統　　合			既存の同じ種類の公共施設を統合し、一体の施設として整備する。
複　　合			既存の異なる種類の公共施設を複合化し、これらの施設の機能を有した複合施設を整備する。
転　　用			既存の公共施設を改修し、他の施設として利用する。
一部転用			既存の公共施設の一部を改修し、他の機能として利用する。
継　　続			大規模修繕を行い長寿命化で施設を維持する。
民　営　化			建物を民間に引き継ぐ

廃　　止	 集会施設	 廃止	機能の一部を他の施設へ移転等をして、施設そのものは廃止として取り壊す。施設が使用できる間は、使用して大規模な修繕を行わないものはこれに該当する。

・人口減少や社会情勢の変化を踏まえ、将来の行政需要に対応するため、機能転換等を行う公共建築物を明確にします。

【最適化のイメージ（機能）】

統　　合	同じ機能を統合する。
複　　合	保育園と幼稚園をこども園とする等、異なる機能を複合化する。
転　　用	別の機能に変更する。
一 部 転 用	一部を別機能に変更する。
移　　転	機能を他の施設へ移す。
民 営 化	機能を民間に引き継ぐ。
継　　続	機能を維持する。
廃　　止	当該施設の機能を廃止し、移転等しない場合には廃止に該当する。

（最適化の実施時期を明確化）

・施設の最適化に向けた実施時期を短期（１０年未満）・中期（２０年未満）・長期（２０年以上）の３区分で明確にします。

・設定した期間に基づき、公共建築物については、必要に応じた修繕を行います。

（削減目標の設定）

・公共建築物の最適化により、総延床面積全体の 10%削減を目標とします。

（低未利用地等保有財産の活用）

・低未利用地や施設内の空きスペースについて、民間への貸与・売却等により有効活用を図ります。また、現在、公共施設等にかかる借地契約している土地については、今後も契約を継続していく場合と本市が公有財産として取得する場合について、中長期的な経費の見込みを比較し、最適な管理方法を検討します。

（民間施設の活用の検討）

・公共サービスの提供に当たっては、全てを公共で賄うというあり方を見直し、民間での代替が可能な機能については、民間施設の活用などを検討します。

6-2-8　公共施設運営の適正化実施方針

◆ 民間活力の導入
◆ 利用者負担の見直し
◆ 経常的な経費削減に向けた取組の実践
◆ 財政負担の平準化
◆ 公共施設維持基金の活用

（民間活力の導入）

・これまでも指定管理者制度の導入などにより効率的な管理に努めてきましたが、今後はさらに効率的な方法を図ることが必要となります。そのため、今後は従来の委託・指定管理者制度の活用だけでなく、新たな官民連携の手法を取り入れることについても取り組んでいく必要がありますが、その際には、民間のノウハウや資金、アイデア等を活用できる仕組みとして PPP（ﾊﾟﾌﾞﾘｯｸ･ﾌﾟﾗｲﾍﾞｰﾄ･ﾊﾟｰﾄﾅｰｼｯﾌﾟ）やPFI（ﾌﾟﾗｲﾍﾞｰﾄ･ﾌｧｲﾅﾝｽ･ｲﾆｼｱﾃｨﾌﾞ）等の手法の導入について検討します。

【本市における指定管理者制度の導入状況】

選定方法	施　設　名	指 定 期 間	施設担当課
公募	新川町駅西駐車場	令和5年4月1日～令和10年3月31日(5年)	商　工　課
公募	明石公園	平成31年4月1日～令和11年3月31日(10年)	都市整備課
公募	市民活動センター	令和6年4月1日～令和11年3月31日(5年)	地域協働課
任意	こどもプラザ こころっくしんかわ	令和6年4月1日～令和11年3月31日(5年)	こ ど も 課
公募	芸術文化ホール	令和6年4月1日～令和11年3月31日(5年)	生涯学習課
公募	碧南市民図書館(本館) ※施設維持管理のみ	令和6年4月1日～令和11年3月31日(5年)	生涯学習課
任意	心身障害者福祉センター	令和6年4月1日～令和11年3月31日(5年)	福　祉　課
任意	新川まちかどサロン	令和6年4月1日～令和11年3月31日(5年)	高齢介護課
任意	大浜まちかどサロン	令和6年4月1日～令和11年3月31日(5年)	高齢介護課
任意	前浜集落センター	令和6年4月1日～令和11年3月31日(5年)	農業水産課
任意	川口農業センター	令和6年4月1日～令和11年3月31日(5年)	農業水産課
任意	碧南ふれあい作業所	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年）	福　祉　課
任意	児童センター(2施設)	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年）	こ ど も 課
任意	児童クラブ(7施設)	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年）	こ ど も 課
任意	碧南市こどもプラザ ららくるにしばた	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年）	こ ど も 課
公募	碧南市農業活性化センターあおいパーク	令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年）	農業水産課

（令和７年度末時点）

（利用者負担の見直し）

・公共施設の利用料金については、公共施設を利用する市民と利用しない市民で不公平な負担とならないよう受益者負担の原則から、必要な経費を利用者に負担していただくよう適正な見直しを図ります。

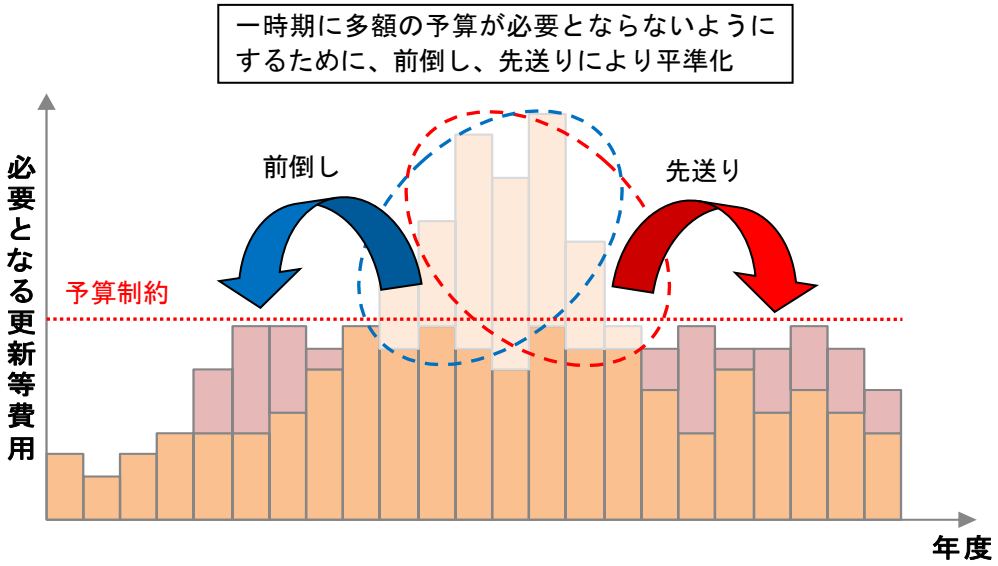
（経常的な経費削減に向けた取組の実践）

・現在、借地であっても施設の維持運営面から取得が必要な土地は購入するなど契約の見直しを図るとともに、水道光熱費の削減など公共施設経営という観点から効率化が可能な取組については、「できることから」積極的に実践し、経常経費削減を図ります。

（財政負担の平準化）

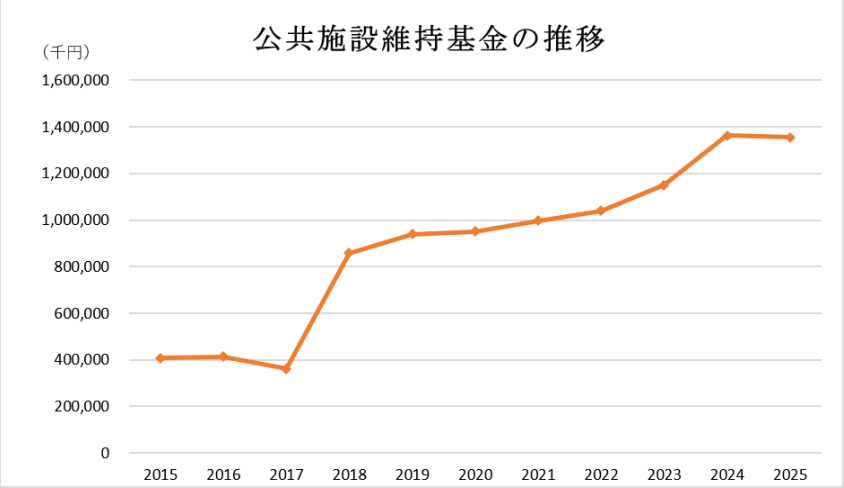
・今後、増加が予測されている公共施設等の更新等費用については、更新時期の見直し等により一般財源を平準化し、計画的な予算執行を実施します。

【財政負担の平準化のイメージ】



（公共施設維持基金の活用）

・公共施設等の更新等費用にかかる財政負担が、一時的に増加する場合に備えるため、公共施設維持基金の拡充を図り、計画的な更新等を実施します。



6-3　進捗状況等のフォローアップの実施

6-3-1　本計画を実現するための体制の構築方針

本計画を着実に推進するため、令和７年度に企画財政部財政課施設マネジメント係を新設し、公共建築物に係る工事及び予算の総合調整を行うとともに、全庁的な施設マネジメントを推進します。また、施設を所管する部局と緊密に連携し、各施設の状況を共有・把握しながら、本計画の調整及び進捗管理を行います。

土木インフラ施設については、各施設において専門性が必要となることから、所管部局が個別施設計画に基づき、土木インフラ施設のマネジメントを実践し、施設マネジメント係において進捗管理の確認を行います。

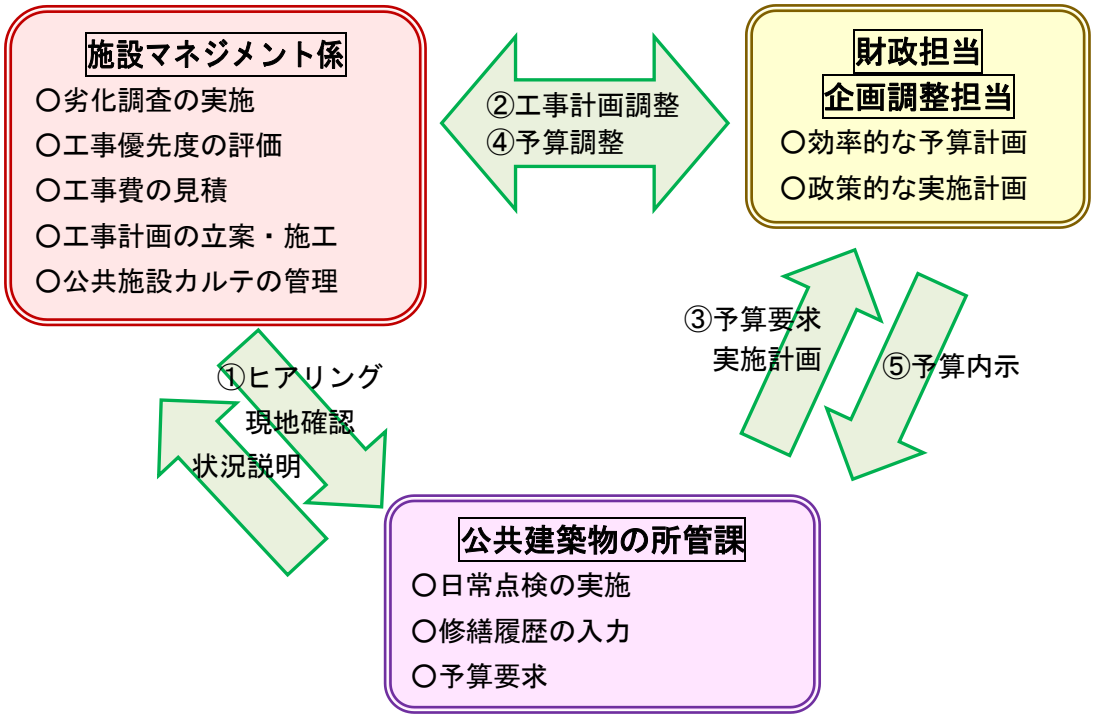


図 6-3-1　組織体制と公共建築物保全業務の流れ

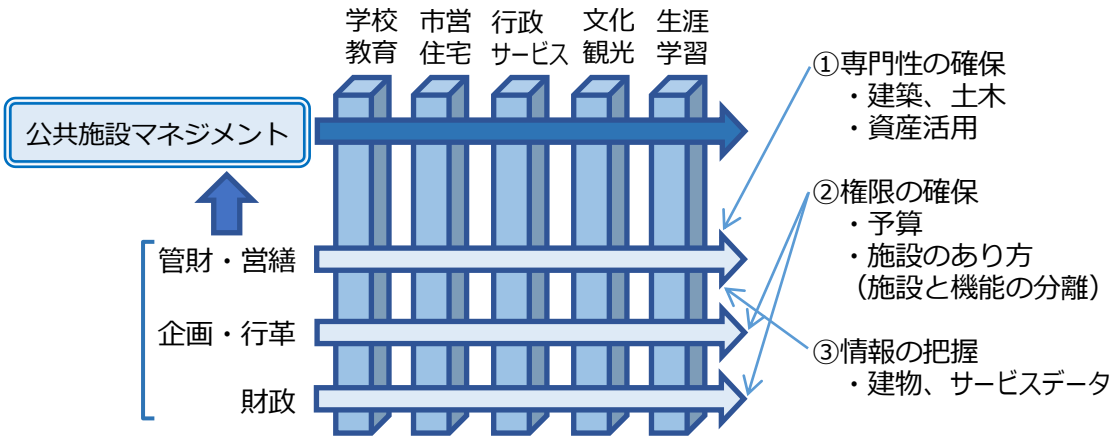


図 6-3-2　組織体制のイメージ

6-3-2　全庁的な情報共有方策

これまで、公共施設等の情報は各所管課ごとに作成し、管理を行っていましたが、これを一括してまとめるために公共施設データベースを作成し、企画財政部財政課施設マネジメント係で管理します。さらに、庁内ＬＡＮを活用し、各所管課から閲覧を可能とし、情報共有を図ります。また、公共施設データベースを活用することにより公共施設カルテを毎年度更新し、情報分析に役立てていきます。

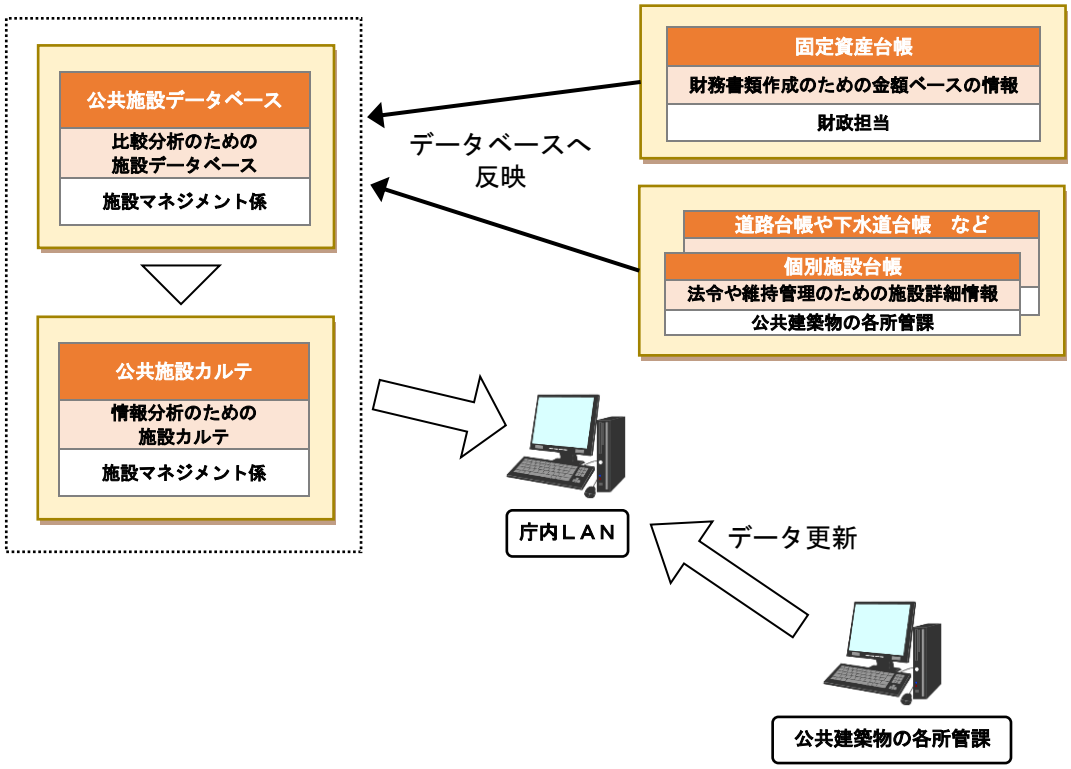


図 6-3-3　全庁的な情報共有のイメージ

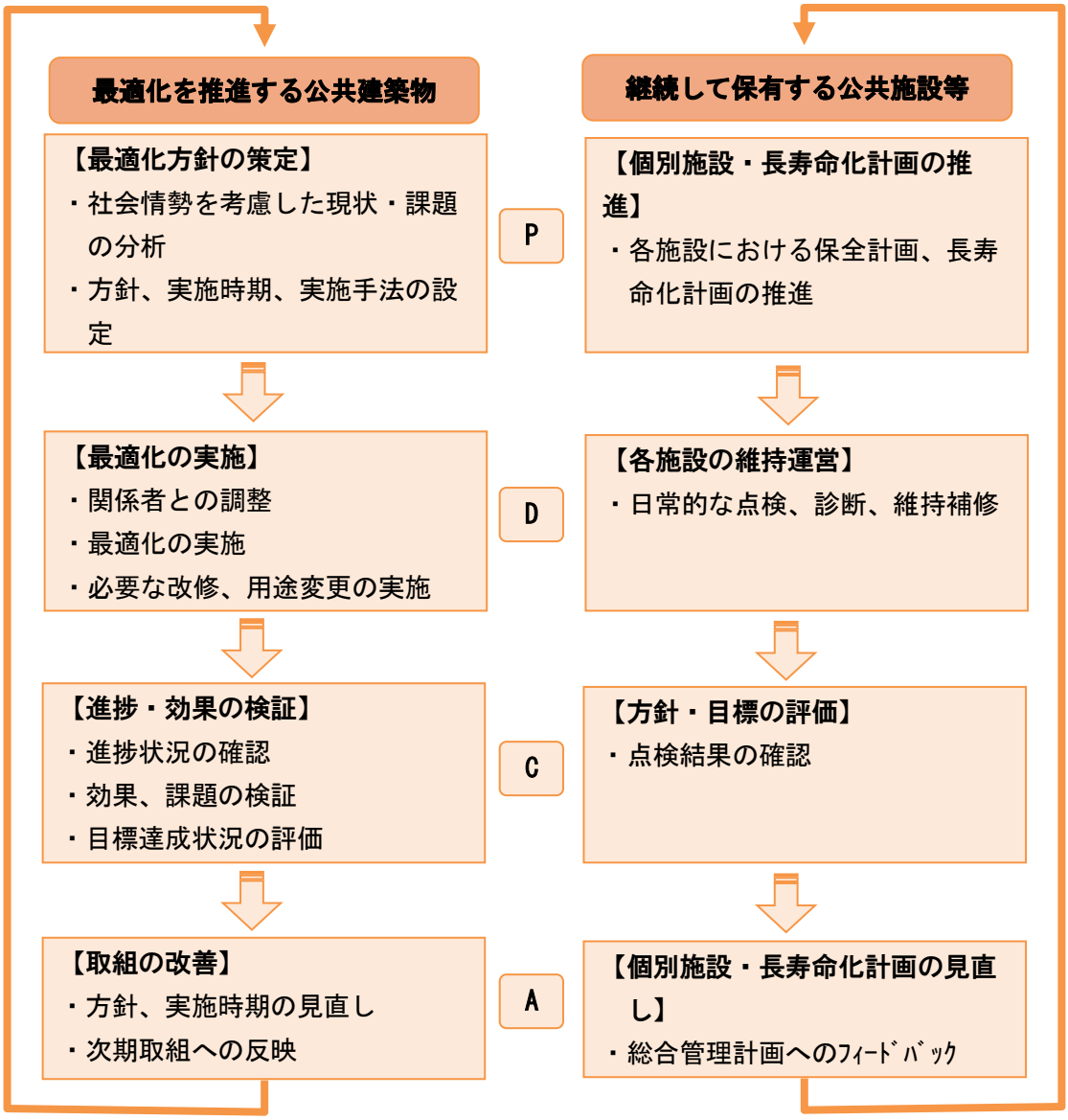
表 6-3-1　情報共有を行う項目

	項　目	内　容
1	表題部	施設名、分類、番号
2	所管課	施設所管課、担当者、連絡先
3	土地状況	所在地、立地地区、駐車可能台数、敷地面積
4	建物状況	供用開始年度、総延床面積、バリアフリー対応状況、設備・点検状況、建築年度、構造
5	運営維持状況	利用時間、開館日数、運営形態、人員配置
6	利用状況	年間利用者数、稼働率
7	各室利用状況	面積、定員、利用件数、利用料金
8	施設コスト（ファシリティコスト）	維持コスト、運営コスト、人件費
9	コスト財源内訳	利用料、国・県補助金、市費（一般財源）
10	修繕・改修履歴	履歴情報
11	増改築・修繕・改修等計画	今後の計画
12	管理・運営上の問題点、再配置に対する要望など	問題点、要望など

6-3-3　計画の実践に向けた進捗管理

最適化（統合・複合・廃止・機能転換等）を推進する公共建築物や継続して保有する公共施設等については、維持する期間に応じて個別施設計画等を策定し、これらの取組は、PDCA サイクルに基づき、進捗状況や効果を検証・評価し、その結果を踏まえて必要な見直しを行うことで、継続的な改善を図ります。

また、公共建築物については、企画財政部財政課が庁内検討組織を開催し、計画全体の進捗管理を行います。各施設の所管課は、必要に応じて市有財産利活用推進会議又は政策会議等に諮り、個別具体的な進め方を確認しながら、計画的に取組を推進します。



※PDCA：（Plan：計画の推進、Do：実行、Check：確認、Action：見直し）

図 6-3-4　PDCA サイクルのイメージ

担　当　課	役　　割
財政課	公共施設等の維持管理やマネジメントについて、予算執行状況や中期財政計画等の管理を行いながら、財政面から公共施設等全体の状況把握と進行管理を行います。そのうえで、公共施設等総合管理計画全体の管理や公共施設維持基金の効果的な運用により公共建築物の計画的な更新を推進するとともに、各所管課への情報提供や相談窓口として、全庁的なマネジメントを行います。
企画政策課	総合計画を始め関連計画との調整をはかります。 また、大規模修繕等による今後の公共施設等のあり方を決めることが必要な場合には、関係各課との調整を行います。
各施設等所管課	各施設の日常的な維持管理による予防保全をとおして、施設の長寿命化を図ります。 また、マネジメント方針を管理部署と協力し、推進していきます。

表 6-3-2　PDCA サイクルにおける各部署の役割

6-3-4　計画的見直しによる進行管理

本計画は、関連する事業の進捗状況や社会経済情勢、人口動向の変化などを踏まえ、総合計画（実施計画は 3 年ごと）や都市計画マスタープラン、まち・ひと・しごと創生総合戦略や個別施設計画など関連計画との整合性を確保するため、必要に応じて５年を目途に見直すことにより、本計画に示す総合的かつ計画的な管理に関する基本方針に基づく実践を継続的に推進していきます。

また、本計画の策定段階において、個別施設台帳や個別施設計画が未策定の施設については、策定を推進し、本計画の見直しの時期に合わせ、策定した個別施設台帳や個別施設計画との整合を図ります。

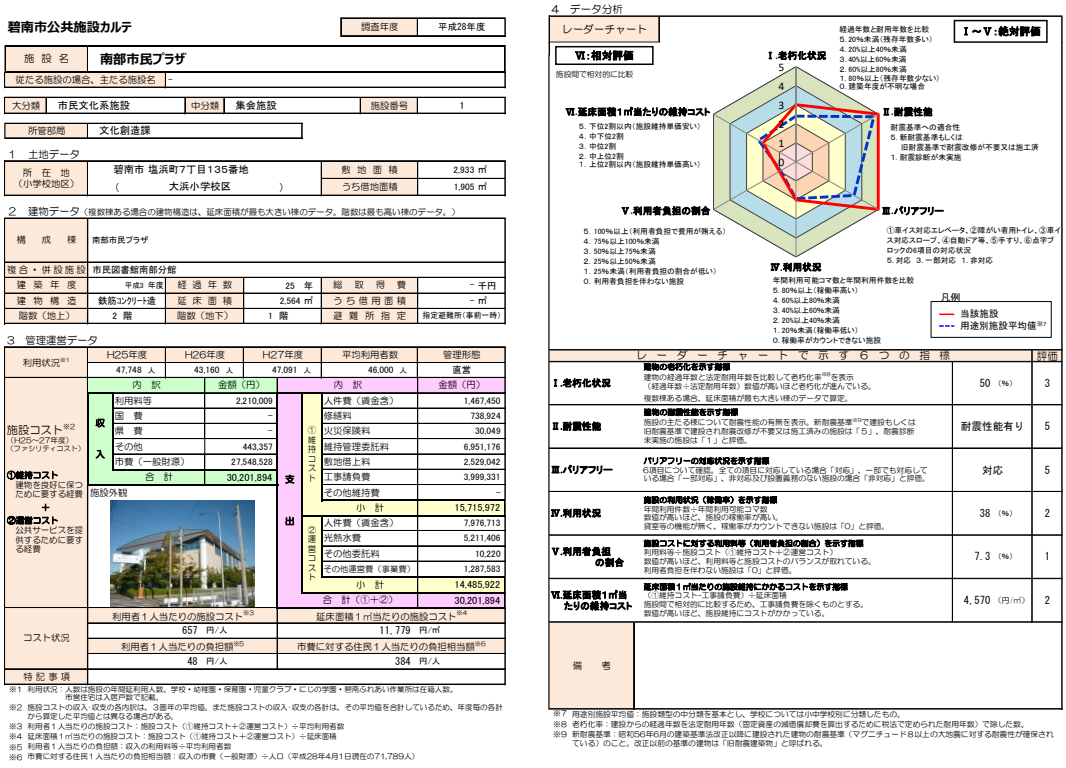
6-3-5　市民との問題意識の共有について

本計画の推進に向けては、市民の皆さまと共通の認識を持つために、公共施設等の現状や今後の課題など公共施設等に関する問題意識を十分に共有することが重要であると考えています。

そのために、公共施設等に関わる様々な問題を分かりやすく伝えるための「見える化」や、これまではあまり公開されてこなかった情報の「見せる化」に取り組み、本計画の白書編として取りまとめ、公開します。また、碧南市公共施設カルテについては、毎年度更新し、公開していきます。

今後は、市民の皆さまと問題意識を共有することにより、計画推進に向けた取組を進めていきます。

【碧南市公共施設カルテ】



碧南市公共施設カルテ

調査年度	平成28年度

施設名	南部市民プラザ
従たる施設の場合、主たる施設名	-

大分類	市民文化系施設	中分類	集会施設	施設番号	1

所管部局	文化創造課

1　土地データ

所在地（小学校地区）	碧南市 塩浜町7丁目135番地（大浜小学校区）	敷地面積	2,933 ㎡
		うち借地面積	1,905 ㎡

2　建物データ（複数棟ある場合の建物構造は、延床面積が最も大きい棟のデータ。階数は最も高い棟のデータ。）

構成棟	南部市民プラザ				
複合・併設施設	市民図書館南部分館				
建築年度	平成3 年度	経過年数	25 年	総取得費	- 千円
建物構造	鉄筋コンクリート造	延床面積	2,564 ㎡	うち借用面積	- ㎡
階数（地上）	2 階	階数（地下）	1 階	避難所指定	指定避難所（事前一時）

3　管理運営データ

利用状況※1	H25年度	H26年度	H27年度	平均利用者数	管理形態
	47,748 人	43,160 人	47,091 人	46,000 人	直営

施設コスト※2（H25~27年度）（ファシリティコスト）

収入 内訳	金額（円）
利用料等	2,210,009
国費	-
県費	-
その他	443,357
市費（一般財源）	27,548,528
合計	30,201,894

施設外観

支出 内訳	金額（円）
①維持コスト 人件費（資金含）	1,467,450
①維持コスト 修繕料	738,924
①維持コスト 火災保険料	30,049
①維持コスト 維持管理委託料	6,951,176
①維持コスト 敷地借上料	2,529,042
①維持コスト 工事請負費	3,999,331
①維持コスト その他維持費	-
①維持コスト 小計	15,715,972
②運営コスト 人件費（資金含）	7,976,713
②運営コスト 光熱水費	5,211,406
②運営コスト その他委託料	10,220
②運営コスト その他運営費（事業費）	1,287,583
②運営コスト 小計	14,485,922
合計（①+②）	30,201,894

①維持コスト：建物を良好に保つために要する経費
＋
②運営コスト：公共サービスを提供するために要する経費

コスト状況

利用者1人当たりの施設コスト※3	延床面積1㎡当たりの施設コスト※4
657 円/人	11,779 円/㎡
利用者1人当たりの負担額※5	市費に対する住民1人当たりの負担相当額※6
48 円/人	384 円/人

特記事項

※1 利用状況：人数は施設の年間延利用人数。学校・幼稚園・保育園・児童クラブ・にじの学園・朝雨ふれあい作業所は在籍人数。
市営住宅は入居戸数で記載。
※2 施設コストの収入・収支の各内訳は、3箇年の平均値。また施設コストの収入・収支の各計は、その平均値を合計しているため、年度毎の各計から算定した平均値とは異なる場合がある。
※3 利用者1人当たりの施設コスト：施設コスト（①維持コスト+②運営コスト）÷平均利用者数
※4 延床面積1㎡当たりの施設コスト：施設コスト（①維持コスト+②運営コスト）÷延床面積
※5 利用者1人当たりの負担額：収入の利用料等÷平均利用者数
※6 市費に対する住民1人当たりの負担相当額：収入の市費（一般財源）÷人口（平成28年4月1日現在の71,789人）

4　データ分析

レーダーチャート

経過年数と耐用年数を比較
5. 20%未満（残存年数多い）
4. 20%以上40%未満
3. 40%以上60%未満
2. 60%以上80%未満
1. 80%以上（残存年数少ない）
0. 建築年度が不明な場合

Ⅰ～Ⅴ：絶対評価

Ⅵ：相対評価
施設間で相対的に比較

Ⅵ.延床面積1㎡当たりの維持コスト
5. 下位2割以内（施設維持単価安い）
4. 中下位2割
3. 中位2割
2. 中上位2割
1. 上位2割以内（施設維持単価高い）

Ⅱ.耐震性能
耐震基準への適合性
5. 新耐震基準もしくは旧耐震基準で耐震改修が不要又は施工済
1. 耐震診断が未実施

Ⅲ.バリアフリー
①車イス対応エレベータ、②障がい者用トイレ、③車イス対応スロープ、④自動ドア等、⑤手すり、⑥点字ブロックの6項目の対応状況
5. 対応　3. 一部対応　1. 非対応

Ⅳ.利用状況
年間利用可能コマ数と年間利用件数を比較
5. 80%以上（稼働率高い）
4. 60%以上80%未満
3. 40%以上60%未満
2. 20%以上40%未満
1. 20%未満（稼働率低い）
0. 稼働率がカウントできない施設

Ⅴ.利用者負担の割合
5. 100%以上（利用者負担で費用が賄える）
4. 75%以上100%未満
3. 50%以上75%未満
2. 25%以上50%未満
1. 25%未満（利用者負担の割合が低い）
0. 利用者負担を伴わない施設

凡例
当該施設
用途別施設平均値※7

レーダーチャートで示す5つの指標			評価
Ⅰ.老朽化状況	建物の老朽化を示す指標 建物の経過年数と法定耐用年数を比較して老朽化率※8を表示 （経過年数÷法定耐用年数）数値が高いほど老朽化が進んでいる。 複数棟ある場合、延床面積が最も大きい棟のデータで算定。	50 （%）	3
Ⅱ.耐震性能	建物の耐震性能を示す指標 施設の主たる棟について耐震性能の有無を表示。新耐震基準※9で建設もしくは旧耐震基準で建設され耐震改修が不要又は施工済みの施設は「5」、耐震診断未実施の施設は「1」と評価。	耐震性能有り	5
Ⅲ.バリアフリー	バリアフリーの対応状況を示す指標 6項目について確認。全ての項目に対応している場合「対応」、一部でも対応している場合「一部対応」、非対応及び設置義務のない施設の場合「非対応」と評価。	対応	5
Ⅳ.利用状況	施設の利用状況（稼働率）を示す指標 年間利用件数÷年間利用可能コマ数 数値が高いほど、施設の稼働率が高い。 貸室等の機能が無く、稼働率がカウントできない施設は「0」と評価。	38 （%）	2
Ⅴ.利用者負担の割合	施設コストに対する利用料等（利用者負担の割合）を示す指標 利用料等÷施設コスト（①維持コスト+②運営コスト） 数値が高いほど、利用料等と施設コストのバランスが取れている。 利用者負担を伴わない施設は「0」と評価。	7.3 （%）	1
Ⅵ.延床面積1㎡当たりの維持コスト	延床面積1㎡当たりの施設維持にかかるコストを示す指標 （①維持コスト-工事請負費）÷延床面積 施設間で相対的に比較するため、工事請負費を除くものとする。 数値が高いほど、施設維持にコストがかかっている。	4,570 （円/㎡）	2
備考			

※7 用途別施設平均値：施設類型の中分類を基本とし、学校については小中学校別に分類したもの。
※8 老朽化率：建設からの経過年数を法定耐用年数（固定資産の減価償却費を算出するために税法で定められた耐用年数）で除した数。
※9 新耐震基準：昭和56年6月の建築基準法改正以降に建設された建物の耐震基準（マグニチュード8以上の大地震に対する耐震性が確保されている）のこと。改正以前の基準の建物は「旧耐震建築物」と呼ばれる。

第7章　施設類型ごとの管理に関する基本方針

7-1 公共建築物の基本方針

公共建築物、土木インフラ施設それぞれの施設類型ごとの管理に関する基本方針を示すにあたり、構成と記載内容を以下に示します。

＜基本方針の記載内容＞

施設概要

・施設名、所在地、延床面積（㎡）、建築年度、経過年数、構造（ＲＣ等略称で表記）について記載しています。

延床面積：当該施設の総延床面積、複合施設の場合は対象部分の延床面積
建築年度：当該施設が建築された年度
（棟が複数ある場合は、そのうち最も延床面積が広い棟の建築年度）
経過年数：2025 年度末時点の経過年数
構　　造：ＲＣ：鉄筋コンクリート造　ＳＲＣ：鉄骨鉄筋コンクリート造
Ｓ：鉄骨造　Ｗ：木造　ＣＢ：コンクリートブロック造
（棟が複数ある場合は、そのうち最も延床面積が広い棟の構造）

設置状況

・施設の機能・部屋等の設置状況、運営形態（直営・指定管理等）等施設で行われている公共サービスの現状について記載しています。

現状と課題

・施設の整備状況（整備内容、改修）、老朽化状況や第６章に掲げる基本方針に沿って公共施設を維持・運営していくことに対する課題やその他現在、当該施設が抱えている利用に関すること、運営に関すること、施設整備に関すること、施設のあり方に関することなど様々な問題点・課題について記載しています。

マネジメント方針

【公共建築物】
・第６章に掲げる公共施設マネジメントに関する基本方針に沿って施設の最適化（統合・複合・廃止・機能転換等の推進）及び民間活力の導入等を記載しています。
・施設の最適化に向けた実施時期を短期（１０年未満）・中期（２０年未満）・長期（２０年以上）の３区分で明確にし、記載しています。

【土木インフラ施設】
・第６章に掲げる基本方針に沿って土木インフラ施設を維持・管理していくうえで、課題に対しての今後の効率的な維持管理方法（包括業務委託等）の検討、市民協働による維持管理方法の検討、長寿命化計画に基づく推進、国のガイドライン等点検要領に基づく維持管理や管理台帳の整備などについて記載しています。
・１０年程度に検討すべきことや今後方針を定めることなど、現時点では決まっていないことであっても将来に向けての方向性を記載しています。

(1) 期間区分別一覧

公共建築物の期間による区分とマネジメント方針を抜粋した一覧は以下のとおりです。

施設名称	建屋	機能	延床面積	経過年数	期間	マネジメント方針
浅間町倉庫（地域協働課）	廃止	廃止	153.0	37	-	廃止済みです。
浅間町倉庫（商工課）	廃止	廃止	144.0	69	-	廃止済みです。
市民図書館中部分館	廃止	廃止	1,203.0	56	短	・同一目的施設があること、老朽化が進行していること、近隣自治体と比較して市民一人当たりの図書館床面積が大きいことから、10 年未満に廃止します。 ・廃止後の建屋については、大規模改修を行わず、文化会館との複合化までの間は民間提案制度を活用します。
市史資料調査室	廃止	移転	242.0	56	短	・市民図書館中部分館の廃止に伴い、10 年未満に廃止します。 ・他施設による代替が可能であることから、他の施設に移転します。

旧ＪＡ鷲塚支店	廃止	移転	200.0	29	短	・他施設による代替が可能であることから、現在保管している民俗資料を旧ＪＡ新川支店へ移転し、10 年未満に廃止します。 ・廃止後は取り壊し、土地を返還します。
西端公民館	廃止	移転	358.0	48	短	・老朽化が進行していること、他施設による代替が可能であることから、10 年未満に廃止します。 ・公民館機能は中央公民館に移転します。 ・廃止後は取り壊し、土地を返還します。
にじの学園	廃止	移転	463.0	39	短	・老朽化が進行していることから、10 年未満に他の施設に移転します。 ・移転後は取り壊し、土地を売却します。
新川まちかどサロン	廃止	廃止	242.0	77	短	・老朽化が進行していることから、10 年未満に廃止します。 ・廃止後は、土地・建屋を名古屋鉄道株式会社に返還します。
大浜まちかどサロン	廃止	廃止	592.0	57	短	・老朽化が進行していることから、10 年未満に廃止します。 ・廃止後は取り壊し、美術館駐車場として整備します。

川口町集会場・憩いの家	廃止	移転	331.0	65	短	・老朽化が進行していること、他施設による代替が可能であることから、10 年未満に廃止します。 ・機能は隣接する川口農業センターへ移転します。 ・廃止後は取り壊し、駐車場として整備します。
環境課旧塩浜事務所	廃止	廃止	693.0	49	短	・老朽化が進行していることから、10 年未満に廃止します。 ・廃止後は取り壊し、日曜資源ごみ特別搬入用地として整備します。
勤労者体育センター	廃止	廃止	882.0	45	短	・同一目的施設があること、近隣自治体と比較して市民一人当たりのアリーナ床面積が大きく、老朽化が進行していることから、10 年未満に廃止します。 ・廃止後は取り壊し、駐車場として整備します。
碧南ふれあい作業所	民営化	民営化	1,244.0	30	短	・10 年未満に民営化を検討します。
新川公民館 （コミュニティセンター化）	転用	統合	576.5	45	短	・地域コミュニティの核となる施設として、10 年未満に転用します。 ・公民館機能は中央公民館に統合します。
中部公民館 （コミュニティセンター化）	転用	統合	534.0	40	短	・地域コミュニティの核となる施設として、10 年未満に転用します。 ・公民館機能は中央公民館に統合します。

大浜公民館 （コミュニティセンター化）	転用	統合	543.0	44	短	・地域コミュニティの核となる施設として、10 年未満に転用します。 ・公民館機能は中央公民館に移転します。
棚尾公民館 （コミュニティセンター化）	転用	統合	1,622.0	27	短	・地域コミュニティの核となる施設として、10 年未満に転用します。 ・公民館機能は中央公民館に統合します。
日進公民館 （コミュニティセンター化）	転用	統合	523.0	42	短	・地域コミュニティの核となる施設として、10 年未満に転用します。 ・公民館機能は中央公民館に統合します。
鷲塚公民館 （コミュニティセンター化）	転用	統合	521.0	43	短	・地域コミュニティの核となる施設として、10 年未満に転用します。 ・公民館機能は中央公民館に統合します。
農業者コミュニティセンター	転用	転用	1,223.0	40	短	・地域コミュニティの核となる施設として、10 年未満に転用します。
文化会館	複合	移転	4,222.0	47	中	・老朽化が進行していることから、20 年未満に新たに建て替える施設に移転します。 ・ホールのあり方等について、芸術文化ホールとの役割分担を明確にします。 ・新規図書館との複合化を検討します。 ・建て替えの際は、民間活力の導入を検討します。

中央公民館	複合	統合	2,659.0	47	中	・老朽化が進行していることから、20 年未満に新たに建て替える施設に移転します。 ・新規図書館との複合化を検討します。 ・各地区の公民館機能を中央公民館に統合します。
市民図書館	複合	統合	4,327.0	32	中	・同一目的施設があること、近隣自治体と比較して市民一人当たりの図書館床面積が大きいことから、図書館機能を 20 年未満に統合します。 ・新規図書館を市の中心部へ配置し、文化会館との複合化を検討します。
市民図書館南部分館	廃止	統合	486.0	34	中	・同一目的施設があること、近隣自治体と比較して市民一人当たりの図書館床面積が大きいことから、図書館機能を 20 年未満に統合します。 ・新規図書館を市の中心部へ配置し、文化会館との複合化を検討します。
保健センター	複合	移転	2,214	44	中	・老朽化が進行していることから、20 年未満に新たに建て替える施設に移転します。 ・保健センター、休日・障害者歯科診療所、休日診療所の 3 施設の複合化を検討します。

休日・障害者歯科診療所	複合	移転	420.0	38	中	・老朽化が進行していることから、20 年未満に新たに建て替える施設に移転します。 ・保健センター、休日・障害者歯科診療所、休日診療所の３施設の複合化を検討します。 ・ヘキナンシティカンパニーは、市民図書館南部分館が統合され、空いた場所へ移転します。
休日診療所	複合	移転	191.0	44	中	・老朽化が進行していることから、20 年未満に新たに建て替える施設に移転します。 ・保健センター、休日・障害者歯科診療所、休日診療所の３施設の複合化を検討します。
南部市民プラザ	廃止	廃止	2,564.0	34	長	・同一目的施設があること、近隣自治体と比較して市民一人当たりのアリーナ床面積が大きいことから、将来は廃止します。
東部市民プラザ	廃止	廃止	3,294.1	25	長	・同一目的施設があること、近隣自治体と比較して市民一人当たりのアリーナ床面積が大きいことから、将来は廃止します。 ・電気窯の扱いについては継続審議とします。
東部児童センター	廃止	廃止	314.0	25	長	・同一目的施設があること、出生数の減少から、将来は廃止します。
高齢者元気ッス館	廃止	廃止	981.0	25	長	・同一目的施設があること、他施設による代替が可能であることから、将来は廃止します。

防災の家	廃止	廃止	82.0	35	長	・他施設による代替が可能であること、民間施設を活用できることから、将来は廃止します。
前浜集落センター（本館）	継続	継続	348.0	43	-	・継続します。
前浜集落センター（新館）	継続	継続	237.0	36	-	・継続します。
川口農業センター	継続	一部転用	272.0	43	-	・川口町集会場、憩いの家の機能を 10 年未満に一部転用します。
市民活動センター（あいくる）	継続	継続	213.8	12	-	・継続します。
芸術文化ホール	継続	継続	4,725.0	32	-	・継続します。
哲学たいけん村無我苑	継続	継続	978.0	33	-	・特徴ある施設として、今後のあり方を引き続き検討します。
碧南海浜水族館	継続	継続	3,015.0	44	-	・特徴ある施設として、今後のあり方を引き続き検討します。
藤井達吉現代美術館	継続	継続	2,934.0	46	-	・特徴ある施設として、今後のあり方を引き続き検討します。
旧大浜警察署	継続	継続	341.0	102	-	・継続します。
臨海体育館	継続	継続	7,583.0	42	-	・継続します。
臨海公園グラウンド	継続	継続	2,406.0	25	-	・継続します。
臨海公園ドーム	継続	継続	1,865.0	18	-	・継続します。
港湾スポーツセンター	継続	継続	1,268.0	39	-	・継続します。
碧南緑地ビーチコート	継続	継続	269.0	7	-	・特徴ある施設として、今後のあり方を引き続き検討します。

ものづくりセンター	継続	継続	2,910.0	19	-	・特徴ある施設として、今後のあり方を引き続き検討します。
あおいパーク	継続	継続	5,184.0	28	-	・特徴ある施設として、今後のあり方を引き続き検討します。
碧南駅待合所	継続	継続	89.0	5	-	・継続します。
学校給食センター	継続	継続	4,030.0	20	-	・継続します。
新川児童クラブ	継続	継続	472.0	29	-	・継続します。
中央児童クラブ	継続	継続	411.0	27	-	・継続します。
大浜児童クラブ	継続	継続	217.0	25	-	・継続します。
棚尾児童クラブ	継続	継続	369.0	16	-	・継続します。
日進児童クラブ	継続	継続	161.0	25	-	・継続します。
鷲塚児童クラブ	継続	継続	209.0	26	-	・継続します。
西端児童クラブ	継続	継続	197.0	27	-	・継続します。
棚尾児童センター	継続	継続	369.0	27	-	・継続します。
こどもプラザららくるにしばた	継続	継続	660.0	16	-	・継続します。
こどもプラザこころっくしんかわ	継続	継続	548.0	12	-	・継続します。
地域包括支援センター西端出張所	継続	継続	150.0	4	-	・継続します。
へきなん福祉センターあいくる	継続	継続	1,427.0	12	-	・継続します。
心身障害者福祉センター	継続	継続	1,106.0	12	-	・継続します。
庁舎	継続	継続	17,926.0	26	-	・継続します。
消防団第１分団	継続	継続	134.0	55	-	・継続します。

消防団第２分団	継続	継続	127.0	45	-	・継続します。
消防団第３分団	継続	継続	149.0	50	-	・継続します。
消防団第５分団	継続	継続	143.0	26	-	・継続します。
消防団第６分団	継続	継続	136.0	33	-	・継続します。
環境課新塩浜事務所	継続	継続	69.6	1	-	・継続します。
雨池防災倉庫	継続	継続	555.0	37	-	・継続します。
栗山防災倉庫	継続	継続	165.0	20	-	・継続します。
旭町防災倉庫	継続	継続	81.0	16	-	・継続します。
神田町防災倉庫	継続	継続	92.0	11	-	・継続します。
旧ＪＡ新川支店	継続	継続	440.0	36	-	・特徴ある施設として、今後のあり方を引き続き検討します。
市民病院（官舎含む）	継続	継続	36,626.0	37	-	・緊急行財政対策本部／市民病院緊急経営対策会議で検討します。

(2) 期間区分別一覧（個別計画あり）

公共建築物の期間による区分とマネジメント方針を抜粋したもののうち個別に計画のあるもの

施設名称	建屋	機能	延床面積	経過年数	期間	マネジメント方針
新川小学校	継続	継続	8,705.0	47	-	・学校施設は、適切な維持管理と計画的な改修を実施し、長寿命化を図りながら継続します。 ・児童及び生徒数の著しい減少等の社会状況を踏まえ、学校の統廃合や義務教育学校等も視野に入れ、今後の学校のあり方を検討します。
中央小学校	継続	継続	6,408.0	49	-	
大浜小学校	継続	継続	7,136.0	46	-	
棚尾小学校	継続	継続	7,190.0	45	-	
日進小学校	継続	継続	5,355.0	53	-	
鷲塚小学校	継続	継続	7,963.0	50	-	
西端小学校	継続	継続	5,838.0	53	-	
新川中学校	継続	継続	8,592.0	44	-	
中央中学校	継続	継続	7,879.0	41	-	
南中学校	継続	継続	9,734.0	44	-	
東中学校	継続	継続	8,152.0	48	-	
西端中学校	継続	継続	6,646.0	47	-	
向山住宅	継続	継続	3,956.0	55	-	・碧南市市営住宅ストック総合活用（兼市営住宅長寿命化）計画に基づき、長寿命化を図りながら継続します。 ・社会状況を踏まえながら計画の見直しを図る。
踏分住宅	継続	継続	5,313.0	37	-	
新道住宅	継続	継続	2,864.0	31	-	
城山住宅	継続	継続	1,674.0	27	-	
笹山住宅	継続	継続	1,605.0	23	-	

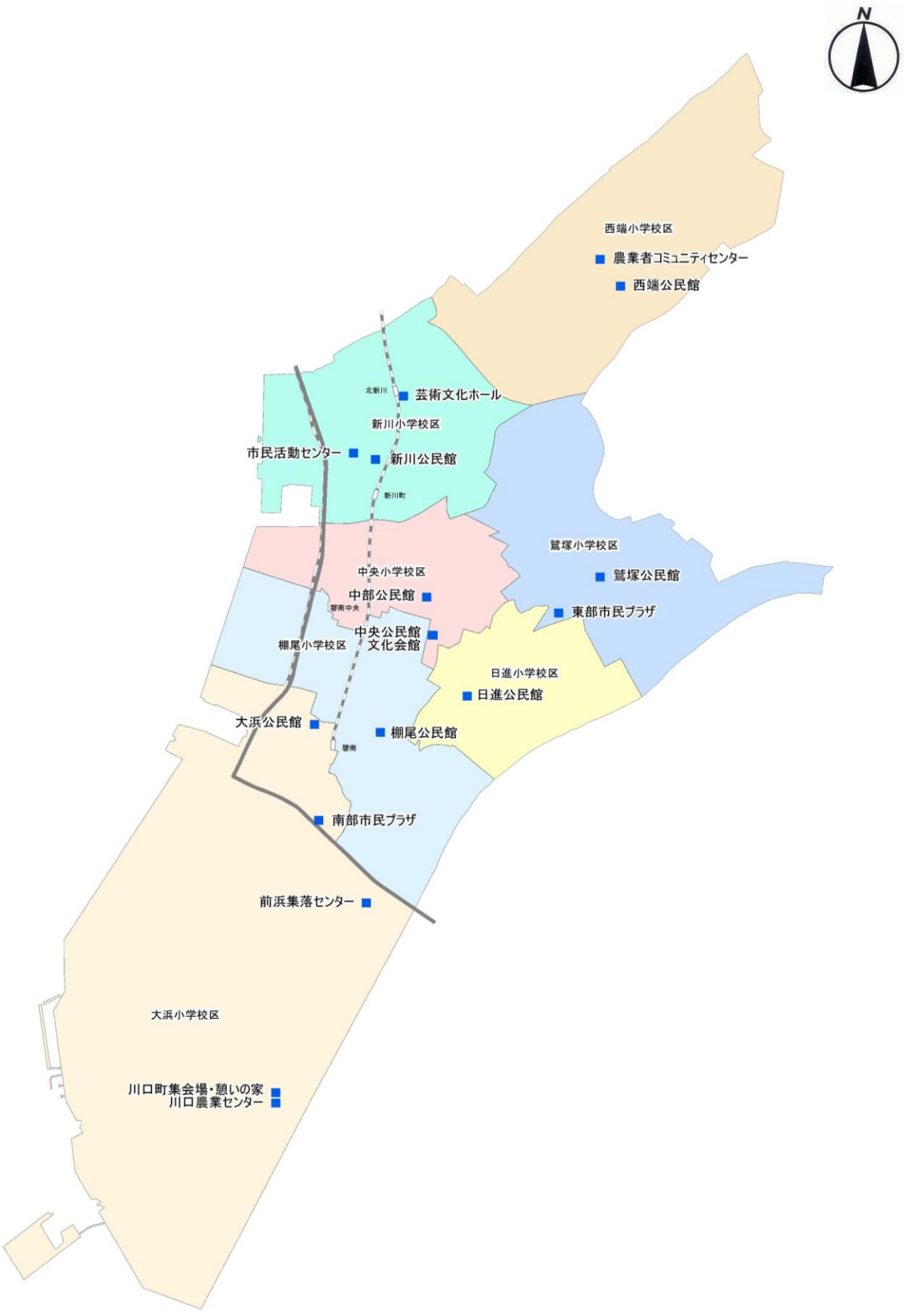
三度山住宅	継続	継続	5,773.0	18	-	
宮下住宅	継続	継続	5,034.0	9	-	
羽久手保育園	複合	複合	907.0	46	短	・幼稚園の入園者数は減少傾向にあることから、保育園と複合し、園児数等の動向を踏まえ 10 年未満を目途に認定こども園に移行します。 ・幼稚園と複合しない保育園についても、入所状況により、10 年未満を目途に認定こども園への移行を検討します。 ・再編時期については子ども・子育て会議で協議し、決定します。
天道保育園	民営化	複合	1,161.0	54	短	
築山保育園	廃止	民営化	913.0	50	短	
日進保育園	継続	転用	1,310.0	42	-	
鷲塚保育園	継続	転用	1,768.0	45	-	
新川幼稚園	廃止	複合	611.0	57	短	
中央幼稚園	廃止	複合	958.0	46	短	
大浜幼稚園	継続	転用	1,022.0	32	-	
棚尾幼稚園	廃止	複合	922.0	31	短	
西端幼稚園	廃止	複合	1,160.0	29	短	

※廃止床面積、民営化床面積、複合化により減少する床面積（複合化により２５％削減見込み）の合計は、２３，９３２平方メートルとなり、これは、市民病院を除く公共建築物の１０．２％にあたります。

(3) 施設類型ごとに整理した一覧

大分類	中分類	施設名称
7-1-1 市民文化系施設	(1) 集会施設	南部市民プラザ、東部市民プラザ、中央公民館、新川公民館、中部公民館、大浜公民館、棚尾公民館、日進公民館、鷲塚公民館、西端公民館、農業者コミュニティセンター、前浜集落センター、川口農業センター、川口町集会場・憩いの家、市民活動センター
	(2) 文化施設	文化会館、芸術文化ホール
7-1-2 社会教育系施設	(1) 図書館	市民図書館、市民図書館中部分館、市民図書館南部分館
	(2) 博物館等	哲学たいけん村無我苑、碧南海浜水族館、藤井達吉現代美術館、市史資料調査室、旧大浜警察署
7-1-3 ｽﾎﾟｰﾂ･ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ系施設	(1) スポーツ施設	臨海体育館、臨海公園グラウンド、臨海公園ドーム、港湾スポーツセンター、勤労者体育センター、碧南緑地ビーチコート
7-1-4 産業系施設	(1) 産業系施設	ものづくりセンター、あおいパーク、碧南駅待合所
7-1-5 学校教育系施設	(1) 学校	新川小学校、中央小学校、大浜小学校、棚尾小学校、日進小学校、鷲塚小学校、西端小学校、新川中学校、中央中学校、南中学校、東中学校、西端中学校
	(2) その他教育施設	学校給食センター
7-1-6 子育て支援施設	(1) 幼稚園・保育園	羽久手保育園、天道保育園、築山保育園、日進保育園、鷲塚保育園、新川幼稚園、中央幼稚園、大浜幼稚園、棚尾幼稚園、西端幼稚園
	(2) 幼児・児童施設	新川児童クラブ、中央児童クラブ、大浜児童クラブ、棚尾児童クラブ、日進児童クラブ、鷲塚児童クラブ、西端児童クラブ、棚尾児童センター、東部児童センター、こどもプラザららくるにしばた、こどもプラザこころっくしんかわ、にじの学園
7-1-7 保健・福祉施設	(1) 高齢福祉施設	新川まちかどサロン、大浜まちかどサロン、高齢者元気ッス館、地域包括支援センター西端出張所
	(2) 障害福祉施設	碧南ふれあい作業所、へきなん福祉センターあいくる、心身障害者福祉センター
	(3) 保健施設	保健センター
7-1-8 医療施設	(1) 医療施設	休日診療所、休日・障害者歯科診療所
7-1-9 行政系施設	(1) 庁舎等	庁舎
	(2) 消防施設	消防団第１分団、消防団第２分団、消防団第３分団、消防団第５分団、消防団第６分団
	(3) その他行政系施設	環境課塩浜事務所、雨池防災倉庫、栗山防災倉庫、旭町防災倉庫、神田町防災倉庫、防災の家、旧ＪＡ新川支店、旧ＪＡ鷲塚支店
7-1-10 公営住宅	(1) 公営住宅	向山住宅、踏分住宅、新道住宅、城山住宅、笹山住宅、三度山住宅、宮下住宅
7-1-11 病院施設	(1) 病院施設	市民病院（官舎含む）

7-1-1 市民文化系施設


N
西端小学校区
農業者コミュニティセンター
西端公民館
北新川
芸術文化ホール
新川小学校区
市民活動センター
新川公民館
新川町
鷲塚小学校区
鷲塚公民館
中央小学校区
中部公民館
碧南中央
東部市民プラザ
中央公民館
文化会館
棚尾小学校区
日進小学校区
日進公民館
大浜公民館
棚尾公民館
碧南
南部市民プラザ
前浜集落センター
大浜小学校区
川口町集会場・憩いの家
川口農業センター

(1) 集会施設

施設概要

施設名	所在地	延床面積（㎡）	建築年度	経過年数	構造
南部市民プラザ	塩浜町7丁目135番地	2,564	1991	34	RC
東部市民プラザ	照光町5丁目3番地	3,294	2000	25	RC
中央公民館	源氏神明町4番地	2,659	1978	47	SRC
新川公民館	新川町2丁目1番地1	577	1980	45	RC
中部公民館	向陽町3丁目48番地	534	1985	40	RC
大浜公民館	中町1丁目53番地	543	1981	44	RC
棚尾公民館	汐田町2丁目28番地	1,622	1998	27	RC
日進公民館	日進町2丁目92番地	523	1983	42	RC
鷲塚公民館	旭町2丁目66番地	521	1982	43	RC
西端公民館	半崎町3丁目60番地	358	1977	48	RC
農業者コミュニティセンター	神田町2丁目6番地	1,223	1985	40	RC＋S
前浜集落センター	前浜町1丁目80番地	585	1981	44	RC
川口農業センター	川口町1丁目24番地2	272	1982	43	RC
川口町集会場・憩いの家	川口町1丁目24番地	331	1960	65	RC+S+W
市民活動センター	山神町8丁目35番地	214	2013	12	RC＋S

設置状況

【市民プラザ】

・市民プラザは、様々な機能を持った複合施設として設置されています。

・南部市民プラザは地下１階、地上２階で、市民図書館南部分館、会議室、和室、アリーナが設置されています。

・東部市民プラザには、高齢者元気ッス館（高齢福祉施設：浴室、娯楽室、 筋トレルーム)、東部児童センター、会議室、和室、アリーナが設置されています。

【公民館】

中央公民館：１階、２階は文化会館、３～５階は中央公民館として設置されています。３階は大会議室、会議室２部屋、応接室、４階に会議室、視聴覚室、和室２部屋、料理研修室、５階に会議室、和室、研修室が２部屋

新川公民館：１階に研修室、和室１・２、２階にホール、会議室

中部公民館：１階にホール、２階に研修室、和室１・２

大浜公民館、鷲塚公民館、日進公民館：１階に研修室、和室１・２、２階にホール

棚尾公民館：２階に研修室１、和室１・２、３階にホール、会議室、４階に研修室２・３

西端公民館：ホール、研修室、会議室、和室１・２

【農業者コミュニティセンター】

・会議室１、２、和室１、２、体育室、テニスコート２面、プレイロットが設置され

ています。

【前浜集落センター、川口農業センター】

・前浜集落センター本館：１階に食品加工室、会議室１～２（和室）、２階に大研修室

・前浜集落センター新館：１階に会議室３～４（和室）、２階に会議室５～６（和室）

・川口農業センター：１階に農事相談室、会議室１～２（和室）、２階に大研修室

・地域農業者の集会、研修施設として設置され、地区の区民館的な位置付けで、各管理組合（町内会）に指定管理しています。

【川口町集会場・憩いの家】

・昭和４８年に開拓農協から譲渡された施設です。

・地区へ無償貸与しており、管理運営は地区で行われています。

・１階に憩いの家、２階に集会場

【市民活動センター】

・市民活動センターは、主に市民活動、ボランティア活動、町内会活動等をしている人を支援する業務を行っており、社会福祉センターあいくる内の一部を事務室としている。建物の管理は、社会福祉協議会が一括で行っています。

・事務スペース以外に、来場者が自由に使用できるフリースペースも設けています。

現状と課題

【南部市民プラザ】

・多目的な複合施設で市民に親しまれていますが、老朽化が進行しています。急に利用が不可能になる事案も発生しているため、安心して利用できるよう対策が必要となっています。

・劣化状況調査、保守点検結果等から、施設の改修が必要です。

【東部市民プラザ】

・平成１３年度の開館から２５年が経過し、劣化状況調査、保守点検結果等から、施設の改修が必要です。

・浴室は、高温多湿により天井・壁や各設備が劣化しやすい状態です。湿気の排気方法などを検討する必要があります。「ながれの湯」内のトイレは壁・天井が劣化し倒れてきたため令和７年度末に修繕しましたが、「つぼの湯」内のトイレの壁も劣化が進んでいます。

・浴室ピット内の配管が劣化しています。循環配管の金属管は湿気により表面の鉄が

腐食して剥がれ、内部の塩ビが露出した状態です。給湯配管の塩ビ管は経年劣化が見られます。いずれも高温の湯や水圧変化により管が破損する恐れがあります。

- マルチエアコンの基板が経年劣化し、突然の故障が相次いでいます。
- サッシのコーキングの劣化が激しいため、大雨の時に外から水が侵入します。地下階が湿気っています。
- アリーナ空調用の風冷ヒートポンプチラーの心臓部であるコンプレッサーが耐用運転時間を超えています。部品供給が終了して修理や部品取替が不可能であるため、故障した際は更新するしかない状況です。
- 娯楽室の畳が擦り切れているため、入替えが必要な状態です。

【公民館】

- 「１小学校区１館」を原則とし、市内７つの地区公民館を中心に、地域住民の生涯学習活動および交流の拠点となっています。講座の開催、会議室の貸出、文化・芸術活動の発表・鑑賞の場を提供するなど、地域社会における教育・文化・福祉の増進を担う多目的な施設です。

【新川公民館】

- 平成１４年度の改修工事により、外壁の塗装、クラック補修、シーリング打直し等を行ったが、東側２階部分の外壁とその付近の屋根軒下のモルタルがはがれて落下しているため、早急に補修が必要です。
- ２階ホール及び、階段室で壁紙の浮きや剥がれが発生しています。また、和室の畳が擦れて劣化し張替が必要だが、浮き沈みがあるため全面的に床の張り直しをする必要があります。
- 空調設備は、ホールに設置してあるエアコン２台のうち、床置き縦型の機器（平成１０年頃に設置）１台が機能低下しており、高負荷がかかるとエラーコードが表示され停止してしまうことがありますが、交換部品が無く、修理できないため機材を更新する以外方法は無い状況です。

【中部公民館】

- １階図書室及びホールで雨漏りがあり、壁紙、巾木等が著しく劣化しています。自動ドアは５年以上にわたって点検でモータ、上レール、センサーの劣化と異音が指摘されています。また、建物前のアスファルトの沈下が著しく、階段が浮き上がっている部分があります。使用に耐えなくなった施設設備（エアコン、畳、調理器具等）を優先して修繕しており、建物修繕が後回しになっている状況ですが、計画的な修繕が必要です。

【大浜公民館】

- 築４４年が経過しており、外壁などにひび割れがあり水漏れをする箇所（階段踊り場）や、屋根軒下のモルタルがはがれて落下しているため、早急に補修が必要です。
- 水道等の配管も老朽化等により詰まりや水漏れなどが発生し、令和７年度には一部交換工事などを実施したが他にも微量の水漏れや詰まりなどが疑われる箇所があり補修していく必要があります。
- 空調設備は、図書室のエアコン１台が老朽化のため機能低下が認められ十分な温度調整ができない状況となっているが、部品等も在庫がなく更新が必要となっています。

【棚尾公民館】

- 天井等に雨漏り跡が数箇所あり、外部手すり等にはサビやヒビも発生しています。
- 受電設備、受水槽、空調室外機等の架台やボルトのほとんどが腐食してきています。
- 平成１１年２月に開館し２７年が経過し、空調機部品の供給が不可となっており、部分的な修繕ができない状態です。空調機は６系統あり、令和２年度と令和４年度に２系統更新を実施したが、残りの４系統もいつ動かなくなってもおかしくないと点検報告書に書かれています。

マネジメント方針

【市民プラザ】

- 同一目的施設があること、近隣自治体と比較して市民一人当たりのアリーナ床面積が大きいことから、将来は廃止します。
- 大規模修繕を行わず、必要最低限の修繕とします。
- 東部市民プラザの電気窯の扱いについては継続審議とします。

【中央公民館】

- 老朽化が進行していることから、２０年未満に新たに建て替える施設に移転します。
- 新規図書館との複合化を検討します。
- 各地区の公民館機能を中央公民館に統合します。

【西端公民館】

- 老朽化が進行していること、他施設による代替が可能であることから、１０年未満に廃止します。

・公民館機能は中央公民館に移転します。
・廃止後は取り壊し、土地を返還します。

【上記以外の公民館】

・地域コミュニティの核となる施設として、１０年未満に転用します。
・公民館機能は中央公民館に統合します。

【農業者コミュニティセンター】

・地域コミュニティの核となる施設として、１０年未満に転用します。

【前浜集落センター、川口農業センター】

・継続します。

【川口町集会場・憩いの家】

・老朽化が進行していること、他施設による代替が可能であることから、１０年未満に廃止します。
・機能は隣接する川口農業センターへ移転します。
・廃止後は取り壊し、駐車場として整備します。

(2) 文化施設

施設概要

施設名	所在地	延床面積（㎡）	建築年度	経過年数	構造
文　化　会　館	源氏神明町4番地	4,222	1978	47	SRC
芸術文化ホール	鶴見町1丁目70番地1	4,725	1993	32	SRC

設置状況

【文化会館】

・１階にホール、リハーサル室、楽屋４部屋、展示室２部屋、和室、２階に音楽練習室、演劇練習室、総合練習室

【芸術文化ホール】

・１階にエメラルドホール、シアターサウス、スタジオ、多目的ロビー１・２、ホワイエ、エメラルドホール親子室、レストラン、２階に楽屋２部屋、会議室、地下１階に楽屋４部屋

現状と課題

【文化会館】

・文化会館は、１，０１６席ホールを備え、コンサートや演劇、講演会などに利用され、地域の文化拠点として市民から親しまれている施設です。１階から２階部分は

文化会館、３階から５階は中央公民館として設置されています。建設から４５年以上を経過しており、老朽化が進行しています。予防保全的な修繕は行えておらず、優先順位をつけて事後保全的な修繕をしています。

- 事務室地下において水漏れが発生していますが、原因は特定されていません。原因調査には費用がかかるため、現時点では十分な予算が確保できておらず、応急対応として、職員が毎朝乾湿両用掃除機により排水作業を行っていますが、根本的な解決には至っておらず、業務負担の増加が課題となっています。
- 文化会館の空調設備は機能が十分に発揮されておらず、特に夏季において館内環境の維持が困難な状況にあります。このため、７月から９月の３か月間は気化式冷風機をレンタルし、空調機能を補っています。しかし冷風機の使用には給水作業が必要であり、職員が毎日対応していることから、業務負担の増加が課題となっています。

【芸術文化ホール】

- 芸術文化ホールは、音響に優れたエメラルドホールや多目的に使えるシアターサウス、スタジオなどを備え、コンサートや演劇、講座などに利用されています。
  建設から３０年以上を経過しており、老朽化が進行しています。

マネジメント方針

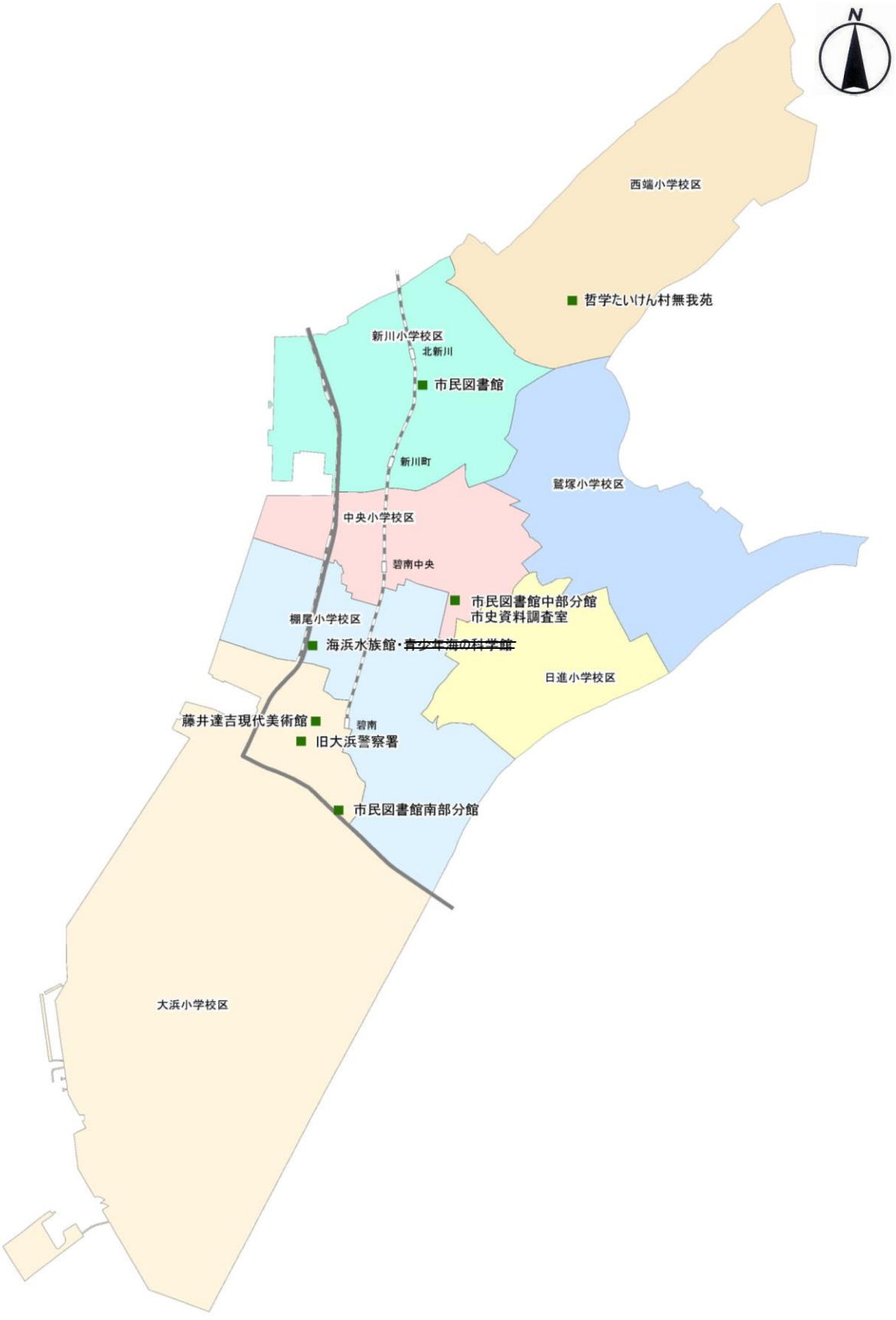
【文化会館】

- 老朽化が進行していることから、２０年未満に新たに建て替える施設に移転します。
- ホールのあり方等について、芸術文化ホールとの役割分担を明確にします。
- 新規図書館との複合化を検討します。
- 建て替えの際は、民間活力の導入を検討します。

【芸術文化ホール】

- 碧南市の特徴ある施設として大規模修繕を行い、施設を維持します。

7-1-2　社会教育系施設


N
西端小学校区
■ 哲学たいけん村無我苑
新川小学校区
北新川
■ 市民図書館
新川町
鷲塚小学校区
中央小学校区
碧南中央
■ 市民図書館中部分館
市史資料調査室
棚尾小学校区
■ 海浜水族館・~~青少年海の科学館~~
日進小学校区
藤井達吉現代美術館■
碧南
■ 旧大浜警察署
■ 市民図書館南部分館
大浜小学校区

(1) 図書館

施設概要

施設名	所在地	延床面積（㎡）	建築年度	経過年数	構造
市　民　図　書　館	鶴見町1丁目70番地1	4,327	1993	32	SRC
市民図書館中部分館	源氏神明町2番地	1,203	1969	56	RC
市民図書館南部分館	塩浜町7丁目135番地	486	1991	34	RC

設置状況

【図書館】

・地上２階、地下１階

・１階には一般書、中高生のためのヤングアダルト資料、ＡＶ資料、複製絵画を配置。資料を利用するための座席や、ＡＶブース、フリーＷｉ－Ｆｉ・電源を提供するＰＣ席などがあります。

・２階には児童書を配置。その他にボランティアや読書グループが活用する読書会室、会議室、作品を展示できるギャラリー、事務室などがあります。

・地下は２層の閉架書庫になっています。

【中部分館】

・市民図書館中部分館は、文化会館・中央公民館と同一敷地内にあり、市史資料調査室とともに複合施設として設置されています。

・地上２階

・１階は図書館です。２階には閲覧室と市史資料調査室・資料室があります。

【南部分館】

・市民図書館南部分館は、複合施設として南部市民プラザ内に設置されています。

現状と課題

【図書館】

・開館から３０年以上が経過し設備の老朽化が進んでいます。設備の故障を未然に防止する予防的な措置が必要ですが、故障後の対応になっているため、故障が発生したときに窓口などを閉じることがあります。

・２階児童室で雨漏りしている箇所があります。また、機械室内でも水漏れが発生しているため、屋根の防水シート張替やシーリング作業など大規模な修繕が必要な状況になっています。

・近年の「ゲリラ豪雨」により、出入口から駐車場までの通路が冠水することがあります。

・ブラインドの開閉不良が発生しています。

【中部分館】

・平成６年度の大規模改修から３０年以上が経過し、老朽化が進んでいます。

・電気設備の老朽化、空調設備の故障のため、改修工事を行う必要があります。

・ブラインドの開閉等の不具合、椅子の座面の汚れや劣化などが目立ちます。

【南部分館】

・平成３年度の開館から３０年以上が経過しており、躯体の老朽化が進んでいます。

・老朽化による床面のはがれ、外壁のヒビからの漏水等が生じています。

・内装のカーテン・カーペットも消耗が進み、汚れが目立っています。

マネジメント方針

【図書館】

・近隣と比較し一人あたりの床面積が大きく同一目的施設があることから、１０年未満には中部分館、２０年未満には南部分館を廃止し図書館機能を集約する方針です。

・図書館集約時には、中央に図書館が位置するよう、２０年未満に文化会館との複合化を検討します。大規模修繕は、行わない方針です。

・南部分館は、文化会館と図書館が複合化し中央に移るタイミングで廃止の方針です。

(2) 博物館等

施設概要

施設名	所在地	延床面積（㎡）	建築年度	経過年数	構造
哲学たいけん村無我苑	坂口町3丁目100番地	978	1992	33	RC
碧南海浜水族館	浜町2番地3	3,015	1981	44	RC
藤井達吉現代美術館	音羽町1丁目1番地	2,934	1979	46	RC
市史資料調査室	源氏神明町2番地	242	1969	56	RC
旧大浜警察署	錦町1丁目7番地	341	1923	102	RC

設置状況

【哲学たいけん村無我苑】

- 瞑想回廊、市民茶室　涛々庵、研修道場　安吾館の３つの建物から構成されています。
- 市民茶室および研修道場内の和室２部屋は、苑内行事で使用するほかは外部へ貸出を行っています。
- 研修道場には和室のほか立礼茶席があり、来苑者に抹茶と和菓子を提供しています。
- 瞑想回廊内のみ２階建てのＲＣ造りで、２か月ごとにアートの展示を行っています。そのほか瞑想室やリラクゼーションルームを備えています。

【碧南海浜水族館】

- 地上２階
- １階には、水族館エリア、事務室、休憩室及びミュージアムショップが設置されています。２階には、展示（旧科学館）エリアがあり、令和８年３月に「ぐるんちゃ」として未就学児向けの施設に生まれ変わりました。他に、研修室及び創作室といった工作教室などで使用できる部屋があります。また、建物外にはビオトープがあります。

【藤井達吉現代美術館】

- 地下１階、地上３階
- 地下１階には事務室、創作室等が、１階には喫茶コーナー、展示室、保存修復室等が、２階には展示室及び多目的室が、３階には収蔵庫及び空調機械室が設置されています。
- 平成２０年度に既存建物を改修しオープンした施設で、令和５年度に収蔵庫、展示室等を増設してリニューアルオープンしました。
- 貴重な美術品等を適正に管理するため、温湿度を一定にする必要があり、空調設備等を２４時間３６５日稼動させています。

【市史資料調査室】

・平成６年度の市民図書館中部分館改修時から、複合施設として同館２階の一部に設置されています。事務室、市史資料の保管・調査・撮影室として利用しています。

【旧大浜警察署】

・本館は大正１２年に建てられた歴史的建造物の外観を観る施設として利用しています。

・本館は愛知県碧南警察署の新築移転後、大浜下区民館などを経て、現在は市が管理し、平成２０年度に外観整備工事を実施しました。本館と敷地南東隅にある武道場からなります。

現状と課題

【哲学たいけん村無我苑】

・建設から３０年以上経過しており、老朽化が進行しています。また、建物のみならず、苑内の樹木の老木化や庭園施設の破損・故障などにより日本庭園や露地の景観が崩れ、運営に支障をきたしています。

・近年来苑者が大幅に増加しており、来苑者の安全を確保する修繕を優先しているため、予防保全的な修繕は行えておらず、優先順位をつけて事後保全的な修繕をしています。

・瞑想回廊は雨漏りしている箇所があるため、シーリングの打ち替えや外壁塗装の塗りなおしなどの大規模修繕が必要な状況となっています。

・研修道場は屋根の漆喰が剥落している箇所があり、雨漏りの原因ともなるため近い将来修繕が必要です。

・市民茶室は外壁の杉皮が欠損し、下部の防水シートが露出している箇所が多く、景観を損ねています。そして、防水シート自体も劣化が進行しているため、雨漏りの可能性が高まっています。また、外気に接している雨戸などの木部や樋の劣化が著しく、修繕が必要です。

【碧南海浜水族館】

・海水を扱う施設であり、一般的な建築物に対して老朽化が早いです。

・大規模改修を計画的に行っていますが、高架水槽、屋外配管、非常用発電設備、館内床面など長期使用による劣化が見受けられます。

【藤井達吉現代美術館】

・開館当時からの既存空調設備等は、令和１０年に耐用年数といわれている２０年を迎え、故障時の交換部品はすでに生産終了し、現在は在庫のみの対応となっていま

す。貴重な美術品の適正管理及び今後の企画展示運営に影響を及ぼすため、令和１１年以降速やかに空調設備等の更新工事を計画的に行う必要があります。

・屋上は、空調室外機が設置されており、開館当時から補修工事は行われていません。防水加工の経年劣化により雨漏りが発生した場合は、収蔵品等に甚大な被害を及ぼすため、空調設備の更新時に合わせて補修工事を行う必要があります。

【市史資料調査室】

・保管スペースが飽和状態になっています。また、空調・遮光機能を備えない保管室で劣化の著しい市史資料等を保管しており、適正な保管場所を検討する必要があります。

【旧大浜警察署】

・本館は歴史的建造物のため、今後も景観や構造の維持管理をしていく必要があります。

・武道場は古い木造建築のため、一部床が抜けるなど老朽化が進行しています。

マネジメント方針

【哲学たいけん村無我苑】

・碧南市の特徴ある施設として、利用者数の推移を見ながら維持する方針です。
維持方法については、多くの人数が集まる施設ではないため利用者に危険が及ばないように修繕していきます。

【碧南海浜水族館】

・碧南市の特徴ある施設として、維持する方針です。施設内の配管等は、修繕を行っていますが、外配管の修繕が未実施であるため計画的な修繕をしていきます。

【藤井達吉現代美術館】

・碧南市の特徴ある施設として、維持する方針です。
美術品の管理に支障がないよう修繕を計画的に行っていきます。

【市史資料調査室】

・現在の中部分館は、空調等十分ではないため、他の施設へ移る方針です。

【旧大浜警察署】

・歴史的建造物のため、今後も景観や構造の維持管理をしていきます。

7-1-3　スポーツ・レクリエーション系施設



(1) スポーツ施設

施設概要

施設名	所在地	延床面積（㎡）	建築年度	経過年数	構造
臨海体育館	浜町2番地3	7,583	1983	42	SRC
臨海公園グラウンド	浜町2番地4	2,405	2000	28	RC
臨海公園ドーム	浜町2番地4	1,865	2007	18	S
港湾スポーツセンター	港本町1番地7	1,268	1986	39	S
勤労者体育センター	新川町2丁目1番地1	882	1980	45	RC
碧南緑地ビーチコート	港本町１番地１	269	2018	7	RC

設置状況

【臨海体育館】

- アリーナ（競技場）、第１体育室、第２体育室、トレーニング室、会議室、和室が設置されています。
- アリーナでは、バレーボール、バスケットボール、バドミントン、卓球、新体操等の利用者に貸出を行っています。
- 第１体育室は、剣道、柔道、空手、卓球、軽体操などの利用者に貸出を行っています。
- トレーニング室は、エアロバイクやランニングマシンをはじめ各種トレーニングマシンを備えており、年間２万人以上の方が利用しています。

【臨海公園グラウンド】

- 照明設備付きの野球場となっており、グラウンドのほか会議室等が設置されており、主に軟式野球の利用者に貸出を行っています。

【臨海公園ドーム】

- 人工芝コート２面を備える全天候型屋根付ドームで、テニス、フットサル、ゲートボール等の利用者に貸出を行っています。

【港湾スポーツセンター】

- 全天候型砂入り人工芝コート４面を備えるテニスコートと弓道場が設置されています。

【勤労者体育センター】

- 体育室が設置されており、バスケットボール、バドミントン、バレーボール、卓球などの利用者に貸出を行っています。

【碧南緑地ビーチコート】

- ミーティングルームやシャワー室を備えた管理棟とオーストラリア産の白い珪砂を使ったビーチコートが設置されています。ビーチバレーボールで最大６面、ビーチ

サッカーで最大２面の利用が可能です。

現状と課題

【臨海体育館】

・建設から 40 年以上が経過しており、老朽化が進行しています。

・トイレが和式中心となっており、洋式化を求める声が多くあります。

・一部雨漏りしている箇所があり、修繕が必要な状況となってきています。

【臨海公園グラウンド】

・事務室一体型の観客席スタンドなど施設全般が特殊な構造となっていることから修繕に多額の費用が必要となります。

・観客席スタンドからの雨漏りがひどく、喫緊の課題となっています。

【臨海公園ドーム】

・ドームの構造が特殊となっているため、修繕には多額の費用が必要です。

・経年劣化により人工芝が傷んでおり、芝の張替えが必要な状況となっています。

【港湾スポーツセンター】

・建設から 30 年以上が経過しており、老朽化が進行しています。

【勤労者体育センター】

・建設から 40 年以上が経過しており、老朽化が進んでいます。

・トイレが和式中心となっており、洋式化を求める声が多くあります。

【碧南緑地ビーチコート】

・建設から７年が経過しています。

・海に隣接し、風の強いエリアであるため、防砂ネットの損傷やコート隣の芝生エリアの土の流出が顕著にみられます。

マネジメント方針

【臨海体育館】

・メインの体育館として大規模修繕を行いながら維持する方針です。

【臨海公園グラウンド】

・唯一の観客席スタンドがあるグラウンドのため、維持する方針です。利用頻度の高い場所等を考慮しながら効率的な維持管理に努めます。

【臨海公園ドーム】

・雨天でも利用できるテニスコート等であり、碧南市の特徴ある施設として維持する方針です。安全性に配慮しながら修繕を行っていきます。

【港湾スポーツセンター】

・弓道場等を有し、他に重複する施設もないことから維持する方針です。
安全性に配慮しながら修繕を行っていきます。

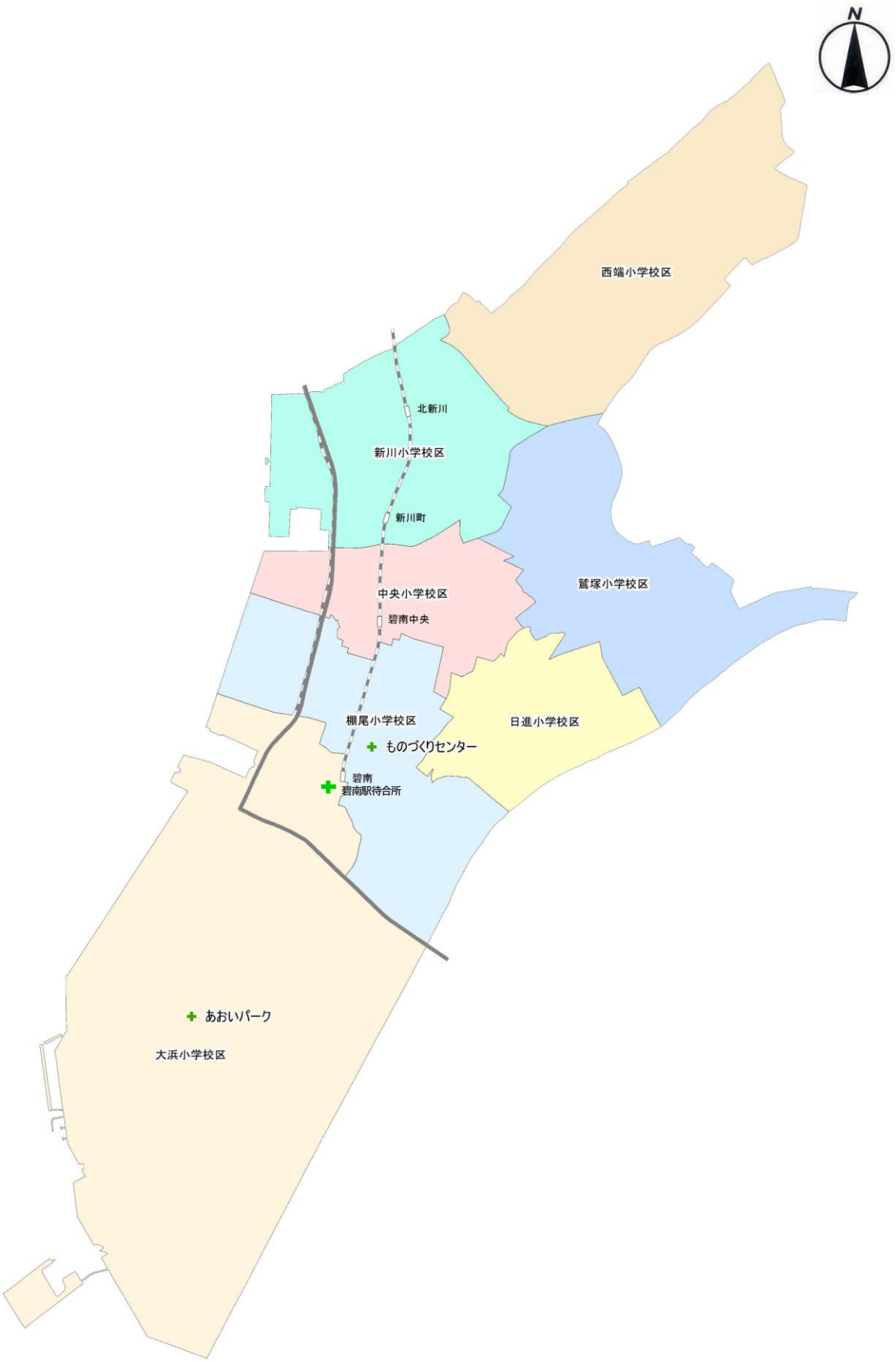
【勤労者体育センター】

・アリーナの床面積が近隣市自治体と比較し人口あたり大きいのに加え、老朽化も進んでいることから１０年未満で廃止の方針です。

【碧南緑地ビーチコート】

・碧南市の特徴ある施設として維持する方針です。
安全性に配慮しながら修繕を行っていきます。

7-1-4　産業系施設


N
西端小学校区
北新川
新川小学校区
新川町
中央小学校区
碧南中央
鷲塚小学校区
棚尾小学校区
日進小学校区
ものづくりセンター
碧南
碧南駅待合所
あおいパーク
大浜小学校区

(1) 産業系施設

施設概要

施設名	所在地	延床面積（㎡）	建築年度	経過年数	構造
ものづくりセンター	汐田町1丁目1番地2	2,910	2006	19	RC
あおいパーク	江口町3丁目15番地3	5,184	1997	28	S
碧南駅待合所	中町５丁目４８番地	89	2020	5	S

設置状況

【ものづくりセンター】

- ものづくりに関する市民の交流及び青少年の創造活動の場を提供する拠点として子どもから高齢者までのものづくりを支援しています。
- ものづくりセンターは４階建てで、１階は公益社団法人碧南市シルバー人材センター及び碧南市少年少女発明クラブの事務局があり、２階は愛知建連技能専門校が主に使用し、視聴覚室、会議室、コンピュータ室が設置され、３階は碧南市少年少女発明クラブが主に使用し、教室１、教室２、教室３が設置され、４階は実習室１、実習室２が設置されています。

【あおいパーク】

- 農業と市民との交流の場の提供および地域農業の振興を推進するための拠点施設です。
- 本館内には、産直売場（イベントホール）、レストラン、浴場、筋トレルーム、情報コーナー、事務室、研修室、調理加工室、和室が設置されています。そのほか、体験農園、観賞温室、市民農園、おはなし広場、バーベキュー広場が設置されています。
- 観賞温室が令和９年度に閉鎖予定です。
- 令和８年４月からは指定管理者による管理運営が行われます。

【碧南駅待合所】

- 誰もが利用しやすいようにユニバーサルデザインを採用した施設で、利用者のための休憩・待合スペースです。外観については、周辺環境との一体性に配慮し、屋根は地場産業の瓦などを用い、壁面は黒を基調とした意匠を基本としています。地域の観光、地場産品等の情報発信の場としても活用されています。

現状と課題

【ものづくりセンター】

・平成１８年の開館から１９年以上経過しており、徐々に老朽化が進行しています。令和７年度の空調機器保守点検報告書では、１階事務室の４基の室内機ファンモータ異常音発有り、取替修理必要と記載され、今後改修が必要です。

【あおいパーク】

・平成１０年の開園から２８年が経過し、建物や設備の老朽化が進行しています。

・浴室ボイラー２基のうち１基（開園時設置）が令和６年度に故障となり、更新時期は未定となっています。

・複数個所で故障もしくは不調の空調設備があります（故障：調理加工室調理コーナー北側、筋トレルーム４台、総合案内受付。不調：情報コーナー１台、研修室２台）。開園当時の空調設備ばかりで、部品製造終了のため、新規更新が必要と言われています。

・複数個所で雨漏りが発生しています。特に本館廊下、出入り口付近が顕著です。

・配管老朽が顕著な部分があります（調理加工室雑排水系統や西側トイレ汚水排水系統、東側トイレ汚水排水系統）。その他、木の根が侵入し、水没している部分もあります。

・調理加工室の配管が細く、一度に多量の水を流すと、床から水があふれてきます。

・開園時に授乳室の設置がなく、臨時で授乳室が設置されていますが、空調がなく、夏は暑く、冬は寒いです。

【碧南駅待合所】

・駅前広場、トイレ等の施設を含めて、ゴミや汚物の問題があります。

・観光及び地場産品等の情報発信方法について、定期的な更新・変更が必要です。

マネジメント方針

【ものづくりセンター】

・碧南市の特徴ある施設として、維持する方針です。
安全性に配慮しながら修繕等を行っていきます。

【あおいパーク】

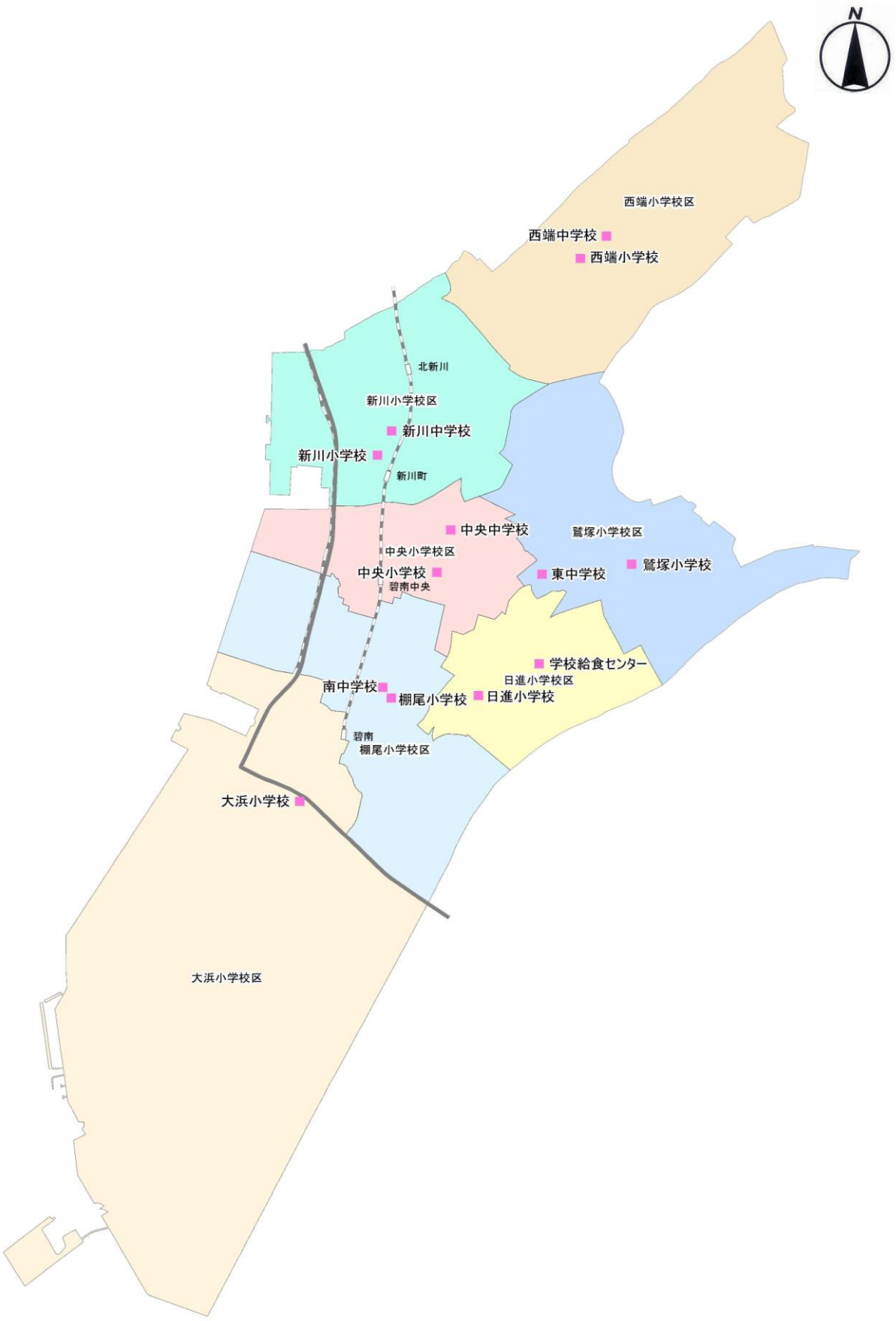
・碧南市の特徴ある施設として、維持する方針です。令和８年度から指定管理者に移行し、効率的な管理運営をしていきます。

・利用者の安全性に配慮し修繕等を行っていきます。

【碧南駅待合所】

・駅の待合として観光及び地場産業品等の情報発信する場であり維持する方針です。
安全性に配慮しながら修繕等を行っていきます。

7-1-5　学校教育系施設


N
西端小学校区
西端中学校
西端小学校
北新川
新川小学校区
新川中学校
新川小学校
新川町
中央中学校
鷲塚小学校区
中央小学校区
中央小学校
碧南中央
東中学校
鷲塚小学校
学校給食センター
日進小学校区
南中学校
棚尾小学校
日進小学校
碧南
棚尾小学校区
大浜小学校
大浜小学校区

(1) 学校

施設概要						
施設名	所在地	校舎名	棟別延床面積（㎡）	建築年度	経過年数	構造
新川小学校	新川町２丁目１番地	校舎（南棟）-1	4,643	1978	47	RC
		校舎（南棟）-3	6	2012	13	RC
		校舎（北棟）	2,936	2012	13	RC
		体育館	1,120	1994	31	RC
中央小学校	向陽町３丁目19番地	校舎（南棟）	2,236	1976	49	RC
		校舎（北棟）-1	2,945	1977	48	RC
		校舎（北棟）-2	181	2000	25	RC
		体育館	1,046	1977	48	RC
大浜小学校	浜田町１丁目１番地	校舎（南館）	2,649	1979	46	RC
		校舎（北館）	3,309	2011	14	RC
		体育館	1,178	2005	20	RC
棚尾小学校	春日町１丁目５番地	校舎（本館）	2,435	2009	16	RC
		校舎（北館）	3,592	1980	45	RC
		体育館	1,163	2009	16	RC
日進小学校	日進町４丁目１番地	校舎（本館）-1	3,886	1972	53	RC
		校舎（本館）-2	14	1987	38	RC
		校舎（新館）	747	2002	23	RC
		体育館	690	1973	52	RC
		体育館増築部分	18	1979	46	S
鷲塚小学校	旭町２丁目10番地	校舎（1棟）	2,525	2013	12	RC
		校舎（2棟）	2,876	1975	50	RC
		校舎（3棟）	1,608	1982	43	RC
		体育館	954	1978	47	RC
西端小学校	上町３丁目１番地	校舎（本館）-1	1,512	2005	20	RC
		校舎（本館）-2	1,650	2005	20	RC
		校舎（北館）-1	1,210	1978	47	RC
		校舎（北館）-2	732	1980	45	RC
		体育館	734	1972	53	RC

施設概要

施設名	所在地	校舎名	棟別延床面積（㎡）	建築年度	経過年数	構造
新川中学校	新川町１丁目１番地	校舎（本館）	4,951	1981	44	RC
		校舎（特別教室棟）	1,124	2002	23	RC
		体育館	1,298	2002	23	RC
		柔剣道場・卓球場	1,219	1986	39	RC
中央中学校	植出町５丁目２番地	校舎（本館）-1	4,910	1984	41	RC
		校舎（本館）-2	10	1990	35	RC
		校舎（本館）-3	9	2000	25	S
		体育館	2,950	1984	41	RC
南中学校	春日町１丁目１番地	校舎（本館）	1,709	2015	10	RC
		校舎（本館北棟）	1,041	1981	44	RC
		校舎（北館）	2,698	1990	35	RC
		校舎（特別館）	2,036	1981	44	RC
		校舎（配膳室）	54	2008	17	S
		体育館	2,196	1983	42	RC
東中学校	天神町２丁目11番地１	校舎（南棟）	2,967	1997	28	RC
		校舎（南棟別館）	660	1980	45	RC
		校舎（北棟）	2,147	1977	48	RC
		体育館	1,135	1981	44	RC
		柔剣道場	518	1987	38	RC
		卓球場	725	1987	38	RC
西端中学校	神田町３丁目10番地	校舎（南棟）	2,560	1980	45	RC
		校舎（北棟）	1,542	1980	45	RC
		ホール01	107	1988	37	RC
		ホール02	96	1988	37	RC
		体育館	1,135	1980	45	RC
		柔剣道場	513	1988	37	RC
		卓球場	693	1988	37	RC

設置状況

【小・中学校】

・市内に小学校７校、中学校５校が設置されており、中には市内の他の学校と比較して規模の小さい学校が生じています。少子化の影響により児童数及び生徒数は減少傾向にありますが、少人数学級や特別支援学級の設置のニーズが高いため、限られたスペースを有効活用しています。

現状と課題

【小・中学校】

・校舎の躯体の耐震化は、平成２７年度にすべての校舎で完了しており、非構造部材の耐震対策も、屋内運動場や柔剣道場の特定天井落下防止、校舎や屋内運動場のガラス飛散防止を完了しています。

・建設から３０年以上が経過している建物の延床面積が全体の７０％を超えており、老朽化による機能低下が進行しています。特に、屋内運動場、校舎の屋根及び外壁における雨漏り、配管を含めた老朽化が顕著です。優先順位を付けて修繕していますが、修繕対象箇所が多く未対応のままとなっている箇所もあり対策が必要です。また、中学校では、配管、洋式化を含めたトイレ改修が必要な状態です。

・上記の現状に対し、維持管理コストの削減及び財政負担の平準化、教育環境の確保並びに現代の教育ニーズに合わせた施設のあり方を念頭に、ライフラインの更新等により建物の耐久性を向上させるだけでなく、環境性能や教育環境の向上、特別支援学級の児童生徒にも配慮したバリアフリー化による利便性の向上等を図る学校施設の長寿命化を推進していきます。

マネジメント方針

【小・中学校】

・学校施設は、適切な維持管理と計画的な改修を実施し、長寿命化を図りながら継続します。

・児童及び生徒数の著しい減少等の社会状況を踏まえ、学校の統廃合や義務教育学校等も視野に入れ、今後の学校のあり方を検討します。

(2) その他教育施設

施設概要

施設名	所在地	延床面積（㎡）	建築年度	経過年数	構造
学校給食センター	小屋下町3丁目15番地	4,030	2005	20	S

設置状況

【学校給食センター】

・第１給食センターは平成１７年度に改築、第２給食センターは平成１９年度に改築されており、市内の全小学校・中学校・幼稚園に給食を提供しています。

現状と課題

【学校給食センター】

・エアコン及び調理機器等は、ほぼ毎日フル稼働しているため、他の施設に比べ老朽化が早く、修繕するのに必要な部品がすでに製造中止になっているものもあり、修繕の計画が立て難いですが、給食提供を止める訳にはいかないため、故障した際にすぐに修繕できないものについて、修繕又は更新を適切な時期に実施するための計画作成が必要です。

・調理場内の温度は高く、暑さ対策が不可欠なため、令和６年度、令和７年度に「学校施設環境改善交付金」を活用し空調設備改修工事を行いました。空調設備については、今後も計画的な改修工事が必要です。

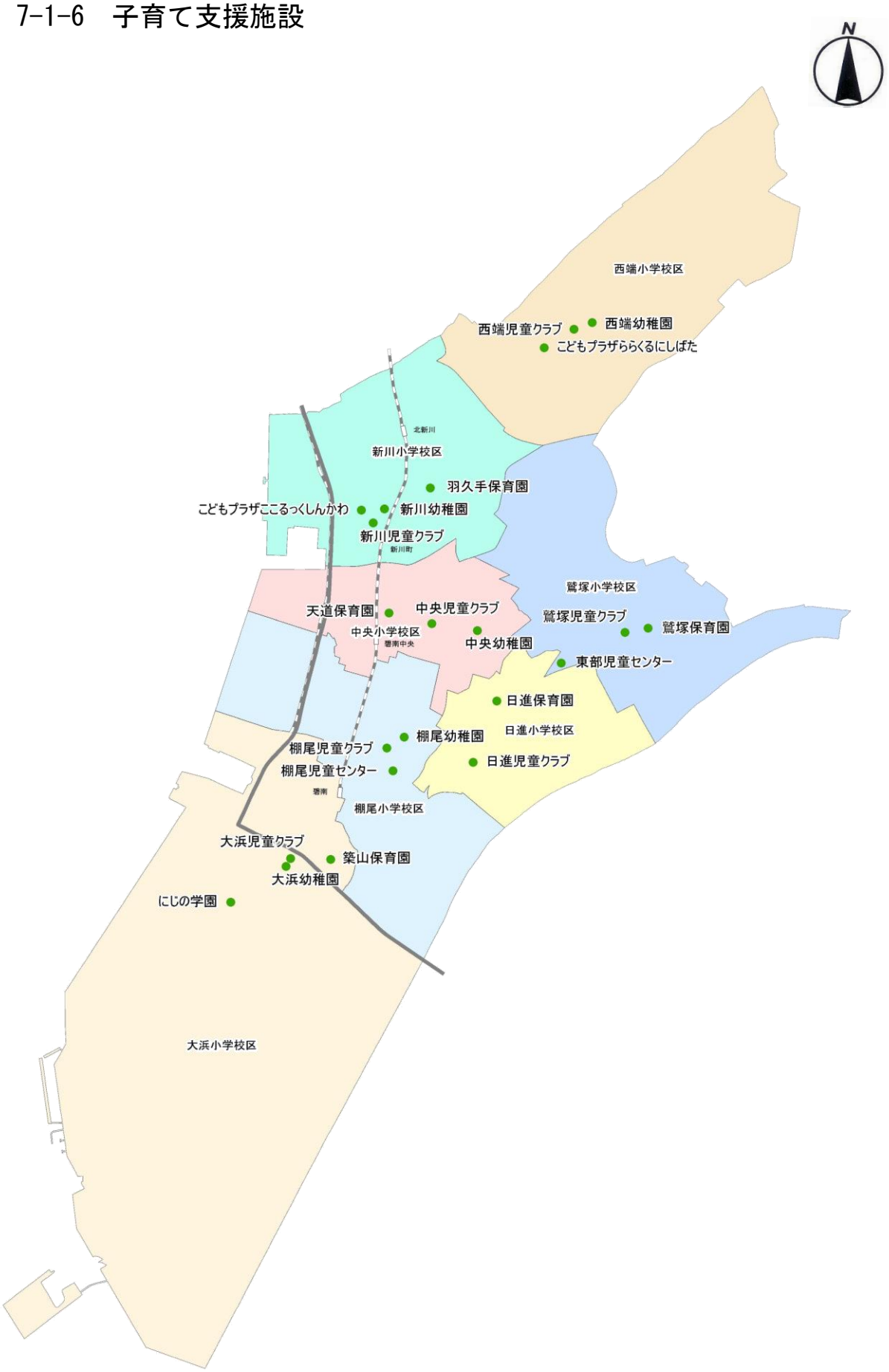
・施設雨漏り、調理場内床の痛みが頻繁に生じるため、継続的な修繕が必要です。

マネジメント方針

【学校給食センター】

・給食を提供し続けられるよう設備の更新も含め計画的に修繕を行い、施設を維持していきます。

7-1-6　子育て支援施設


N
西端小学校区
西端児童クラブ
西端幼稚園
こどもプラザららくるにしばた
北新川
新川小学校区
羽久手保育園
こどもプラザこころっくしんかわ
新川幼稚園
新川児童クラブ
新川町
鷲塚小学校区
天道保育園
中央児童クラブ
鷲塚児童クラブ
鷲塚保育園
中央小学校区
碧南中央
中央幼稚園
東部児童センター
日進保育園
日進小学校区
棚尾幼稚園
棚尾児童クラブ
日進児童クラブ
棚尾児童センター
碧南
棚尾小学校区
大浜児童クラブ
築山保育園
大浜幼稚園
にじの学園
大浜小学校区

(1) 幼稚園・保育園

施設概要

施設名	所在地	延床面積（㎡）	建築年度	経過年数	構造
羽久手保育園	鶴見町6丁目17番地	907	1979	46	RC
天道保育園	末広町2丁目32番地	1,160	1971	54	RC
築山保育園	塩浜町7丁目99番地	913	1975	50	RC
日進保育園	伏見町1丁目66番地	1,310	1983	42	RC
鷲塚保育園	旭町3丁目70番地2	1,768	1980	45	RC
新川幼稚園	新川町2丁目123番地	611	1968	57	RC
中央幼稚園	幸町3丁目40番地1	958	1979	46	RC
大浜幼稚園	浜田町1丁目119番地	1,022	1993	32	S
棚尾幼稚園	春日町2丁目10番地	922	1994	31	S
西端幼稚園	上町2丁目77番地	1,160	1996	29	RC

設置状況

【保育園】

・公立保育園として、羽久手保育園、天道保育園、築山保育園、日進保育園、鷲塚保育園の５園があります。

【幼稚園】

・公立幼稚園として、新川幼稚園、中央幼稚園、大浜幼稚園、棚尾幼稚園、西端幼稚園の５園があります。

現状と課題

【保育園】

・保育園は、全ての施設において建設後４０年経過しており、中には５０年を超える施設もあり、老朽化が進んでいます。令和７年度では、調理室に関する修繕や空調機修繕など１６件の修繕を実施して、施設の維持管理に努めています。

【幼稚園】

・幼稚園は、全ての施設において建設後約３０年経過しており、中には５０年を超える施設もあり、老朽化が進んでいます。令和７年度では、上下水漏水修繕やトイレ修繕など１６件の修繕を実施して、施設の維持管理に努めています。

【保育園・幼稚園】

・全体的に施設の老朽化が進んでいます。安全な保育環境を維持するためには、多くの修繕等が必要です。園によっては大規模改修や建て替えを検討する必要があります。

マネジメント方針

【保育園・幼稚園】

・幼稚園の入園者数は減少傾向にあることから、保育園と統合し、園児数等の動向を踏まえ１０年未満を目途に認定こども園に移行します。

・幼稚園と複合しない保育園についても、入所状況により、１０年未満を目途に認定こども園への移行を検討します。

・再編時期については子ども・子育て会議で協議し、決定します。

(2) 幼児・児童施設

施設概要

施設名	所在地	延床面積（㎡）	建築年度	経過年数	構造
新川児童クラブ	新川町2丁目1番地1	451	1996	29	S
中央児童クラブ	向陽町3丁目19番地	354	1998	27	S
大浜児童クラブ	浜田町1丁目1番地	217	2000	25	S
棚尾児童クラブ	春日町1丁目2番地	368	2009	16	S
日進児童クラブ	日進町4丁目1番地	161	2000	25	S
鷲塚児童クラブ	旭町2丁目30番地	209	1999	26	S
西端児童クラブ	上町3丁目1番地	197	1998	27	S
棚尾児童センター	汐田町2丁目28番地	369	1998	27	RC
東部児童センター	照光町5丁目3番地	314	2000	25	RC
こどもプラザららくるにしばた	三度山町2丁目53番地	660	2009	16	RC
こどもプラザこころっくしんかわ	山神町8丁目35番地	548	2013	12	RC+S
にじの学園	宮町4丁目1番地2	463	1986	39	S

設置状況

【児童クラブ】

・市内に、７クラブが設置されており、指定管理者制度を導入し、社会福祉協議会に運営を委託しています。

【児童センター】

・市内に２箇所設置されており、指定管理者制度を導入し、社会福祉協議会に運営を委託しています。

・棚尾児童センターは、複合施設として棚尾公民館内に設置されています。

・東部児童センターは、高齢者元気ッス館とともに複合施設として東部市民プラザ内に設置されています。

【こどもプラザ】

・生徒・児童の健全育成及び子育て支援を目的として、市内に２箇所設置されています。ららくるにしばたは、音楽室、調理室、サークル室、低年齢児の遊び場等を備

えています。こころるっくしんかわは、へきなん福祉センターあいくる内に市民活動センターや心身障害者福祉センターとともに複合施設として設置されています。また、各施設とも開館当初より指定管理者制度を導入し、社会福祉協議会に運営を委託しています。

【にじの学園】

・市単独運営の親子療育施設です。保育室のほかに、大型遊具室、ホール、相談室、調理室等備えています。

現状と課題

【児童クラブ】

・多くの建物は建築から約３０年近く経過しており、老朽化が進んでいます。令和６年度には、新川児童クラブで雨漏りに対応する大規模修繕を行いました。その他の児童クラブでも雨漏りが確認された場合は、簡易的な修繕を行いながら利用しています。

・エアコン等の設備が故障する施設が多くあります。故障した場合は、修理や部品の交換で対応しています。

・共働き世帯の増加によるニーズの増加に対し、受け入れ態勢として施設の規模、クラブ職員数が不足し対策が必要です。

【こどもプラザ】

・建築から１５年以上経過している建物もあり、メンテナンス等が必要になっていています。ららくるにしばたでは、令和５年度に縦樋修繕を行いました。また、令和７年度にはシロアリによる食害のため、授乳室等の床修繕工事を行いました。

・エアコン等の設備が故障することがあり、修理や部品の交換で対応しています。

【にじの学園】

・建物は築４０年になり、大型遊具室が雨漏りをしたり、外壁にひびが入ったりと老朽化しているところはかなり多く、外壁塗装等、修繕が必要です。

・保育室は２０年前に５年リースで始まりましたが単年契約で毎年更新し続けています。壁の塗装は触れると手や服につく状況です。

・バリアフリーになっておらず、まだ歩行が不安定なお子さんや、車いす等での移動時に支障をきたしています。

マネジメント方針

【児童クラブ】

・児童数は減少が見込まれるものの共働き世帯の増加によるニーズの増加が見込まれるため継続します。

【児童センター・こどもプラザ】

・東部児童センターは、同一目的施設があること、出生数の減少から、将来は廃止します。

・棚尾児童センター、こどもプラザについては、継続します。

【にじの学園】

・施設の老朽化が進行していることから、１０年未満に他の施設に移転します。

・移転後は取り壊し、土地を売却します。

7-1-7　保健・福祉施設


N
西端小学校区
地域包括支援センター西端出張所
北新川
新川小学校区
へきなん福祉センターあいくる
心身障害者福祉センター
新川まちかどサロン
新川町
鷲塚小学校区
中央小学校区
保健センター
碧南中央
碧南ふれあい作業所
高齢者元気ッス館
日進小学校区
棚尾小学校区
大浜まちかどサロン
碧南
大浜小学校区

(1) 高齢福祉施設

施設概要

施設名	所在地	延床面積（㎡）	建築年度	経過年数	構造
新川まちかどサロン	新川町３丁目 130 番地	242	1948	77	W
大浜まちかどサロン	中町２丁目 105 番地	592	1968	57	S
高齢者元気ッス館	照光町５丁目３番地	981	2000	25	RC
地域包括支援センター西端出張所	半崎町５丁目 12 番地	150	2020	5	S

設置状況

【まちかどサロン】

・各まちかどサロンは、既存建物を改修し設置された施設であり、平成１８年度より指定管理者制度を導入し、各まちかどサロン管理組合に運営を委託しています。

【高齢者元気ッス館】

・東部児童センターとともに複合施設として東部市民プラザ内に設置されています。

【地域包括支援センター西端出張所】

・平屋建て、事務室、相談室、ホール、給湯室等があります。高齢者のための介護や福祉、医療などに関する総合相談などを行っています。

現状と課題

【まちかどサロン】

・改修から２５年以上経過し、修理の必要な箇所が散見されます。
新川まちかどサロンは、柱が風雨で傷みが激しく、外壁もクラックがあります。
大浜まちかどサロンは、雨漏りで主に１階のトイレ、調理室の床が水浸しになります。

【高齢者元気ッス館】

・建設から２５年が経過し、設備の不具合が多く発生するなど老朽化が進行しています。特に浴室関係の設備に故障や破損などが多い状況です。

・毎年施設修繕に係る経費を多く支出していることから、効果的な維持管理を図り、計画的な修繕等が必要です。

【地域包括支援センター西端出張所】

・建設からの経過年数が少ないことから、設備の故障や破損は少ない状況です。
効果的な維持管理を図り、施設の長寿命化を図る必要があります。

マネジメント方針

【まちかどサロン】

・新川まちかどサロン、大浜まちかどサロンともに、老朽化が進行していることから短期的な１０年未満で廃止の方針です。

・新川まちかどサロンの廃止後は、土地・建物を名古屋鉄道㈱に返還予定です。

・大浜まちかどサロンの廃止後は、建物を取り壊し、美術館の駐車場として整備する方針です。

【高齢者元気ッス館】

・同一目的施設があること、他施設による代替が可能であることから、将来は廃止する方針です。

【地域包括支援センター西端出張所】

・高齢者のための介護や福祉、医療などに関する総合相談などのための施設であり、今後も高齢者の増加が想定されていることから施設を維持する方針です。

(2)　障害福祉施設

施設概要

施設名	所在地	延床面積（㎡）	建築年度	経過年数	構造
碧南ふれあい作業所	中山町１丁目 16 番地１	1,254	1995	30	RC
へきなん福祉センターあいくる	山神町８丁目 35 番地	1,427	2013	12	RC+S
心身障害者福祉センター	山神町８丁目 35 番地	1,106	2013	12	RC+S

設置状況

【碧南ふれあい作業所】

・地上３階

・障害者総合支援法に基づく生活介護及び日中一時支援事業所として、市内外問わず障害者に対して身の回りの介護及び創作・生産活動の機会を提供しており、厨房及び作業場を設けています。

・平成２２年度より指定管理者制度を導入し、民間に運営を委託しています。

【へきなん福祉センターあいくる・心身障害者福祉センター】

・地上３階

・市民活動センター、こどもプラザこころっくしんかわとともに複合施設として設置されています。また、開館当初より指定管理者制度を導入し、社会福祉協議会に運営を委託していましたが、令和元年度より、へきなん福祉センターあいくるは福祉課の管理となっています。

・１階については、事務室、市民活動センター、こどもプラザこころっくしんかわがあり、一部の会議室は外部に貸し出しを行っています。２階については、心身障害者センターがあり、一部の会議室は外部に貸し出しを行っています。３階は倉庫となっています。

現状と課題

【碧南ふれあい作業所】

・建設から３０年以上が経過しており、設備の不具合が多く発生するなど老朽化が進行しており、空調設備等の老朽化が進行しています。

・屋上の防水が劣化しているため、雨漏りの原因ともなるため近い将来修繕が必要です。

・排水の配管が変形しており、スムーズな排水ができない箇所があり、修繕には大規模な工事が必要です。

・今後通所者の増加や老朽化に対応するため、更新や大規模改修が必要となる可能性があり、今後の施設の在り方について検討が必要となります。

【へきなん福祉センターあいくる・心身障害者福祉センター】

・貸館事業については、ＰＲ等により利用率の向上を図る必要があります。

・外壁に亀裂が多数あり、雨漏りしている箇所があるため、シーリングの打ち替えや外壁の再塗装などの大規模修繕が必要な状況となっています。

・屋上の防水が劣化しているため、雨漏りの原因ともなるため近い将来修繕が必要です。

マネジメント方針

【碧南ふれあい作業所】

・１０年未満に民営化を検討します。

【へきなん福祉センターあいくる・心身障害者福祉センター】

・障害福祉に関する中心となる施設であるため大規模修繕を行いながら維持していく方針です。

(3)　保健施設

施設概要

施設名	所在地	延床面積（㎡）	建築年度	経過年数	構造
保　健　セ　ン　タ　ー	天王町１丁目 70 番地	2,214	1981	44	RC

設置状況

【保健センター】

・休日診療所とともに複合施設として設置されており、一般社団法人碧南市医師会と区分所有しています。

・１階については、事務室、乳幼児健診等で使用する診察室や消毒室、及び休日診療所があります。２階については、会議室、プレイルーム、生活習慣病予防健診のための各種健診室があります。３階は講義室、栄養指導室及び碧南市医師会臨床検査センターが所有する各種健診室があります。４階は碧南市医師会の事務所、会議室があります。

現状と課題

【保健センター】

・建設から４０年以上が経過しており、建物や設備の老朽化が進行しています。

・駐車場は、近隣に分散している駐車場を含め、必要台数を確保していますが、一部借地となっています。

・毎年、施設修繕に係る経費を支出しています。LED 化は、令和１２年度を予定していますが、蛍光灯の基盤に故障が生じており、基盤の取替修繕が必要となっています。

・屋上はこれまで一度も防水工事をしておらず、４階の一部では雨漏りにより天井がはがれる等の被害がでており、応急処置として亀裂部分や破損個所をコーキング等により対応しています。

・事務室の上階部分には、屋外に電源装置が設置されており、屋上同様防水工事をしておらず、１階事務室内に雨漏りが発生しています。

・東壁面については、令和６年度に雨漏り対策工事を行いましたが、一部解消されたものの、工事後も激しい風雨時には３階講義室東側壁面のカーペットが浸水により濡れてしまいます。また、１階受付ロビー東側壁面も降水時には壁から浸水し、床に水たまりができる状態です。降水時はバスタオル等を敷いて対処しています。

・１階西側の壁面は、雨水が染み出て、壁紙がはがれ、壁が破損している部分があります。コンセントが付近にあり、漏電の心配があります。

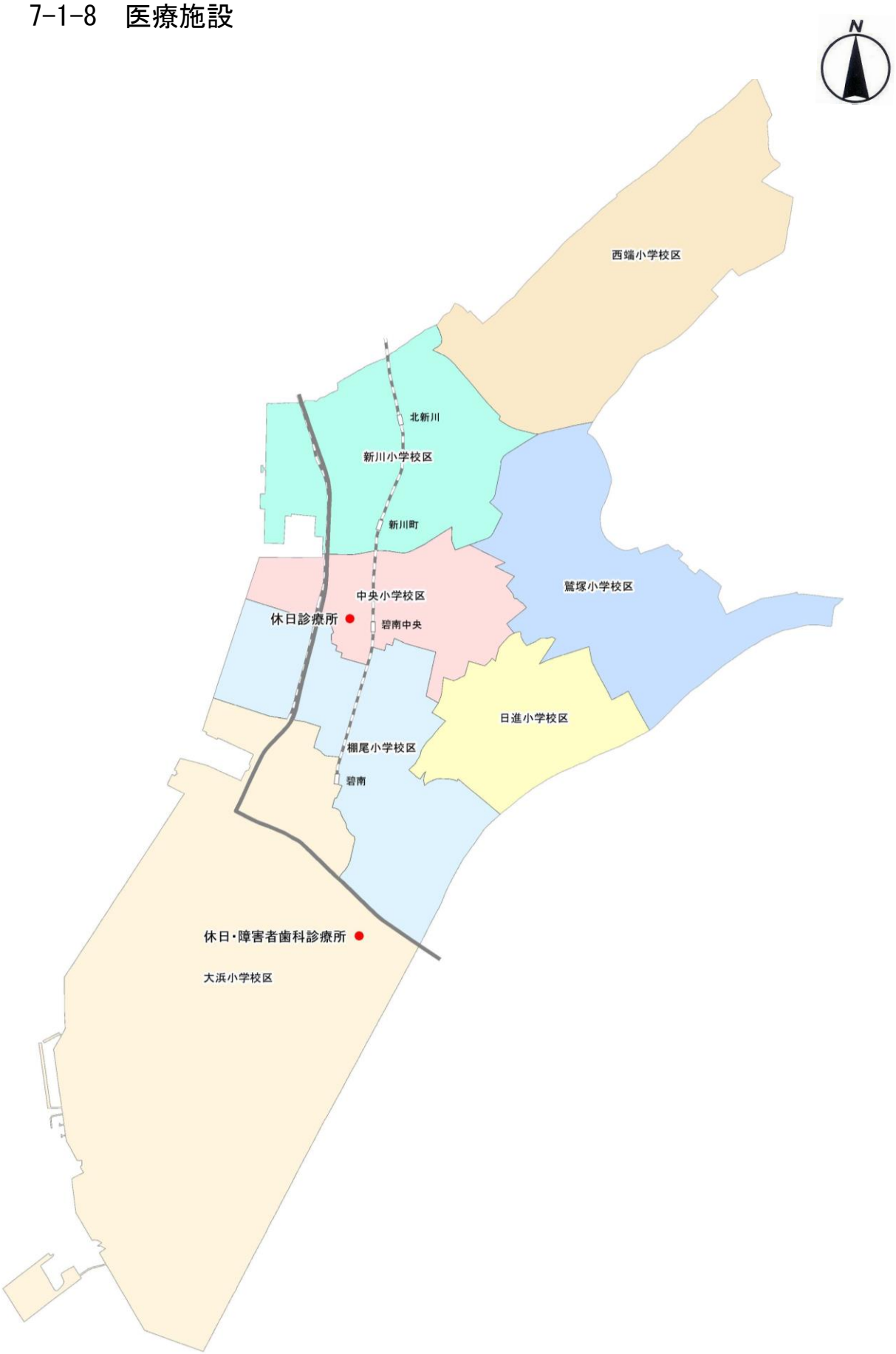
・１階薬剤室内は雨漏りにより、床面シートが浮き上がっています。また、壁のコンセントは使用禁止としています。
・１階男子トイレの小便器３台中、１台は故障中で、部品が古いため修理ができず取替の必要な状況です。他の２台も同様に故障した場合は、取替が必要となります。
・１階受付ロビー横の窓ガラス及びタイル壁面が雨漏りにより浸食され、サッシとタイルの境目部分が腐食しています。
・外壁のタイルにひび割れ、破損が発生しており、目地の劣化がみられる状態です。
・３階４階のファンコイルユニットが古いため更新工事が必要となっています。

マネジメント方針

【保健センター】

・老朽化が進行していることから、２０年未満に新たに建て替える施設に移転します。
・保健センター、休日・障害者歯科診療所、休日診療所の３施設の複合化を検討します。

7-1-8　医療施設


N
西端小学校区
北新川
新川小学校区
新川町
中央小学校区
休日診療所
碧南中央
鷲塚小学校区
日進小学校区
棚尾小学校区
碧南
休日・障害者歯科診療所
大浜小学校区

(1) 医療施設

施設概要

施設名	所在地	延床面積（㎡）	建築年度	経過年数	構造
休　日　診　療　所	天王町１丁目 70 番地	191	1981	44	RC
休日・障害者歯科診療所	前浜町４丁目 22 番地	420	1987	38	RC

設置状況

【休日診療所】

・複合施設として保健センター１階に設置されており、日曜日等に開設しています。

【休日・障害者歯科診療所】

・休日歯科診療所は日曜日等の午前中に、障害者歯科診療所は木曜日の午後に開設しています。

・１階は診療所の受付、診察室、事務室として使用しています。２階は一般財団法人ヘキナンシティカンパニーの事務所が入っています。

現状と課題

【休日診療所】

・複合施設として保健センター内にあることから、休日診療所利用者と保健センター利用者の動線を完全に分離することができず、感染症対策に課題があります。

・駐車場が分散しており、傷病者である利用者にとって不便となっています。

【休日・障害者歯科診療所】

・休日・障害者歯科診療所は、日曜等の午前中及び木曜の午後のみの使用であり、稼働率の悪い施設となっています。

・駅から離れた場所に立地しているため、利便性の悪さが生じています。

【共通】

・どちらの施設も、今後の業務の管理運営方法や適正な施設規模等についての検討が必要です。

マネジメント方針

【休日診療所】【休日・障害者歯科診療所】

・老朽化が進行していることから、２０年未満に新たに建て替える施設に移転します。

・保健センター、休日･障害者歯科診療所、休日診療所の３施設の複合化を検討します。

7-1-9　行政系施設


N
西端小学校区
神田町防災倉庫
消防団第6分団
北新川
旧JA新川支店
消防団第1分団
新川小学校区
~~浅間町倉庫（地域協働課）~~
~~浅間町倉庫（商工課）~~
新川町
鷲塚小学校区
中央小学校区
旭町防災倉庫
碧南中央
旧JA鷲塚支店
消防団第5分団
庁舎
防災の家
栗山防災倉庫
日進小学校区
棚尾小学校区
碧南
消防団第3分団
環境課塩浜事務所
消防団第2分団
雨池防災倉庫
大浜小学校区

(1)　庁舎等

施設概要

施設名	所在地	延床面積（㎡）	建築年度	経過年数	構造
庁　　舎	松本町 28 番地	17,926	1999	26	SRC

設置状況

【庁舎】

・地下１階、地上８階、塔屋２階で事務室や会議室等が設置されている。また、エレベーター５基、エスカレーター２基が設置されています。

現状と課題

【庁舎】

・建物全体の保守管理を民間へ委託しており、長寿命化に向けた方針が未策定のため、施設の修繕等が事後保全的な対応となっています。今後予防保全的に進める必要があります。

・建設から２５年以上経ち、老朽化による劣化も多数見受けられます。

屋根、外壁のシーリングが劣化してきており、雨漏りが数箇所で発生しています。

ガスタービンのエンジン内部が結露による錆で劣化し改修が必要です。

空調についても更新時期が来ていますが、修繕で対応している状況です。

受電設備の本線が劣化し漏電の恐れがあります。

他に換気扇、トイレ等設備の故障が多数発生してきており、計画的な大規模改修が必要です。

マネジメント方針

【庁舎】

・本市の基幹施設として重要な施設であるため、大規模修繕を行いながら維持する方針です。

(2)　消防施設

施設概要

施設名	所在地	延床面積（㎡）	建築年度	経過年数	構造
消防団第１分団	鶴見町1丁目96番地	134	1970	55	S
消防団第２分団	浜田町1丁目141番地	127	1980	45	S
消防団第３分団	棚尾本町2丁目3番地	149	1975	50	S
消防団第５分団	照光町5丁目5番地	143	1999	26	S
消防団第６分団	三度山町2丁目27番地	136	1992	33	S

設置状況

【消防施設】

- 消防団員が参集の際に現場に出動する拠点及び平時における訓練時の待機・休憩所として使用する分団詰所、各分団が所有するポンプ車等の消防車両を格納する分団車庫、消防予備隊が分団と同様の用途で使用する予備隊詰所（１階車庫２階詰所）で構成されています。
- 危機管理課が管理し、消防団員が使用しています。

現状と課題

【消防施設】

- 各分団詰所については、古い施設では建設から５０年以上経過しているものもあり、施設全体の老朽化が進行しています。
- 築年数に限らず、各施設において雨漏りが発生しているほか、車庫シャッターや空調設備、トイレ設備等についても経年劣化による故障が発生しており、修繕や更新を随時実施しています。
- 予備隊詰所については、いずれも建設から２０年を経過していない比較的新しい施設ですが、一部施設では雨漏りが発生しており、随時修繕を実施しています。
- 予備隊制度が廃止されることにより、新たに設立を予定している機能別消防団の活動拠点として、予備隊詰所を引き続き活用していくことを検討しています。

マネジメント方針

【消防施設】

- 適切な維持管理を実施するとともに、安全性に配慮しながら維持する方針です。

(3)　その他行政系施設

施設概要

施設名	所在地	延床面積（㎡）	建築年度	経過年数	構造
環境課塩浜事務所	塩浜町2丁目2番地	762	1976	49	S
雨池防災倉庫	雨池町3丁目18番地	555	1988	37	S
栗山防災倉庫	栗山町2丁目3番地	165	2005	20	S
旭町防災倉庫	旭町3丁目7番地2	81	2009	16	S
神田町防災倉庫	神田町2丁目5番地2	92	2014	11	S
防災の家	鵜島町6丁目67番地	82	1990	35	S
旧ＪＡ新川支店	相生町4丁目110番地	440	1989	36	RC
旧ＪＡ鷲塚支店	鷲塚町4丁目77番地	200	1996	29	RC

設置状況

【環境課塩浜事務所】

・ごみ減量と清掃事業の拠点として、事務所及び車庫、洗車場、倉庫が設置されており、草刈機の貸出業務の受付を行っているほか、資源ごみステーションとしても利用しています。令和６年度に新事務所が完成し、事務所機能は新事務所に移行しました。

【防災倉庫】

・市内に４箇所設置しており、災害時に必要となる備蓄物資等を保管しています。

【防災の家】

・火災により自宅が焼損し、暮らすことができない方に対し、一時的(最大１０日間)な居住場所として、施設を貸し出しています。

・災害時には、指定避難所として活用する施設となっています。

【旧ＪＡ施設】

・旧ＪＡ新川支店は、あいち中央農業協同組合から無償譲渡された施設であり、１階をＮＰＯ法人に貸出し、２階は倉庫として利用しています。

・旧ＪＡ鷲塚支店は、あいち中央農業協同組合から無償譲渡された施設であり、民俗資料等の保管倉庫として利用しています。また地区のイベント等で駐車場のみ開放することがあります。

現状と課題

【環境課塩浜事務所】

・旧事務所は建設から５０年近くが経過し、屋根、外壁等の劣化が進行し傾きが生じるなど老朽化が進行しています。

・令和７年度中に取り壊し予定でしたが、指定袋１枚目からの有料化に伴い、指定袋の保管場所を確保する必要があり、倉庫として利用しています。

【防災倉庫】

・平成２７・２８年度に実施した市独自の被害想定調査により避難者数が増加したことから、新たな備蓄必要量に基づく備蓄品整備を進めてきたことにより、既存倉庫の保管スペースが不足している状況となっています。このため、令和８年度に、新たな防災倉庫の建設を予定しています。

・雨池防災倉庫については、建設から３０年以上経過しており、外壁のひび割れや庇部分からの浸水により、複数個所で雨漏りが発生しています。また、換気設備等の付属設備についても老朽化が進行しており、修繕を随時実施している状況です。現状は事後保全による対応となっていますが、雨漏りについては、湿気による備蓄品の腐食等への影響が大きいため、本来は予防保全を実施する必要があります。

・栗山防災倉庫については、建設から２０年が経過しており、現時点で雨漏りは発生していないものの、今後を見据えた防水改修を実施する必要があります。

【防災の家】

・火災件数の減少及び住宅の防火性能の向上により、近年の利用件数は年間２～３件程度で推移しています。

・利用頻度は低いものの、月１回の清掃業務を地区へ委託し、施設の維持管理を行っています。

・指定避難所としての機能を有していることから、現時点では廃止を予定していませんが、今後施設の老朽化が進行する中で、管理方法や運用方針について検討していく必要があります。

【旧ＪＡ施設】

・建物については無償譲渡ですが、土地については借地となっており借地料の負担があります。

マネジメント方針

【環境課塩浜事務所】

・旧事務所は建設から５０年近くが経過し、老朽化が進行しているため、１０年未満で廃止の方針です。

【防災倉庫】

・災害時に必要となる物資等を備蓄するのに必要であり、維持していきます。

【防災の家】

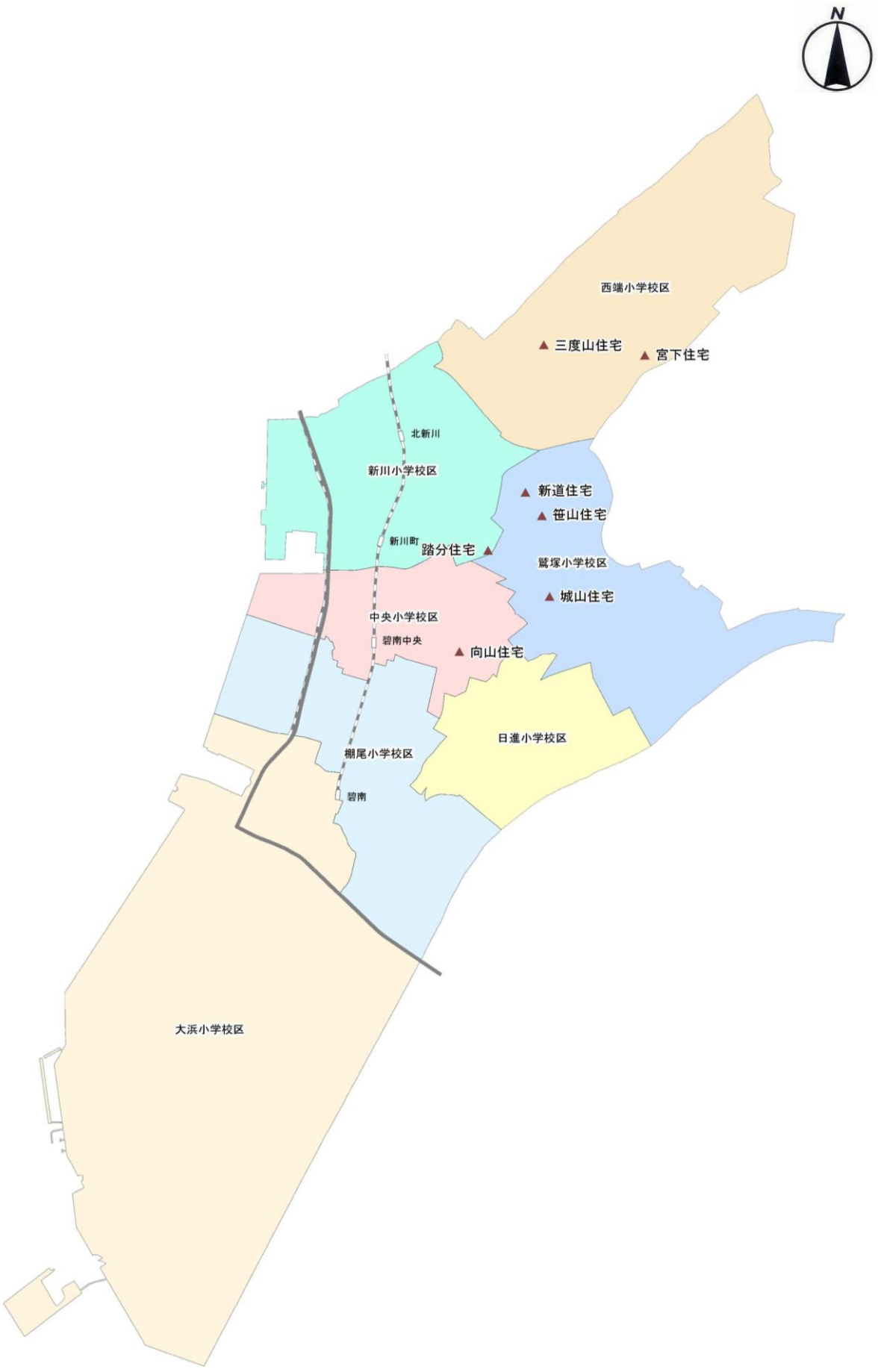
・稼働率が低いことから大規模修繕を行わず将来的には廃止の方針です。

【旧ＪＡ施設】

・旧ＪＡ鷲塚支店は、民俗資料が入っているのみであり１０年未満に廃止の方針です。保管されている民俗資料は、旧ＪＡ新川支店へ移す予定です。

・旧ＪＡ新川支店は、障害を抱えた方の日中の活動の場でもあり、維持する方針です。

7-1-10　公営住宅


N
西端小学校区
三度山住宅
宮下住宅
北新川
新川小学校区
新道住宅
笹山住宅
新川町
踏分住宅
鷲塚小学校区
城山住宅
中央小学校区
碧南中央
向山住宅
日進小学校区
棚尾小学校区
碧南
大浜小学校区

(1)　公営住宅

施設概要

施設名	所在地	延床面積（㎡）	建築年度	経過年数	構造
向山住宅	幸町６丁目 11 番地	3,956	1969	56	RC
踏分住宅	踏分町２丁目 14 番地	5,313	1988	37	RC
新道住宅	新道町２丁目 69 番地１	2,864	1994	31	RC
城山住宅	城山町５丁目 32 番地	1,674	1999	26	RC
笹山住宅	笹山町３丁目１番地１	1,605	2002	23	RC
三度山住宅	三度山町２丁目７番地	5,772	2007	18	RC
宮下住宅	半崎町５丁目 36 番地	5,034	2016	9	RC

設置状況

【公営住宅】

・碧南市市営住宅ストック総合活用（兼市営住宅長寿命化）計画に基づき、市全体７住宅で管理戸数４２８戸設置。各住宅に集会場を備えています。

現状と課題

【公営住宅】

・適正な供給戸数を維持し、建替え時には統廃合などの検討が必要であります。

・外壁、屋根、防水等の大規模修繕は、日常点検により施設の状態を確認し、適切な時期に改修して長寿命化を図る必要があります。

・給排水管更新など住戸内の大規模修繕は、管内を確認するなど詳細調査を実施し、適切な時期に行う必要があります。

・城山住宅のエレベータは、現行の耐震基準に適合しておらず既存不適格となっているため、速やかに改修する必要があります。

・経年劣化による住戸内設備（給湯設備含む）の不具合については、事後保全的な修繕をしています。

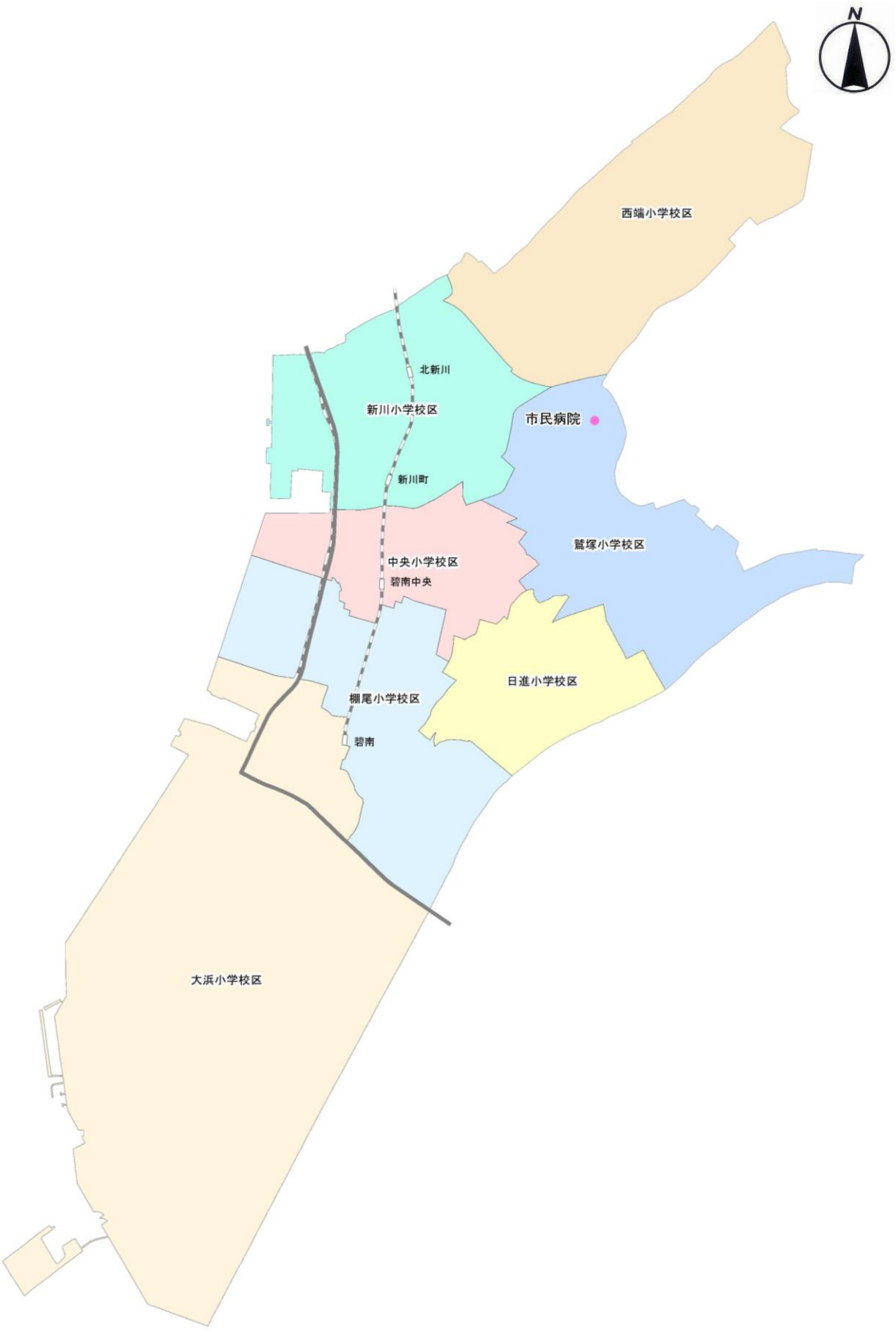
マネジメント方針

【公営住宅】

・碧南市市営住宅ストック総合活用（兼市営住宅長寿命化）計画に基づき、長寿命化を図りながら継続します。

・社会状況を踏まえながら計画の見直しを図ります。

7-1-11　病院施設


N
西端小学校区
北新川
新川小学校区
市民病院
新川町
鷲塚小学校区
中央小学校区
碧南中央
日進小学校区
棚尾小学校区
碧南
大浜小学校区

(1)　病院施設

施設概要

施設名	所在地	延床面積（㎡）	建築年度	経過年数	構造
市　民　病　院	平和町３丁目６番地	36,626	1988	37	RC

※医師住宅等の面積を含みます

設置状況

【市民病院】

- ２階、３階、４階、５階東、５階西の５病棟からなり、病床数は２５５床となっています。１階には、売店、外来、事務室等があります。
- 標榜診療科は、内科始め２０です。二次救急医療機関であり、年間３，０００台を超す救急車を受け入れています。

現状と課題

【市民病院】

- 市民病院は、建設から３０年以上が経過し、建物や設備の老朽化が進行しています。空調機器など設備類が故障し、修繕が多くなっています。雨漏りも複数箇所で発生しており対応が必要ですが、抜本的な解決には至っておりません。
- 病棟は令和４年度から令和５年度にかけて大規模改修工事を実施しましたが、内装のみの施工であるため、壁の中の配管や設備等の構造部分は開院当初のままとなっており、施設の延命には至っておりません。
- 経年劣化による故障が危惧されており更新が急務である施設設備が多数あります。施設設備を整備することは適正な病院運営のために不可欠ですが、本市の財政状況に鑑みて着手が数年前から先延ばしになっています。更新対象施設設備の工事費用は総額約１０億円になります。
- 外来のトイレの個室スペースが狭く改修が求められています。
- 官舎についても病院の建設と同時期に建設されていることから老朽化が進んでおり、雨漏り等はないもののキッチン、お風呂等の設備が古く改修が必要な状況です。
- 城山医師住宅は現在全室空室であり次期入居予定はありません。老朽化が著しいため売却を検討しています。

マネジメント方針

【市民病院】

・緊急行財政対策本部／市民病院緊急経営対策会議で検討します。

7-2 土木インフラ施設の基本方針

土木インフラ施設の基本方針は、以下の表に示す分類に沿って施設類型ごとに整理します。

施設分類		名　称　等
7-2-1 道路施設	(1) 道路	・1級、2級市道 ・その他市道
	(2) 駅前広場・ポケット広場	・駅前広場
		・ポケット広場
	(3) 道路照明灯・防犯灯・ カーブミラー・道路標識	・道路照明灯
		・防犯灯
		・カーブミラー
		・道路標識
7-2-2 橋梁	(1) 橋梁	・橋梁
7-2-3 河川施設	(1) 河川施設	・準用河川
		・樋門･樋管（河川）
7-2-4 港湾施設	(1) 港湾施設	・護岸施設
		・広場等
7-2-5 公園・緑地	(1) 都市公園・都市緑地、広場等	・都市公園
		・都市緑地、広場等
		・公園内建物（明石公園）
	(2) 児童遊園・ちびっ子広場	・児童遊園
		・ちびっ子広場
7-2-6 農業用施設	(1) 農業用施設	・農道
		・農業用排水路
		・排水機場 ・建物、設備
		・樋門･樋管（農業）
7-2-7 水道施設	(1) 水道施設	・管路施設（水道） ・配水管、送水管
		・配水場 ・建物、設備
7-2-8 公共下水道施設	(1) 公共下水道施設	・管路施設（公共下水道）
		・ポンプ場（公共下水道） ・建物、設備
7-2-9 雨水排水施設	(1) 雨水排水施設	・管路施設（雨水）
		・ポンプ場（雨水） ・建物、設備
		・樋門･樋管（雨水）
		・調整池
7-2-10 駐車場	(1) 駐車場	・公共駐車場
7-2-11 消防防災施設	(1) 消防防災施設	・防災同報無線

7-2-1 道路施設

(1) 道路

施設概要	
施設分類	内　訳
道　路　施　設	・道路　1,673　路線　　実延長　457,755m

設置状況

【道路】

・１級市道２１．６㎞、２級市道４４．８㎞、その他市道３９１．４㎞。

現状と課題

【道路】

・市道延長４５７．８㎞のうち、３４７．５㎞は改良済となっています。舗装修繕計画や経年劣化による損傷状況などにより、維持修繕（予防保全）を行っていますが、修繕箇所が多く、多額の費用が必要となっています。

・都市計画決定延長１６．６㎞の内、１６．３㎞は整備が完了しており、整備率は９７．８％となっています。未整備となっている都市計画道路の事業化に向けた財源確保や地元との合意形成が課題となっています。

・狭あい道路整備事業等交付金制度が令和１０年度で終了予定のため、その後、本市の財政負担が大きくなることが懸念されます。

マネジメント方針

【道路】

・都市計画道路は、今後の社会情勢や交通需要の動向を注視するとともに、地元の意向を把握し、事業化を検討します。

・主な区画道路は、地元の意向を把握し、合意形成を図りながら事業化を検討します。

・舗装修繕計画に基づき、計画的な修繕等を実施し、継続的に見直しを図ります。

(2) 駅前広場・ポケット広場

施設概要

施設分類	内　訳
道　路　施　設	・駅前広場　3　箇所（6,700 ㎡）
	・ポケット広場　17　箇所（2,554 ㎡）

設置状況

【駅前広場・ポケット広場】

・駅前広場は、名鉄碧南駅、碧南中央駅、新川町駅に整備されています。

・ポケット広場は、市内の都市計画道路の整備の際に発生した残地及び先行取得した用地を広場として整備されています。

現状と課題

【駅前広場・ポケット広場】

・駅前広場３箇所、ポケット広場１７箇所が整備されています。

・駅前広場は、バリアフリー化を考慮した施設の維持補修が必要です。

・名鉄北新川駅の駅前広場がないため、駅前広場（ロータリー）の整備に向けて検討を進めています。

マネジメント方針

【駅前広場・ポケット広場】

・施設の改修は、老朽化などの状況を把握して計画的に行い、長寿命化を図ります。

・名鉄北新川駅は、駅周辺の道路整備と合わせて駅前広場の整備を検討します。

(3)　道路照明灯・防犯灯・カーブミラー・道路標識

施設概要

施設分類	内　訳	
道　路　施　設	・道路照明灯	1,522　基
	・防犯灯	3,552　基
	・カーブミラー	1,109　基
	・道路標識	511　基

設置状況

【道路照明灯・防犯灯・カーブミラー・道路標識】

・町内会などの要望を受け、地域に必要とされる施設の整備等を実施しています。

・修繕等は、市民からの通報等により、対応しています。

現状と課題

【道路照明灯・防犯灯・カーブミラー・道路標識】

・電気料の負担が多額となっています。

・施設の老朽化については、点検等による現状把握を行い、更新時期を考慮した維持管理計画の作成が必要です。

マネジメント方針

【道路照明灯・防犯灯・カーブミラー】

・防犯灯、カーブミラーは、民間委託によるパトロール等、効率的な維持管理方法を検討します。

・市民からの情報提供等により、市民との協働による維持管理を推進します。

【道路標識】

・定期的な点検を行い、修繕を行う等、適切な維持管理に努めます。

7-2-2 橋梁

(1) 橋梁

施設概要	
施設分類	内　訳
橋　　梁	・橋梁　　186　橋（19,028㎡）

設置状況

【橋梁】

・平成８年度の道路橋示方書改訂以前の基準に基づいた橋長１５m以上の橋梁については、耐震補強対策として上部工の落橋防止を完了しています。

現状と課題

【橋梁】

・道路法の法定点検において、全ての橋梁を５年に１回の頻度で近接目視による点検が位置付けられているため、実施に向けた取組が必要です。

マネジメント方針

【橋梁】

・橋梁修繕計画に基づく修繕等を実施するとともに、法定点検結果に基づき定期的な計画の見直しを図ります。

7-2-3 河川施設

(1) 河川施設

施設概要

施設分類	内　訳	
河　川　施　設	・準用河川	4　河川（1,987ｍ）
	・樋門･樋管（河川）	7　箇所

設置状況

【河川施設】

・準用河川として４河川（古江川、沢渡川、八村川、堀川）が整備されています。

現状と課題

【河川施設】

・平成２７年度に河川台帳の更新を行いましたが、樋門・樋管の整備状況の把握が必要です。

・「中小河川の堤防等河川管理施設及び河道の点検要領」（国土交通省）に準拠した巡視、点検による堤防等の変状有無の確認や健全度評価が未実施です。

・河川施設等の修繕計画、長寿命化計画等が未策定の状況です。

マネジメント方針

【河川施設】

・「中小河川の堤防等河川管理施設及び河道の点検要領」（国土交通省）を準用し、出水期前の適切な時期に、目視点検を実施します。

・河川施設等の修繕計画、長寿命化計画等を策定し、計画的に河川施設等の維持管理を実施します。

・河川施設のパトロール等の民間委託など効率的な維持管理方法を検討します。

7-2-4 港湾施設

(1) 港湾施設

施設概要

施設分類	内　訳	
港　湾　施　設	・護岸施設	3　箇所（5,368 m）
	・広場等	1　箇所（1,710 ㎡）

設置状況

【港湾施設】

・須磨海岸緑地、港南緑地、碧南市臨海公園、明石公園、碧緑地等の護岸が整備されています。また、４号地にボードウォークが整備されています。

現状と課題

【港湾施設】

・「港湾の施設の点検診断ガイドライン」（国土交通省）に基づく護岸等の変状有無の確認、詳細点検による劣化予測、健全度評価が未実施です 。

・ボードウォークの老朽化により、大規模な修繕が必要な状況です。

・港湾施設等の修繕計画、長寿命化計画等が未策定の状況です。

・港湾施設の管理台帳が未整備の状況です。

マネジメント方針

【港湾施設】

・「港湾の施設の点検診断ガイドライン」（国土交通省）の準用による点検、診断を実施します。

・港湾施設の管理台帳の作成を行い 、港湾施設の修繕計画・長寿命化計画等を策定し、計画的に港湾施設の維持管理を実施します。

・港湾施設のパトロール等の民間委託など効率的な維持管理方法を検討します。

7-2-5 公園・緑地

(1) 都市公園・都市緑地、広場等

施設概要

施設分類	内　訳		
公　園　・　緑　地	・都市公園	50	箇所（384,033 ㎡）
	・都市緑地、広場等	36	箇所（290,216 ㎡）
	・公園内建物（明石公園）	1	施設（1棟、988 ㎡）

設置状況

【都市公園・緑地、広場等】

・市内に都市公園が５０箇所、都市緑地が５箇所、広場等が３１箇所整備されています。

・都市公園については、長寿命化計画に基づき修繕、改修等を実施しています。

・明石公園は、令和元年度から指定管理者により、日常点検や簡易修繕など管理運営を委託しています。

・地域住民により構成された公園等愛護会が、都市公園等で月１回以上の清掃や除草、施設の点検を行っています。

現状と課題

【都市公園】

・遊具は毎年保守点検を実施していますが、ベンチや東屋などその他公園施設は、定期的な状況の把握が必要です。

・遊具やベンチなど公園施設により処分制限期間が異なるため、公園ごとの一体的なリニューアルの検討が必要です。

【緑地、広場等】

・施設の老朽化が進行しており現状把握が必要です。

マネジメント方針

【都市公園・緑地、広場等】

・都市公園については、長寿命化計画に基づく改修を実施していくとともに、継続的に計画の見直しを図ります。また、未策定の緑地、広場等については、長寿命化計画の策定を検討します。

・１０年ごとに公園施設全体の調査を実施するとともに、効率的かつ効果的な維持管理を実施します。また、施設の更新時期に合わせ、利用頻度の低

い施設等については、集約や廃止も含めた施設の最適化を検討します。

- 予防保全型の遊具更新にあたっては、処分制限期間の異なる複数の施設を調整し、公園全体を一体的にリニューアルすることで、工事の効率化と公園の魅力向上を同時に図ります。
- 現在実施している樹木剪定などの公園管理の長期継続契約に施設の点検やパトロールなどを含めた包括的な委託を検討します。
- 公園等愛護会の活動箇所を増やすなど地域と行政が連携した効率的な管理体制を構築し、市民協働による公園・緑地の維持管理の拡大を検討します。

(2) 児童遊園・ちびっ子広場

施設概要		
施設分類	内　訳	
公　園　・　緑　地	・児童遊園	10　箇所（7,668 ㎡）
	・ちびっ子広場	28　箇所（12,996㎡）

設置状況

【児童遊園】

・児童福祉法（昭和２２年１２月１２日法律第１６４号）に基づく児童厚生施設として、１９７１年より児童遊園の整備を開始し、現在１０箇所を供用しています。

【ちびっ子広場】

・１９７１年よりちびっ子広場の整備を開始し、現在２８箇所を供用しています。

現状と課題

【児童遊園・ちびっ子広場】

・長寿命化計画に基づき修繕・改修等を計画していますが、予算の制約により、計画どおりに実施できていない状況です。

・借地による施設も多く、用地の返還等により施設の廃止が必要となる場合があります。

マネジメント方針

【児童遊園・ちびっ子広場】

・長寿命化計画に基づく改修を実施するとともに、継続的に計画の見直しを図ります。

・予防保全型による遊具更新にあわせ、事後保全型となっている遊具の計画的な更新を検討します。

7-2-6 農業用施設

(1) 農業用施設

施設概要

施設分類	内　訳
農業用施設	・農道　53,990　m　（189,010 ㎡）
	・農業用排水路　110,389　m
	・排水機場
	・建物　1　施設（3棟、270 ㎡）
	・設備　9　箇所（ポンプ 18 基）
	・樋門･樋管（農業）　14　箇所

設置状況

【農業用施設】

・農業用施設は、農業生産を効率的かつ安定的に行うための施設です。

・農道は、農作業機械の通行や農産物の運搬など、農地へのアクセスを確保するために設けられた施設です。

・農業用排水路及び排水機場などは、農地にたまった余分な水を排出するための施設です。

現状と課題

【農業用施設】

・施設の大半は、昭和４０～５０年代に行われた、ほ場整備の時期に整備されています。

・一般車両の通行が多い農道では、市街地と同等の維持管理水準が求められています。

・農業用排水路や排水機場へは、住宅からの生活排水が流入しており、農業排水に加えて、生活排水を処理する役割も果たしています。

・施設は標準耐用年数を経過して老朽化が進行している一方で、更新や修繕の対応が十分に追いついていない状況です。

マネジメント方針

【農業用施設】

・地元農業団体などとの連携による持続的な維持管理を推進します。

・定期的な点検、診断により施設の劣化状況を把握し、適切な補修や更新により施設の長寿命化及びライフサイクルコストの低減を図ります。

7-2-7 水道施設

(1) 水道施設

施設概要

施設分類	内　訳
水　道　施　設	・管路施設（水道） ・配水管　495,608　m 計495,608 m
	・配水場 ・建物　1　施設（3棟、1,490 ㎡） ・設備　1　箇所（ポンプ 8 基）

設置状況

【水道施設】

・管路施設は約４９６㎞、配水場は１箇所整備されています。

・管路施設については、更新に合わせて耐震化を実施しています。

・配水場については、長寿命化計画に基づき設備等の改修・更新を実施しています。

・配水場については、令和７年度より民間事業者へ運転監視委託を行っており、委託先の技術者が２４時間常駐し、運転監視及び日常点検を実施しています。

現状と課題

【水道施設】

・配水管及び配水場の水道施設が順次更新の時期を迎えるため、計画的な施設の更新が必要です。

・今後も水需要の減少が見込まれる中、将来の水需要に応じた適正な施設規模の検討が必要です。

マネジメント方針

【水道施設】

・配水管及び配水場の水道施設の計画的な更新及び耐震化を実施します。

・将来の水需要の動向を踏まえ、適正な施設規模を確保し、健全で安定した持続可能な水道事業の経営を図ります。

7-2-8 公共下水道施設

(1) 公共下水道施設

施設概要	
施設分類	内　訳
公共下水道施設	• 管路施設（公共下水道）　432,159　m
	• ポンプ場（公共下水道） 　• 建物　1　施設（1棟、434 ㎡） 　• 設備　18　箇所（ポンプ 37 基）

設置状況

【公共下水道施設】

- 都市化に伴う家庭汚水の増加により公共水域の水質汚濁が進行していたことから、昭和６３年に公共下水道の全体計画を策定し、同年９月に衣浦東部流域関連公共下水道事業として整備を開始。
- 管路施設が、市内に４３２㎞整備されており、その整備率は全体計画に対し、９１．８%となっています。
- 公共下水道の中継ポンプ場が市内に１箇所、マンホールポンプ場が市内に１７箇所整備されています。

現状と課題

【公共下水道施設】

- 碧南市汚水適正処理構想を令和３年度に見直し、そのアクションプランに基づく公共下水道施設の整備を推進しています。
- 管路の耐用年数は５０年程度であり、整備開始時に布設した管は３８年を経過しました。近い将来、老朽化した管について布設替えや管更生に要する費用が必要になってきます。

マネジメント方針

【公共下水道施設】

- マンホールポンプについて、目標耐用年数は２０年であり、適切に維持管理をするため、平準化を図りながらオーバーホールや取替を進めます。
- 管路について、上下水道耐震化計画に基づき耐震化を進めるとともに、老朽化した管路の更新を計画的に進めます。また、水の官民連携や矢作川流域上下水道広域連携協議会により、維持管理の在り方についても検討します。

7-2-9 雨水排水施設

(1) 雨水排水施設

施設概要		
施設分類	内　訳	
雨水排水施設	・管路施設（雨水）　122,853　m	
	・ポンプ場（雨水）	
	・建物　6　施設（6棟、2,923 ㎡）	
	・設備　11　箇所（ポンプ 29 基）	
	・樋門･樋管（雨水）　43　箇所	
	・調整池　3　箇所（4,104 ㎡）	

設置状況

【雨水排水施設】

・昭和６３年９月以前は都市下水路として整備を進め、同年９月以降は衣浦東部流域関連公共下水道事業として整備を開始。

・建物を有する雨水ポンプ場は、堀川第三排水区、一ツ橋排水区、雨池排水区、吹上排水区、中田川排水区、浅間排水区に各１施設設置。施設は全て鉄筋コンクリート２階建構造。

・建物を有しない雨水ポンプ場は、堀川第一排水区に２施設、権現排水区、平七第一排水区、陣屋排水区に各１施設設置。

・調整池は、八村川第一排水区、八村川第二排水区、中田川排水区に各１施設設置。

・雨水ポンプ場は、大雨時に下水道管内に集まった雨水を強制的に河川や海へ放流するために設置。

・調整池は、大雨時に雨水を一時的に貯め、下水道や河川への流出を遅らせ、ピーク時の負担を軽減するために設置。

現状と課題

【雨水排水施設】

- 碧南下水道事業計画に基づき、浸水対策を実施していますが、雨水管理総合計画策定ガイドラインに基づいた計画降雨の変更により、各排水区を評価した結果、一部の既設管路の増径が必要となりました。
- 浸水対策推進のため、調整池の整備が必要ですが、用地の確保に苦慮しています。
- 重要な管路施設の点検が一部未実施のため、計画的な調査を実施する必要があります。
- 雨水ポンプ場は、碧南市下水道ストックマネジメント計画に基づき、更新工事を実施していますが、補助金の要望割れにより計画に遅れが生じています。
- 令和４年度に碧南市下水道施設耐水化計画を策定しましたが、令和６年度に策定した雨水出水浸水想定区域図の結果を反映した計画に更新し、耐水化を推進する必要があります。

マネジメント方針

【雨水排水施設】

- 浸水対策推進のため、碧南市雨水管理総合計画に基づき、施設整備を計画的に実施します。
- 重要な管路施設について老朽化調査を実施し、その結果を碧南市下水道ストックマネジメント計画に反映するとともに、改築更新を実施します。
- 碧南市下水道ストックマネジメント計画に基づき、ポンプ場の更新工事を実施するとともに、工事の遅れによる機器類の故障が起きないよう日常点検に努めます。
- ポンプ場施設の耐水化計画を更新し、計画的に耐水化工事を実施します。

7-2-10 駐車場

(1)駐車場

施設概要

施設分類	内　訳
駐　　車　　場	・公共駐車場　　２　箇所（4,629㎡）

設置状況

【駐車場】

碧南中央駅と新川町駅付近に立地する、公共駐車場です。

現状と課題

【駐車場】

・碧南中央駅公共駐車場は１日１回２００円で利用でき、近隣に比べると非常に低価格となっています。開業から値上げをしておらず、立地も良いことから、利用率が高い状態が続いています。

・近年の人件費の上昇のあおりを受け、赤字が続いていること、機械化しておらず２４時間の対応ができていないことが課題となっています。

・新川町駅西駐車場は時間駐車による利用と定期駐車による利用で運用しており、平成３０年度から指定管理による管理・運営を行っています。利用率は高い状況にありますが、更なる有効活用について検討する必要があります。

マネジメント方針

【駐車場】

・碧南中央駅公共駐車場については、使用料の値上げ及び運用方法を見直すことで、適正な受益者負担及び市民サービスの向上を図ります。そのため、令和９年度から、指定管理者制度を活用する予定です。

・新川町駅西駐車場については、引き続き利用状況を注視しながら、適正な利用・管理を行うことで市民サービスの向上を図ります。

7-2-11 消防防災施設

(1) 消防防災施設

施設概要

施設分類	内　訳
消 防 防 災 施 設	・防災同報無線　　20　基（ポール 19 基）

設置状況

【消防防災施設】

・市内に２０箇所の子局と庁舎８階の親局で構成されています。有事の際は、自動で音声が流れ、庁舎２階にある無線室から肉声を流すことも可能です。また、市内２０箇所から特定の子局のみを選択し音声を流すことも可能です。

現状と課題

【消防防災施設】

・導入から約２０年となり、老朽化に伴う故障は増加傾向にあります。また、修理に必要な部品は徐々に生産が終了されており、在庫がなくなった場合修繕が不可能となるケースも出てきます。

・今後の運用方針や更新計画を検討する必要があります。

マネジメント方針

【消防防災施設】

・市民の生命を守るための重要な設備であり、故障した場合は迅速な修繕が求められます。近年、老朽化により故障頻度や修繕費が増加傾向となっているため、計画的な設備更新を検討します。

【用語説明】

用　語	説　明
あ行	
維　持　管　理	公共施設等の機能維持のために必要となる点検・調査及び修繕のこと。
一　般　会　計	行政の基本的な経費（教育や福祉などのサービスの実施、公共建築物や道路、公園などの整備、行政運営などに要する経費）を、市税などを主な財源として経理する会計のこと。
イ　ン　フ　ラ	インフラストラクチャーの略で、道路や橋梁、公園、上下水道など都市活動を支える社会基盤のこと。本計画では、土木分野のインフラのこと。
か行	
改　　修	劣化した建物の部分または全体の原状回復を図ることや、建物の機能・性能を求められる水準まで引き上げること。
公営企業会計	地方公共団体が経営する水道、病院などの公営企業に関する会計のこと。
旧耐震基準	建築基準法の昭和 56 年改正前の基準によるもので、昭和 56 年６月１日よりも前に着工した建築物に適用されている。震度５強程度の中規模地震に対して耐震性を有する。
更　　新	建物の改築や設備等を同性能・同仕様の新しい物に取り替える行為。（例）建築部位：吹付けタイル（既存）→吹付けタイル（新規）、設備機器：空調機（既存）→空調機（新規）
さ行	
事　後　保　全	構造物や建築物などに損傷が発生し、明らかな不具合が生じてから修繕等を行う保全方法のこと。（⇔予防保全）
指定管理者制度	公共施設等の管理・運営に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、平成15年の地方自治法の一部改正により導入された制度のことで、民間の事業者、NPO法人などを含めた広い範囲の団体から公募し、事業計画や収支計画などの提案内容から判断して、施設の管理者を決めていくことができるようになった官民連携手法の一つである。
新耐震基準	建築基準法の昭和 56 年改正後の基準によるもので、昭和 56 年６月１日以降に着工した建築物に適用されている。震度６強～7 程度の大規模地震に対しても、倒壊（崩壊）して人命に危害を及ぼすことのない程度の耐震性を有する。
た行	
大規模改修	公共建築物の基本性能を維持するために予防保全的に実施される工事。本計画においては、劣化による内容に限ることとし、機能向上に資する内容は含まないものとする。
長　寿　命　化	事前に予防目的とした改修を計画的に実施することで、老朽化の進行を遅らせ、使用期間を長期化すること。
投資的経費	道路、橋梁、公園、学校、公営住宅の建設など社会資本整備などに要する経費のこと。地方財政の経費分類の一種で主なものとして普通建設事業費がある。
特　別　会　計	公共料金や利用料など独自の収入をもって特定の支出に充てるため、一般会計と区別して経理する必要がある場合に設けられる会計のこと。

は行	
Ｐ　Ｐ　Ｐ	Pubulic Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。
Ｐ　Ｆ　Ｉ	Plivate Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。
扶　助　費	性質別歳出の一分類で、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費のこと。
平　準　化	年度ごとにバラつきのある費用を予算の制約等の条件により、一定程度に均す作業のこと。
法定耐用年数	税務上、減価償却率を求める場合の基となる公共施設等の耐用年数のこと。
ま行	
まち・ひと・しごと創生総合戦略	人口減少の克服を目的として平成 26 年 11 月に制定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、人口の現状と将来の展望を示し、今後５か年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた戦略のこと。（碧南市まち・ひと・しごと創生総合戦略）
や行	
有形固定資産減価償却率	有形固定資産のうち、土地以外の償却資産（建物や工作物等）の取得価格に対する減価償却累計額の割合。この数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示す。
ユニバーサルデザイン	障がいの有無や年齢、国籍、性別などの違いにかかわらず、できるだけ多くの人が使いやすい製品や建築・都市環境、サービス等の提供を目指す考え方。「公平性」「自由度・柔軟性」「単純性」「分かりやすさ」「安全性」「負担の少なさ」「スペース等の確保」の７つの原則から成り立つ。
予防保全	建物及び設備、構造物などの異状の有無や兆候を事前に把握し予測することで計画的な改修を行い、故障による停止や事故を防ぎ、公共施設等の寿命を長くする保全方法のこと。（⇔事後保全）
ら行	
ライフサイクルコスト	公共施設等の計画、設計、施工から維持管理、改修、更新、解体・処分までに要する費用の総額。初期建設にかかるイニシャルコストと維持管理にかかるランニングコストに分けられる。



碧南市公共施設等総合管理計画
平成29年3月　策定
令和　4年3月　改訂
令和　8年11月　改訂
碧南市　企画財政部　財政課
〒447-8601
愛知県碧南市松本町28番地
電　　話：0566-41-3311（代表）
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ：http://www.city.hekinan.aichi.jp/